



## ボン国連気候変動会議

2012年 5月14日－ 5月25日

本日ドイツ・ボンに於いて、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) および京都議定書に基づく国連気候変動会議が開幕する。5月14日から25日までの日程で行われる今次会議では、実施に関する補助機関 (SBI) および科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)の第36回 補助機関会合 (SB) が開催される。また、条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA) 第15回会合、京都議定書附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) 第17回会合さらに「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」(ADP) の第1回会合も併せて開催される。

ADP は、5月17日から24日まで会合を開く。締約国からのサブミッション(FCCC/ADP/2012/MISC.3)を受けて、この新組織は緩和、適応、資金、技術の開発・移転、行動と支援の透明性、キャパシティビルディング等の分野に関する作業の開始を予定している。また、ADPでは、緩和のための野心の強化に関する作業計画を検討し、議長、副議長、連絡官 (Rapporteur) の選出を行う予定だ。

AWG-LCA の会合日程は5月15日から24日迄。第18回締約国会議 (COP 18)での包括的かつバランスのとれた合意成果の採択を目指し、その準備に焦点をあてることになる。さらに、5つのインセッション・ワークショップ(持続可能な開発への衡平なアクセス;先進国の排出削減目標の明確化;途上国による各国ごとに適切な緩和行動 (NAMA)の多様性のさらなる理解; 様々なアプローチ; 新たな市場ベースのメカニズム) を開催予定だ。

AWG-KP の会合日程は5月15日から24日迄。附属書I締約国の更なる約束、数量化された排出抑制・削減目標(QELRO)、割当量単位 (AAU)の繰り越し、議定書改正案およびその付属書などについて検討する。

SBI と SBSTA の会合日程は5月14日から25日迄。SBI 暫定議題 (FCCC/SBI/2012/1) の項目の中でも国別報告書; NAMA; 資金; 国別適応計画; 損失・被害; 対応策; 技術; クリーン開発メカニズム(CDM)理事会の決定への控訴; 政府間会合の調整; および事務管理・資金・制度的な問題などが中心テーマとなる。

SBSTA の暫定議題 (FCCC/SBSTA/2012/1)には、影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画; 技術; 研究および 系統的観測; 対応策; 農業; 各種方法論の問題; 緩和の科学・技術・社会経済的側面等がある。

### UNFCCC 及び京都議定書のこれまでの経緯

国際政治における気候変動への対応は1992年の気候変動に関する国連枠組み条約 (UNFCCC) の採択に始まる。この条約は、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため、大気中の温室効果ガスの濃度

安定化を目指す行動枠組みを規定している。UNFCCC は 1994 年 3 月 21 日に発効、現在 195 の締約国が加盟する。

1997 年 12 月、締約国は日本の京都で開催された COP3 で UNFCCC の京都議定書に合意し、この中で先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標を達成することを約束した。これらの国々は UNFCCC の附属書 I 締約国と呼ばれ、附属書 I 国全体で 2008-2012 年（第 1 約束期間）に 6 種の温室効果ガスの排出量を 1990 年比で平均 5%削減することで合意し、各国がそれぞれ異なる国別目標を持つことでも合意した。京都議定書は 2005 年 2 月 16 日に発効、現在 192 の締約国を有する。

### 2005－2009 年に行われた長期交渉

2005 年末、カナダのモントリオールで、京都議定書の第 1 回締約国会合（CMP 1）が開催され、議定書 3 条 9 項に基づき AWG-KP を設置することが決まった。また、第 1 約束期間が終了する少なくとも 7 年前までに、附属書 I 国の更なる約束を検討することが義務付けられた。これに加えて、COP 11 では、国連気候変動枠組み条約（以下、条約）の下で長期的な協力を検討するため「条約ダイアログ」と呼ばれるプロセスがつくられ、4 回のワークショップを開催することが合意された。

2007 年 12 月、インドネシアのバリ島で COP 13 及び CMP 3 が開催された。交渉の結果、長期的な問題に関するバリ・ロードマップが合意された。また、COP 13 で、バリ行動計画（BAP）が採択され、緩和や適応、資金、技術、長期的協力行動のための共有ビジョンといったテーマに特化した議論を行うための AWG-LCA が設置された。また、AWG-KP の下では、附属書 I 国の更なる約束に関する交渉も続けられた。条約と京都議定書に基づく 2 つの交渉経路「トラック」については、2009 年 12 月のコペンハーゲン会議を交渉の終結期限とすることとなり、そのために 2008 から 2009 年にかけて両作業部会が数回開催された。

**コペンハーゲン:** 2009 年 12 月、デンマークのコペンハーゲンで国連気候変動会議（COP 15 及び CMP 5）が行われた。一般からの高い注目が寄せられた同会議では、透明性とプロセスをめぐる論争が目立った。ハイレベル会合では、主要経済国・地域およびその他交渉グループの代表で構成されるグループでの非公式交渉が行われ、12 月 18 日深夜、交渉の結果、政治合意である「コペンハーゲン合意（Copenhagen Accord）」が生まれ、その後、COP 全体会合での採択に向けて提出された。その後 13 時間以上にわたり、この合意の内容について政府代表団による討議が行われ、最終的に COP はコペンハーゲン合意に“留意”（take note）することで合意した。2010 年中に 140 以上の締約国がこの合意に対する支持を表明し、80 ヶ国以上が自国の緩和目標や緩和行動に関する情報提供を行った。また、AWG-LCA 及び AWG-KP の期限を COP16 及び CMP 6 まで延長することで合意した。

**カンクン:** 2010 年に 4 回の準備会合を経て、12 月に国連気候変動会議がメキシコのカンクンで開催された。会議の末、カンクン合意がまとめられ、両交渉トラックの下での決定書が盛り込まれた。条約トラックの下では、決定書 1/CP.16 において、世界平均気温の上昇を 2°C に抑制するという目標を達成するべく世界全体の排出量を大幅に削減する必要があると認識した。また、世界の長期目標を定期的にレビューし、2015 年までのレビューにより目標の強化を検討していくことでも合意がなされた。また、締約国は、先進国と途上国がそれぞれ排出削減目標および各国ごとの適切な緩和行動(NAMA)を通知することに留意した



(FCCC/SB/2011/INF.1/Rev.1 及び FCCC/AWGLCA/2011/INF.1:ともにカンクン後に発表)。さらに、決定書 1/CP.16 では、測定・報告・検証(MRV)や、途上国の森林減少・森林劣化由来の排出量の削減および森林保全の役割、途上国における持続可能な森林管理および炭素貯蔵の強化(REDD+)といった、緩和に係るその他の側面についても取り上げられた。

また、カンクン合意により、いくつかの新たな制度やプロセスの発足が定められた。カンクン適応枠組みや適応委員会、技術執行委員会 (TEC)、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)等である。また、グリーン気候基金 (GCF) が創設され、これを条約の資金メカニズムの新たな運営機関として、24名の理事により構成される理事会で管理することとした。同基金の詳細設計については、移行委員会を設置し、作業にあたらせることで締約国が合意。資金メカニズムに関しては COP を補佐する常設委員会が設置されることとなった。また、2010-2012 年には、早期開始資金として、先進国が 300 億米ドルを拠出すること、さらに 2020 年までに共同で年間 1000 億米ドルを拠出するという約束が認識された。

議定書トラックの下では、CMP により、附属書 I 国に対して、IPCC 第 4 次評価報告書で特定されたレンジと一致するような排出削減総量を実現させるべく、附属書 I 国の排出削減目標の野心レベルを引き上げるよう要請された。さらに、土地利用・土地利用変化・林業 (LULUCF) に関する決定書 2/CMP.6 が採択された。2 つの AWG の期限は南アフリカ・ダーバンで開催される国連気候変動会議まで延長されることとなった。

**ダーバン:** 2011 年に 3 回の準備交渉を経て、2011 年 11 月 28 日 - 12 月 11 日に南アフリカのダーバンで国連気候変動会議が開催された。ダーバンの成果としては、特に、京都議定書に基づく第 2 約束期間の設定、条約に基づく長期的協力行動に関する決定、および GCF の運用開始に関する合意など、多岐にわたるテーマが網羅された。多大な交渉の末、“議定書、他の法的文書、または、すべての締約国に適用可能な法的拘束力を有する合意成果”の作成を定められた新たな ADP というプロセスを発足させることが合意された。この新たな交渉プロセスは、2012 年 5 月から開始され、2015 年末には終了する予定で、その成果を COP 21 で採択し、2020 年以降に施行・実施することが定められた。

### 今次会合までのハイライト

**気候変動に関する進歩的な行動のためのカルタヘナ・ダイアログ:** 気候変動に関する進歩的な行動のためのカルタヘナ・ダイアログは、ケニアのナイロビにおいて 2012 年 4 月 3-4 日に開催され、気候変動の危機に対処するための漸進的な国際協力行動に取り組むため、UNFCCC の Christiana Figueres 事務局長ほか 38 カ国からの代表 80 名が参加した。ダーバン・プラットフォームに関する討議では、ADP のガバナンスや作業構成、および 2015 年までに法的拘束力を有する新たな合意を実現するための戦略などについて創造的に検討するため、COP17 の政治的な機運を活かす必要性があると強調された。また、京都議定書の下での第 2 約束期間に向けた細目を決定することの必要性、2020 年までの期間の緩和の野心の強化、過去の COP で合意された各種の制度やメカニズムの運用化、適応 および 資金の重要な役割などが認識された。

**エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム:** エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム第



13回会合が2012年4月17日、イタリアのローマで開催された。2009年に米国オバマ大統領の呼びかけで発足した同フォーラムは、先進国と途上国17ヶ国が参加し、世界の気候変動やクリーンエネルギーに係る課題への対応を前進させるための率直な対話を円滑化させることを目的としている。また、国連、コロンビア、ニュージーランド、カタール、シンガポールも同会合に参加した。アルジェリア、バングラデシュ、バルバドスも参加招聘を受けていた。

会合参加者は、一連のダーバン合意パッケージを歓迎し、ダーバン会議の著しい進展を示すものだとの見解で一致した。また、ダーバンの成果の支持および前進とならんで、これをバランスのとれた方法で実施することが重要だという点が強調された。今年、京都議定書の改正についての採択を行うことを見越して、附属書Iの京都議定書締約国は、自国の目標をQELROの形式に変換するとともに、第2約束期間のための各種ルールとAAU繰り越しの取り扱いに関して合意する必要があることが留意された。他方、ドーハ会議でAWG-LCAとAWG-KPが終了することになり、今年の会議の優先課題や今年交渉が妥結しなかった場合の対応などの問題については出席者の意見が分かれた。

**ダーバン・プラットフォームに関する非公式閣僚会合：** COP17議長を務めた南アフリカのMaite Nkoana-Mashabane 国際関係・協力大臣の招聘により、強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する非公式閣僚会合が2012年5月4日-5日、ドイツのボンで開催された。UNFCCCのすべての交渉グループの代表として、32カ国の閣僚および政府高官が参加し、ADPの役割を確実に実行するため今後4年間で実施すべきことは何か議論が行われた。また、現在までの各国政府の取組みと気候への耐性を備えた世界を築くために必要な行動とのギャップを埋めるためのオプションについても議論がなされ、ダーバン会議で高まった機運に乗せて、カタールのドーハで開催されるCOP18でも強力な成果を出そうという決意も表明された。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafeo, Cherele Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.





## SB36・AWGハイライト

2012年 5月14日 月曜日

ボン気候変動会議は、月曜日に開会した。午前中および午後、実施のための補助機関 (SBI)および科学的技術的助言のための補助機関(SBSTA)の開会プレナリーが開催された。

### SBI

**組織上の問題：**議題書(FCCC/SBI/2012/1)に関し、マレーシアは、非附属書I 国別報告書に記載する情報に関する議題小項目は敏感な問題であると強調し、中国、ブラジル、エジプト、インド、その他もこれを支持した。ブラジル、インド、サウジアラビア、スワジランド、スーダン、その他は、この項目を保留のまま保持する方が時間を有効に使えると強調した。ナウルは小島嶼諸国連合 (AOSIS)の立場で発言し、本項目に関し、全面的かつ実質的な議論を進める必要があると強調し、欧州連合(EU)は、非附属書I 国別報告書記載情報の統合と合成を求めた。

SBI議長のTomasz Chruszczow(ポーランド)は、この問題で意見の一致を得ることは不可能なようだ指摘した。同議長は、非附属書I 国別報告書記載情報に関する小項目を保留にし、議題書を採択するよう提案し、締約国も同意した。

**開会ステートメント：**アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、非附属書I 国別報告書への資金供与、および非附属書I 国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGGE)継続の重要性を強調した。同代表は、国際協議・分析 (ICA)は、不介入の形で運用を開始すべきであり、国別適切緩和行動 (NAMA)のレジストリは、途上国の行動の多様性に配慮すべきと述べた。G-77/中国は、適応基金レビューでの進展、国別適応計画の作成を求め、知的財産権および技術メカニズムのホスト国問題が「深刻な障害」であることを明らかにした。

ナウルはAOSISの立場で発言し、非附属書I 国別報告書に関する統合・合成報告書、後発途上国(LDCs)および小島嶼途上国(SIDS)のための簡素化された手続きなど、NAMAプロセスのさらなる推敲、COP 18での損失・損害に対応する国際的メカニズムの設置、条約6条 (教育・訓練・啓発)に関する新しいプログラムを求めた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、国別適応計画、損失と損害、条約6条に関する更なる

推敲が重要であると強調した。同代表は、途上国の自主的な緩和行動に焦点が当てられることは避ける必要があると強調し、途上国のためのICAは、先進国のための国際的な分析・レビュー(IAR)とは区別しておくべきだと述べた。また同代表は、適応プロジェクトの公平なバランス、共同出資の要求排除も求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、計測、報告、検証 (MRV)および関連決定書実行でのSBIの役割の重要性を強調した。同代表は、適応での進展を求め、技術メカニズムのホスト国決定、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)諮問機関創設の必要性を指摘した。

韓国は環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、MRVパッケージ、ICA技術専門家チーム； NAMAレジストリのプロトタイプ； 損失損害に関する作業計画； 気候技術センター(CTC)ホスト国候補； 適応基金； 約束期間リザーブの設計のレビューでの進展を求めた。同代表は、対応措置に関する問題は全て単独の議題項目の下にまとめるよう促した。

EUは、特にLDCsとの関係に関する国別適応計画、 CTCのホスト国、キャパシティ・ビルディング、NAMAレジストリ、 ICAの規則での進展を求めた。同代表は、対応措置に関する全ての問題が、対応措置に関するフォーラムという「新しい落ち着きどころ」を得たと強調した。

ドミニカ共和国は熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、特にICAの下での技術専門家の構成、規則、手続きなどに関するNAMAsの議論継続を求め、途上国の国別報告書に関する全面的な支援の必要性を強調した。同代表は、途上国によるREDD+活動実施を議論するよう求め、運用開始に向けた資金供与が不足していると強調した。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、LDCsでの国別適応計画の策定に関し、COP 18から、地球環境ファシリテティ (GEF)に対しガイダンスを与える必要があると指摘した。同代表は、NAMAレジストリでは、利用できるNAMA支援に関する情報に全ての締約国がアクセスできるようにすることが重要であると強調した。

ホンジュラスは中米統合システム(SICA)の立場で発言し、適切、予見可能、持続的、追加的な資金源により脆弱性が高い地域での適応を可能にし、損失損害に関する作業計画において、リスク評価よりも被害の防止や削減に焦点を当てるべきとして、進展を求めた。 イランは、CTCのホストとして石油産業研究所 (Research Institute for Petroleum Industries (イラン)) の立候補を支持した。

若者グループ (YOUTH) は、条約6条に関する恒久的なプログラムを創設し、厳格な実績指標を持たせることを提案し、損失損害に対応する行動を求めた。

**条約4.8条、4.9条：LDCs関係問題：**SBI議長のChruszczowは、本項目(FCCC/SBI/2012/7)を提起した。後発途上国専門家グループ(LEG)議長のPepetua Latasiは、LEGの作業に関し報告した。ガンビアはLDCsの立場

で、バングラデシュはG-77/中国の立場で発言し、国別適応行動計画(NAPAs)の全面的な実施に向けた支援を求めた。

Colin Beck (ソロモン諸島) が非公式協議の進行役を務める。

**条約6条 (教育、訓練、啓発) :** 本項目 (FCCC/SBI/2012/3-5, FCCC/SBI/2012/Misc.4 and FCCC/CP/2011/7/Add.2)に関し、Tony Carret (EU) が非公式に協議する。

**附属書I 国別報告書 :** 事務局は、第5回附属書I国別報告書の状況報告書 (FCCC/SBI/2012/INF.6)、第5回国別報告書の統合および合成(FCCC/SBI/2011/INF.1 and Add. 1-2)、議定書締約国提出補足情報の統合と合成(FCCC/SBI/2001/INF.2)を提出した。

ボリビアは、附属書I 国別報告書にはさらなる詳細を記載すべきと強調し、一部の非EIT諸国の排出量が、EIT諸国の排出量で「カモフラージュ」されていることへの懸念を表明した。

Julia Martinez (メキシコ) とKiyoto Tanabe (日本)が非公式協議を開催する。

**条約12.5条 (国別報告書の頻度)の更なる実施 :** SBI 36は本項目の審議を終了させることで合意した。

**非附属書I 国別報告書 :** 非附属書I 国別報告書に関する専門家諮問グループ (CGE) : 本項目 (FCCC/SBI/2012/2, FCCC/SBI/2012/12-14 and FCCC/SBI/2012/MISC.6)に関し、CGE議長の Ruleta Camacho (アンティグアバーブーダ)は、CGE作業プログラム実施での進展を報告した。ナウルはAOSISの立場で発言し、CGEの任期を少なくとも2016年まで延長する必要があると強調し、その権限は多数の役割を包括すべきだと述べ、タンザニアはアフリカグループの立場でこれを支持した。

**資金援助、技術支援 :** 本項目(FCCC/SBI/2012/INF.7 and FCCC/SBI/2012/MISC.7)に関し、GEFは、非附属書I 国別報告書および隔年更新報告書で利用可能な資金供与に関し報告した。フィリピンは、費用全額に対する資金供与での合意について懸念を提起した。同代表は、COP 17は隔年更新報告書の作業開始についてSBIにマンデートを与えていないと強調した。

Julia Martinez (メキシコ) とKiyoto Tanabe (日本) が、CGEおよび資金援助と技術支援に関する非公式協議を開催する。

**条約12.5条 (国別報告書の提出頻度)の更なる実施 :** SBI 36は、本項目の審議を終了させることで合意した。

**途上国締約国の国別適切緩和行動 : レジストリのプロトタイプ :** 事務局は、本項目を提起し、火曜日午後でのプロトタイプ レジストリの実演に各締約国を招待した。

Elina Bardram (EU)とWondwossen Sintayehu (エチオピア)がコンタクトグループの共同議長を務める。

**ICAの下での技術専門家チームの構成、規則、手続き :** 本項目(FCCC/SBI/2012/MISC.8)に関し、フィリ



ピンは、これをリソースの提供と結び付ける必要があると強調した。

Elina Bardram (EU)とWondwossen Sintayehu (エチオピア) がコンタクトグループの共同議長を務める。

**国別適応計画:** 本項目(FCCC/SBI/2012/8 and MISCs.1-2, and Add.1 and MISC. 3)に関し、Richard Merzian (オーストラリア) とAmjad Addulla (モルディブ) が、非公式協議の共同進行役を務める。

**資金関連問題：適応基金の初回レビュー：**事務局は、本項目(FCCC/SBI/2012/INF.2, FCCC/KP/CMP/2011/MISC.1, FCCC/KP/CMP/2011/6 and FCCC/KP/CMP/2011/6/Add.1)を提起した。フィリピンは、適応基金、中間制度アレンジ、条約と議定書の下での関連する全ての問題のレビューを勧めた。バングラデシュはG-77/中国の立場で、マラウィはLDCsの立場で発言し、全面的な初回 レビューを歓迎した。

Ruleta Camacho (アンティグアバーブーダ)とDiane Barclay (オーストラリア)が、本項目および資金関連の他の問題に関するコンタクトグループの共同議長を務める。

**技術移転：技術執行委員会(TEC)報告書：**本項目(FCCC/SB/2012/1)は、Carlos Fuller (ベリーズ) とZitouni Ould-Dada (英国)が共同議長を務めるSBI/SBSTA合同でコンタクトグループ審議される。

**気候技術センター・ネットワーク関係の問題：**本項目(FCCC/SBI/2012/INF.4)に関し、事務局は、CTCのホスト組織候補を3候補に絞り込み、発表した：UNEP中心のコンソーシアム；GEF；Det Norske Veritas ASである。イランは、CTCNが地域的な技術問題にどう取り組むのか問うた。

Carlos Fuller (ベリーズ)とZitouni Ould-Dada (英国) コンタクトグループの共同議長を務める。

**ポズナニ技術移転に関する戦略プログラム：**本項目(FCCC/SBI/2012/9)は、Carlos Fuller (ベリーズ) とZitouni Ould-Dada (英国)が共同議長を務めるコンタクトグループで審議される。

**損失損害：**本項目(FCCC/SBI/2012/INF.3 and FCCC/TP/2012/1)に関し、ナウルは、AOSISにとっての本項目の重要性を強調し、損失損害に関する国際メカニズムの議論は今回の会合ですでに審議を開始していなければならないと述べた。東チモールは、特に脆弱なLDCsでは、リスク評価および主要な手法論の審議が重要だと強調した。同代表は、COP18前の損失損害に関する専門家会合開催には資金援助が必要だと述べた。

Don Lemmen (カナダ)とLucas Di Pietro (アルゼンチン)が非公式協議を開催 する。

**対応措置に関するフォーラムおよび作業プログラム、議定書3.14条 (悪影響)、決定書 1/CP.10の実施進展状況：**これらの項目は、対応措置関連の全ての問題に関するとして機能するSBI/SBSTA合同フォーラムで審議される。

**キャパシティ・ビルディング (条約)：**SBI 議長の Chruszczowが、本項目(FCCC/SBI/2012/10,





FCCC/SBI/2012/MISC.5)を提起した。

ウクライナは、全ての問題が適切に反映されていないとして懸念を表明し、更なる審議を求めた。

Kunihiko Shimada (日本)が非公式協議の進行役を務める。

**キャパシティ・ビルディング (議定書) :** 本項目(FCCC/SBI/2012/10, FCCC/SBI/2012/MISC.5)に関し、Kunihiko Shimada (日本) が非公式協議の進行役を務める。

**遵守 :** SBI議長のChruszczowが、本項目(FCCC/KP/CMP/2005/2)に関心のある締約国と協議する。

**CDM理事会の決定に対する上訴 :** 本項目 (FCCC/SBI/2011/17, Annex 1, FCCC/SBI/2011/MISC.2, FCCC/TP/2011/3 and FCCC/KP/CMP/2011/3)は、Kunihiko Shimada (日本)とYaw Osafo-Osafo (ガーナ)が共同議長を務めるコンタクトグループで審議される。

**約束期間リザーブのレビュー :** 本項目に関し、ナウルはAOSISの立場で発言し、設計の見直しが必要かどうか疑問であると表明し、本項目に関する審議がAWG-KPの決定に予断を与えることがあっては成らないと強調した。

SBI 議長のChruszczowが、結論書草案およびCMP決定書草案を作成する。

**政府間会合のアレンジ :** カタールは、COP 18およびCMP 8のアレンジ状況を報告した。SBI 議長のChruszczowを議長とするコンタクトグループが結論書草案を作成する。

**事務管理上、資金上、制度上の問題 : 2012-2013年2年間予算の実績 :** 本項目(FCCC/SBI/INF.5)に関し、UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、タイムリーな資金供与が重要だと強調した。SBIは、資金供与の状況に留意し、未納分の資金供与を行うよう締約国に要請した。

**事務局機能の継続レビュー :** SBIは入手情報に留意した。

**本部合意の実施 :** 事務局のオフィスに関し、ドイツは、新規オフィス設置場所を2012年10月24日、国連デーに引き渡す予定と報告した。同代表は、第2のオフィス設置場所は2017年に使用可能となり、世界会議センター (World Conference Center) は、2013年に完成予定であると指摘した。

SBI議長が結論書草案、決定書草案を作成する。

**取引ログ料金 :** 本項目(FCCC/TP/2010/1, FCCC/SBI/2009/MISC.3 and Add.1, FCCC/SBI/2010/MISC.4, FCCC/KP/CMP/2011/7 and Corr.1, FCCC/KP/CMP/2010/8 and FCCC/KP/CMP/2009/19)はToshiyuki Nagata (日本).が進行役を務める非公式協議で審議される。

**特権と免責 :** Kunihiko Shimada (日本) が非公式協議の進行役を務める。

**構成機関の全てのメンバーおよび交代メンバーの会議出席および旅行の費用供与による政策および予算**

**面の影響：**本項目(FCCC/SBI/2012/INF.1)に関し、非公式協議が開催される。

**その他の問題：**ロシアは、常設委員会およびその他の制度の関係手続き、さらにはこれらの制度での候補者指名関係の問題を審議するコンタクトグループを提案し、米国もこれを支持した。同代表は、全体的な法律問題は透明性のある協議プロセスで解決を図る必要があると強調した。EUはこの提案に反対し、この問題は、地域グループ内での非公式協議で議論すべきだと発言した。SBI 議長が非公式協議を開催する。

グリーン気候基金(GCF)の暫定事務局は、UNFCCCおよびGEFがGCF理事会およびGCFに対し技術面、事務管理面、ロジスティック面での支援を提供したと報告した。同代表は、暫定事務局に対する理事会の権限行使を可能にするため、全てのアレンジが暫定的なものとなっていると指摘した。GCFのホスト国に関し、同代表は、ドイツ、メキシコ、ナミビア、ポーランド、韓国、スイスがGCFのホスト国となることに関心を示したと指摘した。参加者は、GCF理事会のメンバー指名状況、および5月31日から6月2日でのスイス、ジュネーブでの第1回会合開催計画についても簡単な報告を受けた。

## SBSTA

**組織上の問題：**締約国は、議題書および作業構成書(FCCC/SBSTA/2012/1)に些少な改定を加えて採択した。

**開会ステートメント：**アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、特に次の点を求めた：農業と適応に関する追加審議；影響、脆弱性、に関するナイロビ作業計画(NWP)の下で将来作業が可能な分野の特定。同代表は、森林減少および森林劣化の推進要素に関し、市場アプローチ、非市場アプローチ実施の審議ではバランスをとるよう求めた。

EUは、手法論問題に注目し、第1約束期間と第2約束期間発効までの暫定期間では、京都議定書の規則、制度、メカニズムの継続を確保するよう求めた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、CTCのホストは、特に途上国のニーズに対する対応能力を基に決定するよう求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、農業と適応に関する議論を支持し、REDD+、市場アプローチ、非市場アプローチでの環境十全性強化、透明性改善を歓迎した。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、気候に耐性のある農業システムの研究開発における国際協力、研究成果および技術的なアウトプットの普及を図る農業3カ年作業計画が必要であると強調した。同代表は、TECに対し、これまでの成果を踏まえ、途上国への技術移転に対する障壁を解決し、その規模拡大を図る行動中心の成果達成を促した。



ナウルはAOSISの立場で発言し、SIDSにおける気候変動および海面上昇を原因とする損失損害を確定するデータが必要だと強調した。

パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+活動の実施を求め、REDD+およびNAMAsに関し、合意された問題が蒸し返されることを警戒感した。

メキシコはEIGの立場で発言し、次の項目における進展を求めた：MRV、特に国内支援を受けるNAMAsの報告ガイドライン；REDD+に関する手法ガイドライン；土地利用、土地利用変化、森林(LULUCF)に関するグッドプラクティス・ガイダンスの手法論；単独の議題項目で対応措置関係の全ての問題をまとめる。

ボリビアは議定書の下での柔軟性目録ニズムの乱用に反対した。

気候行動ネットワーク(CAN)はENGOSの立場で発言し、化石燃料情報の国別報告書記載を提案し、気候変動耐性農業、特に途上国でのその関連性を強調した。

FARMERS' CONSTITUENCYは、科学および現地農業従事者の知識から情報を得、特に農業従事者組織が参加する農業作業計画のSBSTAでの採用を支持した。

**ナイロビ作業計画(NWP)**：SBSTA議長のMuyungiは、NWPでの進展状況(FCCC/SBSTA/2012/INF.1)を報告した。EUは、前回報告以降の顕著な進展を歓迎した。SBSTA議長が関心のある締約国と協議する。

**REDD+に関する手法論ガイダンス**：SBSTA議長のMuyungiは、本項目(FCCC/SBSTA/2012/MISC.1 and ADD.1, and FCCC/SBSTA/2012/MISC.9)を提起した。コンゴ民主共和国は中央アフリカ森林委員会(COMIFAC)の立場で発言し、MRVの規則は、情報の一貫性、透明性、比較可能性を確保するものであるべきで、各国の能力および状況にも配慮すべきだと述べた。インドネシアは、REDD+問題に関し、SBSTAおよびAWG-LCAとも同等の進展を遂げるよう求め、各国の既存の森林モニタリングシステムを考慮するよう求めた。

Peter Graham (カナダ)とVictoria Tauli-Corpuz (フィリピン)がコンタクトグループの共同議長を務める。

**技術移転と技術執行理事会の報告書(TEC)**：本項目(FCCC/SB/2012/1)に関し、Carlos Fuller (ベリーズ)とZitouni Ould-Dada (英国)が、SBI・SBSTA合同コンタクトグループの共同議長を務める。

**手法論問題(条約)**：先進国隔年報告ガイドラインに関する作業計画、および国別インベントリレビューなど、隔年の連絡および国別報告書レビューのガイドライン改定作業計画の作成に関するコンタクトグループは、Helen Plume (ニュージーランド)およびQuiang Liu (中国)が共同議長を務める。両共同議長は、国内支援を受けるNAMAsの国内MRVに関する一般ガイドラインのコンタクトグループでも共同議長を務める。

Michael Gytarsky (ロシア)は、共通計測基準に関する非公式協議を行う。

**国際航空輸送および海上輸送による排出量：**本項目(FCCC/SBSTA/2012/MISC.7)に関し、国際海事機関(IMO)は、国際的海上輸送でのエネルギー効率改善に向けた努力について報告した。

ブラジルは、特定地域のシステムにおけるユニラテラルな排出量の取り扱いに関し、懸念を表明し、市場ベースの措置の経済的な影響をさらに掘り下げて考える必要があると指摘した。中国は、IMOの船舶エネルギー効率規制は、共通するが差異のある責任の原則を全面的、客観的には取り入れていないと指摘し、国際民間航空輸送機関(ICAO)に対し、各国の差異のある責任に配慮するよう要請した。シンガポールは、パナマの支持を得て、IMOおよびICAOによるそれぞれの部門での気候変動への対応進展を歓迎した。

日本は、IMO海洋環境保護委員会が採用した一連のガイドラインは有用だとの認識を示した。EUは、世界的な市場ベースメカニズムに向けたICAOの努力推進を歓迎し、IMOによるそのようなメカニズムオプション評価を支援するよう締約国に勧めた。キューバは、数カ国に代わり発言し、EU排出量取引スキームにおけるものなど、航空輸送排出量に関わる一方的な措置に懸念を表明した。オーストラリアは、ICAOの行動中心「実施モード」志向を歓迎し、市場ベースの措置を一律に適用する必要があると強調した。

SBSTA議長のMuyungiは、関心のある締約国と協議し、SBSTA結論書を作成する。

**研究および体系観測：**本項目(FCCC/SBSTA/2012/MISC.2 and Add.1-2, FCCC/SBSTA/2012/MISCs.3-4)に関し、世界気象機関は、地球規模気候サービス枠組みの実施計画および統治構造の草案に関し報告した。地球規模気候観測サービスは、人工衛星での補足情報の要素について説明した。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、気候変動の影響、適応、脆弱性、緩和の研究のたえの新世代社会経済シナリオの枠組みに関する論文の要素に焦点を当てた。

Stefan Rosner (ドイツ)とDavid Lesolle (ボツワナ) が非公式協議の進行役を務める。

**手法論問題(議定書)：クリーン開発メカニズム(CDM)の下での炭素回収貯留(CCS)：**本項目(FCCC/SBSTA/2012/MISC.8 and Add. 1-2)に関し、Peer Stiansen (ノルウェー)および後日発表予定の共同進行役が結論書草案を作成する。

**CDMの下での枯渇林：**本項目に関し、ブラジルは、CDMは持続可能な開発促進で重要な役割を果たすと再度発言し、CDM理事会50の提案する議題書の附属書3に記載する枯渇林の定義を基に議論すべきだと提案した。

Eduardo Sanhueza (チリ) が非公式協議の進行役を務める。

**CDMの下でのLULUCF：**IPCCは、補足手法論およびIPCC温室効果ガスインベントリのタスクフォースが開催したスコーピング会議に関して報告し、この会議では、京都議定書から派生するグッドプラクティス・



ガイダンスおよび補足手法改定2014年版を作成するとの提案が採用されたと述べた。

Peter Iversen (デンマーク)とMarcelo Rocha (ブラジル)がコンタクトグループの共同議長を務める。

**決定書2/CMP.7 (LULUCF) および決定書5/CMP.7 (附属書I締約国が利用できるツール、政策、措置、手法の環境、経済、社会的影響結果の可能性に関する情報)実施の影響**：Nagmeldin Elhassan (スーダン)とAnke Herold (ドイツ) がコンタクトグループの共同議長を務める。

**対応措置に関するフォーラムおよび作業プログラム**：SBI議長およびSBSTA議長は、この問題に関し協議する。

**議定書2.3条 (政策措置の悪影響)**：SBSTA議長のMuyungiは、本項目に関する議論を対応措置に関するフォーラムに移すよう提案した。サウジアラビアはこれに反対し、政策措置の悪影響は別な項目として扱う必要があると強調した。

SBI議長およびSBSTA議長は、今後の本項目の扱い方に関する協議を続けるが、対応措置関係の全ての問題を議論するコンタクトグループとして機能するSBI/SBSTA合同フォーラムでも議論する。

**農業**：事務局は、本項目 (FCCC/SBSTA/2012/MISC.6 and Add. 1-2) を提起した。ガンビアは、ワークショップおよび専門家会合で農業を審議するよう提案した。ウルグアイは、この部門での排出原単位を削減する措置が必要だと強調した。

SBSTA議長のRichard Muyungi がコンタクトグループの議長を務める。

**緩和の科学的、技術的、社会経済的側面**：SBSTAはSBSTA 38で本項目を審議することで合意した。

**関連国際機関との協力**：本項目(FCCC/SBSTA/2012/INF.3)に関し、IPCC、国連砂漠化防止条約、生物多様性条約は、UNFCCCとの協調に関し報告し、将来の作業およびシナジーが可能な分野を特定した。

SBSTA議長が結論書を作成する。

## 廊下にて

ボン気候変動会議は、晴天の月曜日朝、開会した。マリタイム・ホテルの見慣れた環境に集合した参加者は前向きな雰囲気であったが、この町や会議場は目をつぶっても歩けると冗談をいうものも多かった。「前回の交渉からは6カ月近く間があいたが、5月の初めにはワークショップや非公式会議があり、多数のものがボンでかなりの時を過ごしてきた」と。周辺については良く分かっているが、新設のADPなど、ポスト・ダーバン・プロセスについては、不安感がある。多数のものが、水曜日の新ADPの作業開始を待ち望んでいるとコメントしていたが、その期限や中身について明確な感覚を有しているものは少ないようである。他方、多様な新しい組織が、このプロセスに新たな動きを呼び起こしており、メンバー指名の難しさが明らかになっ



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

一般財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

たとの噂も飛び交った。このことは、SBIプレナリーが多様な組織のメンバー指名方法を審議すべきプロセスについて解決することなく、この日の議論を終えてしまったことでも確認された。

補助機関会合が開会されるにつれ、技術が議題にのぼる場合が多くなってきた。参加者はいたるところでiPadやiPhoneを見せ合っていたが、このほか廊下でCTCのホストについてそれぞれ異なる意見を表明しあう光景もみられた。この問題解決の重要性は、SBSTA、SBI、そしてUNFCCC事務局長Christiana Figueresでの記者会見でも取り上げられた。一部の参加者は、カリブ海がホストとなるのを求めたが、他のものは、CTCは途上国に置く必要があると強調し、技術的先進性を理由に韓国をオプションとする提案も示された。どの場合でも、技術はボンでの気候会議の重要な話題であり続ける。

GISPRI仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Cherele Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



## SB36・AWGハイライト

2012年 5月 15日 火曜日

京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) が5月15日午前開幕し、午前と午後にかけてUNFCCCの長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)の開会プレナリーが行われた。また、AWG-KPや実施に関する補助機関 (SBI)、科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)の下で、各種コンタクトグループの会合や非公式協議が午前と午後に行われた。

### AWG-KP

**組織的事項:** AWG-KPの Madeleine Diouf議長(セネガル)がCMP 7の重要な成果を強調し、この勢いに乗ってAWG-KPの作業を完了させ、ドーハで開催されるCMP 8での採択を目指すよう締約国に呼びかけた。議題および作業構成(FCCC/KP/AWG/2012/1 and 2)が採択された。

**附属書I国の更なる約束:** AWG-KP のDiouf議長がAWG-KPの作業はCMP 8で終了することが規定されていると念を押した上で、数値化された排出抑制・削減目標 (QELRO) (FCCC/KP/AWG/2012/MISC.1 and Add.1)、割当量単位の繰り越し (AAU)、第2約束期間の長さの規定を含む京都議定書の改正案など、AWG-KPの任務を遂行するための検討事項を挙げた。

附属書I国の更なる約束に関するコンタクトグループを発足させることが合意され、AWG-KP 議長のDioufとAWG-KP 副議長 Jukka Uosukainen (フィンランド)が共同議長を務めることとなった。AWG-KP のDiouf 議長は、第2約束期間を施行させる場合の法的側面について議論する必要があると指摘し、スピンオフグループを発足させる可能性があるとした。

**開会ステートメント:** アルジェリアは、G-77/中国の立場から、一部の附属書I締約国が未だに第2約束期間に向けたQELROに関する情報を提出していないとして懸念を示し、議定書と議定書に基づく柔軟性メカニズムを維持していくために約束期間の間に空白期間が生じないようにする必要があると強調した。

オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、AWG-KPがカタール会議までに議定書の第2約束期間に係る改正案を採択するという義務を全うしなければならないと強調した。スイスは、環境十全性グループ (EIG) の立場から、京都議定書が2012年以降も“途切れることなく継続”するため、法的問題を明確にして

おく必要があると強調した。EIGは、EUの支持を受けながら、第2約束期間は8年という期間に設定すべきだと述べた。また、EUは、AAU繰り越しと第2約束期間の長さに関する問題を解決する必要があると強調するとともに、第2約束期間中に自国の野心レベルを引き上げたいという締約国に対する簡易なプロセスを提案した。

ナウル共和国（AOSIS）、スワジランド王国（アフリカン・グループ）、ガンビア（LDC）はそれぞれ代表グループの立場から、第2約束期間を2013-2017年の5カ年とする案を支持し、それによって野心レベルを固定化してしまうことを防止し、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書の知見にも対応できるようにすると主張した。また、2013年1月よりCMP 8が議定書の第2約束期間を施行、暫定的な適用を確実に実現できるようにするため、CMP 8で必要な改正案を採択するよう要請した。ガンビアは、LDCの立場から、第2約束期間への参加を確認していない附属書I締約国は議定書の柔軟性メカニズムへの参加を継続させるべきではないと主張した。

サウジアラビアは、アラブ・グループの立場から、附属書I締約国からの野心的な排出削減の約束を求め、第1約束期間と第2約束期間のあいだに空白期間を生じさせないようにするよう要請した。南アフリカは、AAU繰り越し問題や第2約束期間の長さといった懸案事項についてスポットを当てながら、ダーバン会議後に開催された非公式会議について報告し、“ダーバン会議の遺産がこれで終わるようなことはない”として会議出席者に対して建設的に作業をするよう求めた。

ボリビアは、ALBAグループの立場から、ダーバン会議が緩和の約束に係る先進国の政治的な意思の欠如に影響を及ぼすことはなかったと述べ、むしろ実現されることのない約束から離れていくような流れがみられたと指摘した。パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場から、先進国の野心レベルを改善する必要があると強調し、REDD+を運用化するため官民の資金を動員するよう提案した。

## AWG-LCA

開会セッションでは、AWG-LCA議長のAysar Tayeb（サウジアラビア）がAWG-LCAの作業はCOP 18で終了と規定されていると念を押した。

関連するイニシアティブについての報告の中で、南アフリカは、2012年5月にドイツ・ボンで開催される非公式閣僚会合について言及し、ダーバン・パッケージを確実に実施し、建設的な取り組みを通じてプロセスを前進させる必要があると強調した。日本は、日本とブラジルが共同議長となり、東京で3月に開催された第10回「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合について報告し、ドーハに期待する成果などの諸



問題が議論されたことを伝えた。インドは、交渉における衡平性の中心的な役割について強調しながら、4月にインド・ニューデリーで開催された「気候変動と衡平性に関するワークショップ」について報告した。ケニアは、2012年4月にケニア・ナイロビで開催された「気候変動に関する進歩的な行動のためのカルタヘナ・ダイアログ」について報告し、ダーバンプラットフォームや議定書の第2約束期間の問題、法的拘束力を有する新たな文書などについて取り上げた。

**開会ステートメント:** アルジェリアは、G-77/中国の立場から、衡平性、共通するが差異ある責任、歴史的責任について配慮しながらAWG-LCAの未決問題に対処するよう求め、議定書の第2約束期間の下先進国の約束は、議定書の締約国ではない先進国の比較可能な約束と匹敵するものでなければならないと述べた。

スイスは、EIGの立場から、更なる検討を必要とする諸問題について直ちに作業を開始すべきだと述べた。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、作業の重複を避け、議題を整理して目指すべき議題に専念するよう求めた。

ナウルは、AOSISの立場から、AWG-LCAの作業は緊急性と野心という大義を指針とすべきだと述べ、新たに設置された機関やプロセスがその役割を果たせるようにするための支援;長期的な世界の排出削減目標と世界の排出量のピークの特定; レビューの対象範囲の特定などが優先課題であると指摘した。

スワジランドは、アフリカン・グループの立場から、AWG-LCAは、バリ行動計画のすべての要素を網羅し、特に適応などのアフリカの喫緊のニーズを認識するような、包括的で公正かつ効果的な成果を出すべきだと述べた。

ガンビアは、LDCの立場から、緩和の野心のギャップ問題に対処する必要があると強調しつつ、未解決問題への懸念を示し、LDCおよびSIDS諸国が持続可能な開発のための経路に乗り出せるような機会の提供と中長期的な資金に関する“率直な議論”を求めた。

EUは、ダーバン・パッケージの要素すべてを前進させる必要があると強調し、カンクンとダーバンで出された決定について議論を再開するようなことはしないよう釘を刺した。また、2020年の誓約について取り組むための体系的なアプローチと依然として残る不確実性を明確にすることが必要だと指摘し、新たな市場メカニズムこそが全ての国から野心をとりつけるための触媒となるはずだとの所感を述べた。

ペルーは、多くの国々の声を代弁して、懸案事項の議論に集中するよう求めた。

ベネズエラは、ALBAグループの立場から、作成過程に偏りがあり、バランスを欠いているAWG-LCAのテキストをベースに作業するのは困難だと指摘した。エジプトは、アラブ・グループの立場から、AWG-LCA

議長の作業計画に対する支持を表明し、これまでのCOPで合意されたものは何か明確にし、単に他の機関に任せるのではなく、すべてのトピックに関する議論を完了させるよう求めた。

パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場から、COP 18によるREDD+メカニズム; 緑の気候基金におけるREDD+専用の融資窓口を含む実施のための資金供給; 新・市場メカニズムについて合意することが重要だと強調した。タジキスタンは、内陸部の山岳地にある途上国としての立場から、途上国全体に対する資金援助とキャパシティビルディングが重要だと強調し、水資源と生態系サービスに関心をもつよう求めた。

ホンジュラスは、中米統合機構の立場から、バリ行動計画に基づくAWG-LCAの任務を果たす必要があると強調し、COP 18までに完了しない要素について評価しなければならないと述べた。インドは、BASICグループの立場から、2トラック・アプローチの下でのデリケートなバランスを維持しなければならないと強調し、持続可能な開発への衡平なアクセスが重要だと主張した。ベラルーシは、経済移行国 (EIT) の立場から、EITの特殊事情について主張し、ドーハでEITのニーズに関する決議文を完了させるよう求めた。

**組織的事項:** 議題および作業構成 (FCCC/AWGLCA/2012/1 and 2) について、AWG-LCA議長のTayebがAWG-LCA議長自身が議長となる単独のコンタクトグループを設置する意図について説明し、決定書 2/CP.17 (AWG-LCAの作業の成果) に定められた通り5回のインセッション・ワークショップが開催される予定であると述べた。

その後、AWG-LCAの議題案と作業構成に関する議論が行われた。EUは、議題案は2012年中にも進展を図るため、AWG-LCAがCOP 17から使命を受けている諸問題についての認識がなかったと主張し、議題の中でバリ行動計画の要素が列挙されているのはCOP 13以降、何ら進展がなかったことを暗に示しているものだと述べ、様々な制度組織が新設されたことやAWG-LCAから補助機関 (SB) に幾つかの問題が移管されたことを考慮した議題になっていないと指摘した。スイスは、EIGの立場から、議題案に記された多くの項目はすでに対応済みのものであるとして、LCAの2012年の作業のやりかたを明確にすべきだと主張した。

中国、ボリビア、ベネズエラ、ニカラグアは、提案された議題案をそのまま採択することを支持した。

米国は、複数の問題を改めて取り上げることを危惧し、COP 17が具体的に指示した諸問題を検討するためのスピンオフグループを設置することを提案し、カナダ等の国々が同意を示した。また、それ以外の問題は単一のコンタクトグループの中で議論することも可能だと述べた。ニュージーランドは、COP 18に報告を返すことが明確に定められている問題だけを議論するべきだと述べた。

AWG-LCAのTayeb議長は、この議題は“議長本人”のものではなく、あくまでも議題の要素は締約国の合意を反映させたものであるとし、議題に記載された諸問題はそれぞれ議論の進度が違うことを享受してきたも

のであり、それらが議題の中に列挙されているからといって問題について再協議を行うということを意味するものではないと述べた。議長は、まずAWG-LCAの議題を採択した後で、単一のコンタクトグループを通じてAWG-LCAの作業を整理することを提案した。さらに、今から初回コンタクトグループを開催するまでの間に非公式協議を行って、作業構成について共通理解を深めることを提案した。

メキシコは、議題を採択せずにコンタクトグループでの作業を開始するよう提案し、米国がこれを支持したが、中国が反対した。

シンガポールは、COP 17により明示的に定められた問題を検討するスピノフグループの開催； 必要な場合には複数のスピノフグループを設置するなど、更なる作業についての決定ができるように単一のAWG-LCAコンタクトグループ内でその他の問題を検討すること； 暫定的に議題を採択することを提案し、多くの国が賛同の意を示した。

議題と作業構成については、AWG-LCA議長が非公式協議を行う予定。

### コンタクトグループと非公式協議

**国家適応計画 (SBI):** 国家適応計画 (NAP) に関する非公式グループの会合が午前が開催された。同会合はオブザーバー組織にも開放された。

Richard Merzian共同議長 (オーストラリア)は、LDCにおけるNAPプロセス支援に関する統合報告書 (FCCC/SBI/2012/8)がグループ内の議論の出発点になると述べた。

バングラデシュは、G-77/中国の立場から、NAPに関するサブミッションの作業中であると伝えた。ガーナは、アフリカン・グループの立場から、全てのサブミッションに配慮する必要があると改めて主張した。ブータンは、LDCの立場から、各国のニーズや優先課題によって運用されるNAP； 短期的な適応から長期的な適応への自然な移行； LDC向けの個別の制度の立ち上げ等の優先課題を特定し、メキシコ、スーダン、ガーナ (アフリカン・グループ) 、バヌアツ (AOSIS) がこれに賛意を示した。

フィリピン、EU、ボリビアは、特にNAPに対する資金援助の拡充とアクセスのしやすさを強調した。オーストラリアは、LDC諸国への支援策について強調し、米国は適応分野の優良な実践事例に関する情報を共有する必要があると強調した。

共同議長がテキスト草案を作成する。

**REDD+ (SBSTA):** 午前のコンタクトグループ会合の後、締約国は午後に非公式会合を行い、各国の森林監視システムや測定・報告・検証 (MRV)の指針に関する意見交換を行った。国家森林監視システムについては、いくつかの締約国が監視する情報はREDD+実施国がそれぞれ選定すべきだとの意見を示し、各国ごとに適切

な緩和行動(NAMA)として適用可能なものと情報の整合性を図るべきだと主張した。ある締約国は、監視システムは段階的に構築すべきプロセスだと強調した。別の締約国は、非・市場的なアプローチについても検討すべきであり、生態系サービス等のその他の問題に関するデータも対象に含めるべきだと主張した。多くの締約国が、既存の各国のモニタリング制度を踏まえて同システムを構築すべきだと強調した。一方、方法論の問題についてはIPCCに対して追加情報の提供を要請することを提案したが、それはもっと後の段階になるまで有用ではないとし、ある締約国が反対の意を示した。堅牢で透明な監視制度づくりにはキャパシティビルディングが重要であると多くの国が主張した。

REDD+のMRVについては、NAMA向けのMRVとREDD+のMRVとの相互連携の可能性が注目された。

共同議長が締約国の見解を反映させたノンペーパーを作成する。

**損失・損害 (SBI):** 損失・損害に関する午後の非公式協議では、今後の方策について検討し、気候変動の悪影響に関連した損失・損害のリスク評価について意見交換を行った。非公式協議はオブザーバー組織にも開放されていた。

G-77/中国は、SBI 36の成果には、作業計画に関する結論書と地域別会合のための追加的指針ならびにドーハでの議論を促進するような結論書の付属書を含めるべきだとし、損失・損害に関する国際メカニズムには損失・損害の評価および対応に関する要素や条約の主導的役割についての要素を盛り込むべきだと述べ、損失・損害に対して一律のアプローチを講じることに警戒感を示し、気候変動の影響の地域的な違いを強調した。

東ティモールは、LDCの立場から、損失・損害のリスク評価に関する技術文書 (FCCC/TP/2012/1)を歓迎し、東京で2012年3月26-28日に開催された専門家会合に関する報告書(FCCC/SBI/2012/INF.3)が実質的な議論のための良いたたき台となると指摘した。また、キャパシティのギャップについては懸念を示した。

AOSISは、SIDSに対して支援が必要な分野を特定した。米国は、リスクの物理的決定要因と社会経済的な促進要因ならびに人間の脆弱性に関するデータが必要だと指摘し、リスク評価と損失・損害の評価を混同させることに警戒感を示した。

非公式協議が続けられる。

**技術 (SBI/SBSTA):** 午後からコンタクトグループの会合が行われ、Zitouni Ould-Dada (英国)と Carlos Fuller (ベリーズ)が非公式協議の議長を務めた。

非公式協議では、技術執行委員会(TEC)の報告書 (FCCC/SB/2012/1)および技術移転に関するポズナニ戦略計画の実施に関するGEF報告書(FCCC/SBI/2012/9)の諸要素についての議論が行われた。



TEC報告書については、条約の内外での関連組織のアレンジとの連携に係るモダリティーについて“大雑把に過ぎる”との指摘があがり、相互の連携については、より具体的に記載するよう求められた。

GEF報告書については、技術移転試験プロジェクトにおける適応と緩和のアンバランスの問題；まだ評価の対象となっていない地域でもGEFが技術ニーズ評価を実施することの重要性；ポズナニ戦略計画を長期的に実施する上でGEFが直面する各種制約などを含めて、実施に関する進展状況を取り上げた。

共同議長が今週金曜までに結論書草案を作成する。

**附属書I国の更なる約束 (AWG-KP):** 午後のコンタクトグループ会合では、今後の方策がテーマとして取り上げられた。

オーストラリアは、炭素価格の設定など国内での取組の進展について伝えた。EUは、QELROに関して透明性が必要だと強調し、QELROのサブミッションについて各国がプレゼンテーションを行うことを提案し、セントルシア (AOSIS) の支持を受けた。スイスは、2012-2013年に間断なく移行させるためのテクニカルな問題に取り組むべきだと指摘した。

ボリビアは、先進国の約束の野心と第2約束期間の採択は単純にテクニカルな問題というのではなく、政治的な意思に依存する問題であると強調した。また、サウジアラビアの支持を受けながら、締約国が第2約束期間の約束をすることに同意しない場合どうするかという問題についても議論することを求めた。また、ボリビアは、プレゼンテーションの中で野心レベル引き上げの方法についても取り上げるよう提案した。

Sandea De Wet (南アフリカ)と Jürgen Lefevere (EU) が共同進行役となり、第2約束期間のQELROやAAU繰り越し問題、第2約束期間の長さの規定を含めた議定書改正案について集中的に議論するためのスピノフグループを設置することで意見が一致した。AWG-KPのUosukainen副議長が非公式協議の進行役を務める。

## 廊下にて

会議2日目、マリティムホテルの会議場ではAWG-KPとAWG-LCAの開会プレナリーが交渉の目玉であった。2つのAWGはドーハでの作業完了が予定されており、その役割を“ついに”全うさせるため甚大なるプレッシャーにさらされている。一方、参加者にとっては、AWG-LCAの開会プレナリーで中国政府の代表が話ったように、両AWGの“尊厳死”を保障してやるのが課題となる。

AWG-KPでは素早く作業が開始されたが、AWG-LCAでは今後の方策について意見が分かれ、議題についての議論で行きづまりを見せていた。一部の非附属書I国が「バリ行動計画の要素をAWG-LCAの作業の基礎とするべきだ」と主張したのに対して、別の非附属書I国や附属書I国らはカンクンやダーバンからの成果を含



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

一般財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

めて“バリ以降の進化”を2012年のAWG-LCAの作業の基礎とすべきだとの見解を支持した。“議題は静的なものではない。これを固定的なものとして扱えば（これまでの議論から）3歩下がって、2007年のバリ会議以降、必死にやってきた作業のすべてを蔑ろにすることになる”と、先進国のある政府代表は言う。

一部の政府代表は、バリ行動計画の要素を今の段階で持ち出すのは、AWG-LCAについて“ドーハの死”を迎えさせることを嫌がっている国々の戦略ではないかと怪しんでいたが、バリのCOP 13でAWG-LCAが創設されてから合意に至った内容については多様な解釈が存在することを多くの参加者が認めており、こうした問題について議論することは可能だが全ての問題で結論に至る必要はないという感覚を共有していた。

AWG-LCAの開会プレナリーは午後7時にいったん中止された為、LCAの議題は未だ採択されていない。このあと、非公式協議が行われる予定だが、大会議場を後にする参加者からは、2011年4月のバンコクでは会議最終日まで議題に合意できなかった恐怖の一件が蘇り、ここボンにも“バンコクの亡霊”が忍び寄っているのではないかという不安の声が聴かれた。

他方、ADPや緑の気候基金（GCF）などの機関のポストの人事が廊下の熱い話題であった。多くのポジションに未だ空きがあるとの噂もあり、ポストによっては地域グループの中でも非常に物議を醸しているようだが、それが予定されている各種会合を遅らせる可能性もある。

GISPRI仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Cherrille Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



## SB36・AWGハイライト

2012年 5月16日 水曜日

午前中と午後、AWG-KP、SBI、SBSTAの多数のコンタクトグループ会合および非公式協議が開催された。AWG-LCAでは、持続可能な開発への公平なアクセスに関するワークショップが会合期間中開催された。

### AWG-LCA

AWG-LCAの持続可能な開発への公平なアクセスに関する会合期間中ワークショップは、午前中および午後で開催された。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、締約国に対し、排出削減の世界目標では次の3つの側面での公平さを検討するよう求めた：各国の事情；排出量全体に対する過去および将来の貢献度；気候変動への対応能力。

ストックホルム環境研究所（Stockholm Environment Institute (SEI)）のSivan Karthaは、排出量の世界的ピークおよび各国のピークを考える場合、持続可能な開発への公平なアクセス確保に必要な3つの事項に焦点を当てた：世界全体排出量のピークおよびその後の低下率が、2°C以下の気温上昇の抑制と一致する；限定される温室効果ガス(GHG)予算で、各国が十分な割合を有する；各国が、発展を損なうことなく、利用可能なGHG予算内にとどまれるだけの資金源、技術資源を有する。

エネルギー資源研究所（The Energy and Resources Institute (TERI)）のProdipto Ghoshは、気候変動における公平なアプローチに関しプレゼンテーションを行い、いかなる公平性原則も正式な正当化が求められると強調し、原則を検証すべきだと述べた。

ナウルはAOSISの立場で発言し、公平性、科学、持続可能な開発、生存について議論した。同代表は、適応での公平性を強調し、小島嶼開発途上国(SIDS)は高い適応ニーズを有するが、そのための民間資金はあまりないのが通常であると強調した。同代表は、資金、技術移転、キャパシティビルディングの規模拡大が必要だと指摘し、損失損害に対応するメカニズムはリスク管理ファシリティ、保険の要素で構成され、発現が緩やかな影響にも対応すべきであると付け加えた。

ボリビアは、公平性は、権利と義務を結び付け、気候変動の危機を解決する重要原則であると指摘した。同代表は、公平性に関し、具体的なロードマップを有する長期作業計画の設定を提案した。

インドは、持続可能な開発への公平なアクセスの概念について説明した。同代表は、公平性に焦点を当てることは「行動への躊躇」を反映するものだとの受け止め方を否定し、公平性は、むしろ行動を可能にする重要要素であると述べた。同代表は、AWG-LCAおよびADPにおいて、この問題を十分に審議するよう求めた。

スイスは、交渉では緩和、適応、支援の別な形のものとして公平性が登場していると説明し、特に次のものなど、多様な公平性の原則について説明した：支払い能力に焦点をあてる；汚染者負担原則。

SOUTH CENTREは、資金および技術の交渉が重要であると強調し、「公平性が野心への入口だとすると、資金や技術は公平性への入口だ」と付け加えた。

バングラデシュはLDCsの立場で発言し、過去に持続可能でない道をたどって発展した国には、世界的な低炭素経済社会を進展させる第一の責任があると指摘した。

中国は、先進国が累積排出量で現在の大気空間を「過剰に占有」する一方、責任を途上国に押し付け、新しい形の不公平を作り出していると説明した。同代表は、公平性に関する作業計画を設立し、共有ビジョンおよび広範な交渉の考えの下、持続可能な開発への公平なアクセスのさらなる定義付けを要請した。

シンガポールは、国情の違いを踏まえた公平性の定義が課題であると指摘し、自国は代替エネルギー資源において「不利な」立場にある国の一つであると定義した。同代表は、自国は一人当たりの指標のような基準に基づく公式の公平性アプローチは支持しないと述べた。

気候行動ネットワーク(CAN)は、「公平への道筋 (equity corridor)」など公平性に関するおおまかな共通認識を築き、それぞれの立場を理解し主要原則で合意するためのダイアログを構成し、続いてその主要原則を重要問題に適用する、「3段階プロセス」を提案した。

パキスタンは、公平性は各国の国内事情を反映してその定義が異なる中、どのように進めるべきか明確にするよう要請し、シンガポールは、異なる国情を反映する公平性の定義づけが目標であると明言した。アラブ首長国連邦は、国情を公平性の評価に組織的に含める方法に関し、それぞれの意見を議論するよう求めた。

エジプトは、将来行動の礎として、脆弱性の多様な側面に関し議論するよう求めた。これに対し、シンガポールは、国情を考える場合は、高い脆弱性、資産、能力、制約条件など、各国が世界の緩和努力に何を貢献できるかということに影響を与えかねない要素に配慮すると指摘した。



CANは、公平性に関する理解を共有する必要があると強調し、次の点を指摘した：一部の国はプレッジを行っていない；先進国は排出削減範囲の上限方向に動く必要がある；バンカー燃料からの排出量に対応する必要がある。

EUは、将来体制の目標は全締約国が持続可能な開発を達成できるようにし、貧困を撲滅し、気候に耐性のある成長を可能にすることだと指摘した。同代表はUNFCCCの原則が優れた土台となるが、共通するが差異のある責任や各国の能力など、進化しつつあるものを反映させる形で解釈する必要があると説明した。

米国は、持続可能な開発への公平なアクセスでは開発機会に焦点を当てるべきであり、公式アプローチでは、「現実世界では維持できない」結論書を生む結果となると述べた。

ブラジルは、過去の責任は量的な解釈をしやすいと強調し、共有ビジョンおよびレビューに示される持続可能な開発への公平なアクセスについて詳細を説明した。

オーストラリアは、公平性に関する疑問は、一元的な公式や「一つの瞬間を切り取ったスナップ写真 (snapshots in time)」で答えられるものではないと強調した。

エジプトは、気候変動緩和努力は費用がかかり、主に途上国の国家予算に深刻な制約を加えると指摘し、途上国に強力な緩和要求を課す場合、どの程度なら公平かつ平等と言えるかどうかを問うた。同代表は、ワークショップの成果を他の条約の組織にも提供し、公平性に関する作業計画を立てるよう求めた。

議論が進む中、ニュージーランドは、UNFCCCでは継続して公平性を適用しており、この中には次のものが含まれると指摘した：意思決定プロセス；各種制度の設置；定義付けのない中での行動遂行。同代表は、各国の国情の違いを認識した上で、全ての国がそれぞれの能力に応じた緩和努力に参加する必要があると強調した。南アフリカは、条約の原則の運用面を理解するため、さらなる作業を求めた。フィリピンは、排出削減を開発から切り離す戦略について質問し、オーストラリアとともに、炭素価格の問題を指摘し、EUは、カーボン・リーケージを回避する世界的な行動を求めた。

EUは、今後の進め方に関し、公平性のみの議論は効果がないと指摘し、緩和と適応に焦点を当てるよう求めた。

審議の概要報告書が作成される。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**技術 (SBI/SBSTA)**：午前中の非公式協議で、締約国は、気候技術センター(CTC)設置場所案の評価報告書(FCCC/SBI/2012/INF.4)および理事会問題について議論した。



CTCを設置する組織は、3つに絞り込んだ候補リストから選択されることが指摘された。具体的には：国連環境計画；地球環境ファシリテーター；Det Norske Veritas ASである。この3つの候補組織は、木曜日午前中、このグループの会合で発言する。

締約国は、設置合意で提案される要素に関する説明を受けた：ホスト国内でのCTCの立場；資金面および人員配置のアレンジ；技術執行委員会 (TEC)との関係；他のUNFCCC機関との協力。

一部の締約国は、選択プロセスの詳細な時間枠を要求し、他の締約国は、2013年までにホスト組織を選択する必要があると繰り返した。締約国は、最も評価の高い組織が交渉での基準と合致しない場合の代替手法を要求し、一部のものは交渉プロセスの透明性が必要だと強調した。

締約国は、理事会が性別、地域別、利害関係を代表しているかなど、その構成、責任、および参加性の問題も短時間議論した。

**CDM理事会の決定に対する上訴 (SBI)**：午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は、CDM理事会の決定に対する上訴に関する共同議長の文書草案を審議した。

上訴機関メンバーの資格基準に関し、ボリビアは、環境問題、社会経済問題に関する専門知識を有すべきと強調した。グレナダは、技術的な根拠に関しても上訴ができると指摘し、メンバーの技能の詳細リスト、または「関連の経験10年」を有すとの記載を提案した。オーストラリアは、上訴機関の機能とメンバーに要求される技能リストとのリンクを強調した。同代表は、不偏性が必要だと強調し、外部の技術的な補助を求めるための法律専門家の可能性にも焦点を当てた。

グレナダは、タイの支持を受け、メンバーはいかなる政府とも関係のあるものであってはならないとの必要条件の削除を提案した。オーストラリアは、この項目の保持を希望し、上訴組織のメンバーがCDM交渉に関わっている場合を強調した。EUは、上訴組織自体による公平無私および独立性に関する行動規定の作成を提案した。

締約国は、上訴組織の構成および意思決定に必要な定足数など、内部管理についても議論した。

CDM WATCHは信頼性や正義を受ける権利の重要性に注目し、CDMの決定で影響を受ける全てのものが懸念を提起できる、広範な法的立場および法的プロセスが必要であると強調した。

交渉は継続する。

**国別適応計画 (SBI)**：午前中の非公式協議において、締約国は、LDCsのための国別適応計画(NAPs)の策定および実施に対する資金面および非資金面のアレンジの問題 (FCCC/CP/2011/9/Add.1)を議論した。会議はオブザーバーにも公開された。

締約国は、LDCs のNAPプロセスに対する資金援助および技術支援推進では制度上の問題が重要であると強調した。多数のLDC締約国が、支援の必要な分野を説明し、国家の開発政策に適応策を統合するためには国家の能力向上が必要だと指摘した。

締約国は、次回会合に提起する文書草案へのインプットを提出する。

**政府間会合のアレンジ**：午前中のコンタクトグループ会合で、締約国は、COP18およびCMP8の構成、将来の会合期間、およびオブザーバーの参加について審議した。(FCCC/SBI/2012/11)

G-77/中国およびロシアは、資金面での制約があることを認識する一方、ボンとドーハの間に交渉期間を追加する必要があると強調した。米国はカナダとオーストラリアの支持を受け、交渉会合ではなく、ワークショップの開催を提案した。インドと南アフリカは、ワークショップは交渉プロセスに統合できると述べた。事務局は、提案されているバンコクでの会合期間外会合に必要な資金を確保する期限は、来週金曜日であると確認した。

SBI議長のChruszczowは、東欧諸国に対し、可能な限り早期に COP 19およびCMP 9開催の提案をするよう奨めた。

同議長は結論書草案を作成し、交渉は継続する。

**LULUCF (SBSTA)**：午後のコンタクトグループ会合で、共同議長のPeter Iversen (デンマーク)は、決定書2/CMP.7 (LULUCF)がSBSTAに次の項目の審議を要求していると強調した：包括的な算定； CDMの下でのLULUCFの活動を追加する可能性； CDMの下での非永続性のリスクに対応する別な手法；追加性の概念適用における規則および手順。

締約国は、作業に優先度をつけ、技術的側面および経験に注目し、最初の3つの作業に関するものなど、文書を提出することで合意した。

ブラジルは、CDMの下での非永続性、特に可逆性の責任、バッファーへの配慮、保険とその影響などの問題に注目した。ベラルーシは、「永続性 (permanence)」達成の議論には時間が必要だと説明した。EUは、非永続性への対応が、特に異なる約束期間において、どうなるか議論するよう提案した。

共同議長が結論書草案を作成する。

**レジストリのプロトタイプ(SBI)**：NAMAレジストリのプロトタイプを審議するコンタクトグループは午後1時に会合し、Elina Bardram (EU)および Wondwossen Sintayehu (エチオピア)が共同議長を務めた。

事務局は、NAMAレジストリの機能に関し簡単な説明を行った。EUはケニアの支持を受け、このレジストリはプロジェクトと資金源を結び付けることに価値があるとし、他のMRV要件で代替されるべきでない指摘した。

ブラジルは、このレジストリにアクセスする権利は、各国のUNFCCC窓口に留保されるべきだと述べ、チリ、シンガポール、カナダ、韓国、南アフリカもこれを支持した。日本は、レジストリの技術能力を複雑化する可能性があるとし、プロトタイプの過剰負担に慎重な意見を示した。

マリはアフリカグループの立場で発言し、自国の他のNAMA利害関係者に配布するレジストリのマニュアルを要請し、米国、フィリピン、アンティグア・バーブーダもこれを支持した。

共同議長が月曜日の非公式協議で議論する結論書草案をまとめる。

**附属書 I の更なる排出削減 (AWG-KP) :** 午前および午後のAWG-KPスピノフグループ会合で、附属書 I 締約国は、QELROsの提出文書 (FCCC/KP/AWG/2012/MISC.1 and Add.1)に関するプレゼンテーションを行った。

スイスは、2013-2020年の間に1990年比で少なくとも20%排出を削減し、他の先進国が同等の排出削減を約束し、経済的に発展している途上国が差異のある責任およびそれぞれの能力に応じて、相応の貢献を行うなら、この目標を30%に引き上げる可能性があるとの自国の約束について説明した。

ノルウェーは、2020年までに30% という自国の排出削減目標について説明し、主要排出国が2°C目標に合致する排出削減で合意する2012年以降の世界的および包括的な合意の一環として、40%に引き上げる可能性がある」と述べた。

EUは、2020年までに1990年比で20%という排出削減目標について論じ、他の先進国が同等の削減を約束し、途上国がそれぞれの差異のある責任およびそれぞれの能力に応じる適切な貢献を行うなら、世界的包括的な合意の一部として30%の削減目標を行う意思があると繰り返し発言した。

ニュージーランドは、1990年比で10-20%の排出削減という自国の約束について説明し、次の条件があると述べた：世界的な合意により気温上昇が2°Cに抑えられる；先進国が同等の努力をする；先進的かつ主要な排出国である途上国がそれぞれの能力に応じた行動をとる；LULUCFについて有効な一連の規則がある；国際炭素市場に依存できる。

リヒテンシュタインは、2013年から2020年の間に1990年比で少なくとも20%排出削減との約束を提示し、他の先進国が同等な約束をし、経済的に発展している途上国が適切な緩和行動をとるなら、野心度を30%にまで引き上げることが可能だと述べた。

カザフスタンは、2020年までに15%の削減を約束し、母国の基準年を1992年から1990年に更新するよう求めた。アイスランドは、EUとの共同努力による30%削減を約束し、EU排出取引スキームへの参加を強調した。

議論の中で参加者は特に次の点を取り上げた： 2013-2020年のQELROs決定方式；LULUCFの利用；野心度引き上げの方法；約束を上限に引き上げる条件；議定書の環境十全性への影響；AAUs繰り越し分算定方法；市場メカニズムでのオフセット利用の影響；既存の国内法制。

交渉が続けられる。

### 廊下にて

ボンの第3日、多数の参加者が、公平性に関する実質的な議論、SBIおよびSBSTAの下での多数のコンタクトグループおよび非公式協議で取り上げられた題目での実質的な議論で一日を費やした。

さらにAWG-LCAにおける作業中断を避けるため、審議の進行方法を明確にすべく議論した。「可能な限り早期に解決すべく努力している」とある参加者は、夕方のAWG-LCA議題に関する非公式協議に向かいつつ言い、「ドーハ会合までの作業が多すぎ、議題書で行き詰っている。」とも述べた。夜遅く、AWG-LCAの議題書での合意が報告された。ある参加者は、廊下で安堵と喜びを表現し、成果文書には「一部の問題の審議はすでに終了済み」であるとする脚注が含まれていると説明した。

しかし今後の先行きを見透かした参加者の一部は、提案されているバンコク会議をとりまく資金上の制約について懸念し、ドーハの前に会合を追加することに一部の国が「熱意を示していない」として懸念を表明した。

木曜日にADP開会プレナリーが予定される中、この新しい組織の議長が誰になるか、関心が高まっている。3名の候補者のうち2名がG-77/中国のものであり、参加者は、24時間でこの問題をどう解決するか、憶測していた。噂されている戦略の中には、開会会合に間に合うような合意を得るべく、深夜までの会合となる可能性もささやかれている。

GISPRI 仮訳



## SB36・AWGハイライト

2012年 5月17日 木曜日

午前中と午後、強化された行動のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会(ADP) 開会プレナリーが開催された。夕方にはAWG-LCA開会プレナリーも開催され、続いてAWG-LCAコンタクトグループ会合も開催された。午後、AWG-LCAの下で、先進国の経済全体での排出削減数量目標および関連する想定条件に関する会合期間中ワークショップが開催された。午前中と午後、SBIおよびSBSTAでは多数のコンタクトグループ会合および非公式協議が行われた。

### ADP

**開会ステートメント：**ADP第1回会合の開会にあたり、COP 17議長のMaite Nkoana-Mashabaneは、この新しい組織は、2021年以降に何を行う必要があるかを審議する機会であると指摘した。同議長は、締約国に対し、建設的に参加し、信頼のおける作業計画を作成し、ADPが2015年までに作業を終了できるように作業に優先順位をつけるよう促した。同議長は、「今こそ指導者であるべきとき、未来を救うために決定的な行動をとるときである」と述べた。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、ADPは多国間主義が機能することを実証する機会であると強調し、世界は20年前に3つのリオ条約を採択して歴史を作った、今、もう一度歴史を書くときだと強調した。同事務局長は、ADPの作業は実施を検討する短期的な見方と、2021年以降の世界の挑戦に立ち上がる長期的な展望との両方に導かれるべきだと述べた。

アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、ADPの成果は、条約の目的、原則、規定に沿ったものであるべきだとし、AWG-KPおよびAWG-LCAの下での進展が重要であると強調した。同代表は、ADPの作業計画は決定書 1/CP.17 (強化された行動のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会設置)、公平性、共通するが差異のある責任、条約の関連条項に基づくべきだと述べた。

スイスは環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、ADPはUNFCCC交渉の転換点であると強調した。同代表は、緩和が根幹の課題であるとし、全ての国が共通するが差異のある責任およびそれぞれの能力に則り参加する一方、適応、資金、技術、キャパシティビルディングも議論すべきだと指摘した。EIGは、里程標やタ



イムテーブルを含め、2015年における将来体制のスムーズな採択を図る、ボン合意の確固とした作業計画を求めた。

EUは、京都議定書の下での第2約束期間に参加するというEUの決定は一つの世界的な合意への移行に結び付く広範なダーバンパッケージという概念に則ったものであると強調した。同代表は、新しい議定書はそのような合意の中で最も効果のあるものだとし、新しい議定書では持続可能な開発を可能にする一方、全ての締約国が必要な排出削減を実現するための方法を議論する必要があると指摘した。緩和作業計画に関し、EUは、緩和ギャップ縮小プロセスはギャップを評価し、野心度を向上させるオプション、適切な決定を行う反復プロセスであると指摘した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、ダーバンプラットフォームは全ての国に「共通の舞台 (common ground)」を提供し、気候変動の国際努力を進める普遍的なプラットフォームであると強調した。同代表は、ボンではADPの作業計画の決定に関する作業への注目を提案し、低炭素な開発経路確立が経済成長や発展を犠牲にすることのない気候変動対応のカギになると付け加えた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、ADPのマנדートは公平性および共通するが差異のある責任に配慮した上で、緩和野心を向上させ、全てのものに適用される条約の下での新しい議定書を採択するための機会を提供することであると強調した。同代表は、特にIPCC第5次評価報告書からのインプットの組み入れを可能にする3年計画の下、各COPで実現可能なものを特定するよう提案した。同代表は、ADPの作業は行動を延期する機会とみられるべきではないとし、京都議定書の下での第2約束期間の重要性を強調した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、ADPでは「誇張がなく、真剣で、緊急性および野心の決意感覚」を実証するものであってほしいとの希望を表明した。同代表は、認識された緩和での野心のギャップ縮小に向け大きく前進する緩和作業計画を求めた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、ADPの設置は多国間かつ規則に基づく気候変動体制を強化させるものにすべきであるとし、先進国の緩和野心の規模を大きく拡大する必要があると強調した。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、ADPの下での交渉は、条約の全面的かつ効果の高い実施の確保を求めるべきだと強調した。また同代表は、国際的な行動を管理する原則について交渉するのではなく、これを尊重する必要があると強調した。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、国際的な法的制度は今必要であり、2020年では遅すぎると発言した。同代表は、新しい体制ではREDD+が重要な役割を果たすと強調した。インドはBASIC



の立場で発言し、AWG-LCAおよびAWG-KPがそれぞれの作業を終了させて初めてADPの作業計画の全面的な策定が可能になるのであり、その成果には先進国の歴史的な責任を反映すべきだと述べた。

タジキスタンは山岳内陸途上国の立場で発言し、新しい法的拘束力のある合意は条約の原則の上に築かれるべきであると述べ、作業推進のためコンタクトグループを設置するよう提案した。チリは中南米諸国数カ国の立場で発言し、ADPの結果は条約の下での議定書もしくは他の法的拘束力のある制度の形式をとるべきだと述べ、共通するが差異のある責任およびそれぞれの能力の重要性を強調した。コンゴ民主共和国はCOMIFACの立場で発言し、新しい作業部会は新しい拘束力のある合意の採択をもたらすべきだとし、ADPでは適応と緩和を「同等の立場 (equal footing)」で扱うべきだと述べた。

ホンジュラスはSICAの立場で発言し、次のように述べた：適応は途上国の大半、特に最も脆弱性の高い途上国にとり優先課題である； ADPの成果は条約の規定および原則に基づくべきであり、これには公平性および共通するが差異のある責任を含める。アルゼンチンはいくつかの国の立場で発言し、ADPの成果は条約の原則に基づくべきであると強調し、途上国および先進国の義務は性質が異なると認識した。同代表は、途上国の自主的なNAMAsは資金や技術、キャパシティビルディングの提供に関係するとし、ADPの作業計画では最初に指標となる原則など作業範囲に焦点をあてることを提案した。

BINGOsは、ビジネスや民間部門が資金やイノベーション、MRV、新しい市場メカニズムなどの分野でADPの作業に貢献できる道を強化するよう提案した。

気候行動ネットワークはENGOsの立場で発言し、特に抜け道をなくし、化石燃料への補助金を排除し、里程標のあるADP作業計画を採択することで緩和の野心を引き上げるよう求めた。

ICLEIは地方政府および市町村当局の立場で発言し、現在と2020年では「危険なギャップ」が存在しており、緩和の野心を引き上げることでこれに対処する必要があると強調した。同代表は、気候変動政策の全面的な実施を成功させる上で地方政府が重要な役割を果たせると強調した。

女性および性別構成 (WOMEN AND GENDER CONSTITUENCY) は、性別の不平等のさらなる悪化に警戒感を示し、気候変動の交渉に人間および社会的な側面も統合する必要があると指摘した。同代表は、性別の平等に関するワークショップ開催を提案した。

YOUNGOsは次のように述べた：共通するが差異のある責任の原則は、交渉可能なものではない；条約の統合が損なわれるべきではない；ADPでは野心のギャップ縮小が優先されるべきである。

**役員選出：**午後、ADPプレナリーが再開され、COP副議長のRobert Van Lierop (スリナム)は、ADP議長職についてはボン会議の前および会議中に集中審議が行われたと説明した。同副議長は、この問題が未解決のま

までであると指摘し、締約国に対し、柔軟性を持ち、議長および副議長の任命で合意し、ADPが可能な限り早期に作業を始められるようにすることを求めた。同副議長は、今会合では議長を選出し、他の役員の選出についてはドーハマで協議を続けるとの提案があったと説明した。このグループは5月18日金曜日正午までこの提案に関する協議を行う。

### **AWG-LCA**

**プレナリー:** 夕方、AWG-LCAプレナリーが開催された。AWG-LCA議長のTayebは、非公式協議において、議題書および今後の進行方法に関する合意がなされたと報告した。同議長は、バリ行動計画がAWG-LCAの本来のマンデートであるとし、その採択以降、顕著な作業が為されてきたことへの感謝を強調した。同議長は、既に合意されたことの交渉の蒸し返しを行うつもりはないと強調し、COP 17 がAWG-LCAに今年に終了させるべき課題を委ねているのは明確であると指摘した。

AWG-LCA議長のTayebは、既に合意に達している特定要素は次のとおりであると報告した: 各議題項目は、COP 16およびCOP 17が採択した決定書によりそれぞれ異なる進展レベルを有するとの脚注をつけ議題書を採択する; 進展状況を考慮に入れるなら、一部の項目はAWG-LCAで更なる審議を行う必要がない可能性がある; 一つのコンタクトグループで審議を進め、ダーバンにおいて委任された課題を検討するため、速やかにスピノフグループを立ち上げる; 一つのコンタクトグループで進展状況を評価し、スピノフグループを追加する必要があるかどうか決定する。AWG-LCA議長のTayebは、COPが特殊事情を認めた附属書 I 締約国に関し、非公式協議を行うと述べた。

締約国は、その後、脚注つきで議題書(FCCC/AWGLCA/2012/L.1)を採択し、一つのAWG-LCAコンタクトグループを設置することで合意した。

**コンタクトグループ:** 夕方、AWG-LCAコンタクトグループが開催され、AWG-LCA議長のTayebが議長を務めた。締約国は、スピノフグループでCOP 17が委託した課題の実施のみに焦点を当てるのか、それとも広範なアプローチを採用し、特定議題項目において関係する問題を検討するかどうか議論した。結局、COP 17が委任した課題に関するスピノフグループを立ち上げることで合意した: この中には次のものが含まれる: 共有ビジョン; 先進国の緩和; 途上国の緩和; REDD+; セクター別アプローチ; 市場アプローチなど多様なアプローチ; レビュー。進展があったかどうか、他の問題に関するスピノフグループが必要かどうかは、コンタクトグループで議論する。

**会合期間中ワークショップ：**午後、先進締約国の経済全体での排出削減数量目標の明確化および関連する想定や条件を議論するAWG-LCA期間中ワークショップが開催され、Andrej Kranjc (スロベニア)が進行役を務めた。

事務局は、先進国経済全体の排出削減数量目標に関する想定、条件、アプローチの共通点および差異、ならびに排出削減努力の程度比較に関する最新のテクニカルペーパー(FCCC/TP/2012/2)を提出した。

EUは、EUの排出削減プレッジの概要を説明し、先進国および途上国による緩和が世界の気温上昇を2°C以下に制限する2020年削減量の要となると強調した。

米国は、排出量を2020年までに2005年比で17%削減するとのプレッジを明言し、国内排出削減イニシアティブの概要を説明し、運輸部門に焦点を当てた。

ニュージーランドは、多数の条件を満たす世界的な包括的合意が存在する場合には、排出量を2020年までに1990年比で10-20%削減するとの目標をたてる用意があると説明した。

オーストラリアは、2020年のプレッジおよび低炭素排出戦略を提示した。同代表は、2000年比で5%との削減は無条件であり、15%削減は厳格な条件の下、25%削減は、包括的な世界的行動があるかどうかによって左右されると述べた。

カナダは、2020年までに2005年比で17%との排出削減目標について論じ、国内のセクター別排出削減計画に焦点を当てた。

スイスは、2020年までに1990年比で20%という無条件の排出削減目標の概要について説明し、この約束は先進国が同等の約束をし、経済発展を遂げている途上国が共通するが差異のある責任および能力に応じて相当の貢献をするなら、30%まで引き上げられると強調した。

ノルウェーは、まだプレッジを伝えていない諸国に対し、プレッジを行うよう提案し、2020年までに1990年比で30%というノルウェーの目標について説明し、主要な排出国が地球温暖化を2°Cに制限する約束で合意するなら40%への引き上げも可能であるとし、製造部門、運輸部門、石油部門に焦点を当てた。

AOSISは、共通算定規則による野心のギャップの規模の評価についてプレゼンテーションを行い、いくつかの国がそれぞれの現時点でのプレッジを達成するには多くの努力が必要であるとして、懸念を表明した。

各国のプレゼンテーションに続き、締約国は特に次の点について議論した：地域のキャップアンドトレード・イニシアティブ、市場ベースメカニズムの補足性、野心レベル、プレッジ引き上げのための条件、LULUCFの算定、締約国の目標達成能力。

## **SBIおよび SBSTAのコンタクトグループおよび非公式協議**

**損失損害 (SBI) :** 午前中、損失損害に関する非公式協議が続けられ、オブザーバーの参加も認められた。

G-77/中国、アフリカグループ、LDCs、AOSIS、米国は、作業計画の3つの題目分野を横断するクロスカッティング問題は全体論的な形で議論する必要があると述べた。

G-77/中国は、決定書草案をSBI結論書の附属書にすべきだと提案した。AOSISは、リスク管理および時間をかけて発生する現象の影響について議論するよう求めた。米国は、社会経済的脆弱性と合わせ生物物理的なリスクを検討することが重要であると述べ、ボトムアップ手法とトップダウン手法の組み合わせを用いるよう提案した。同代表は、データの利用者とデータ提供者の間のギャップを超える必要があると強調した。EUは、不正確なリスクの伝達は不適切な対応を招く可能性があるとして強調した。

オーストラリアは、損失損害および国別適応計画(NAPs)の議論同士のつながりを強調し、地域の会議ではリスク削減や保持、移転に焦点をあてることを強調し、米国もこれを支持した。

結論書草案が作成され、交渉が継続する。

**国別適応計画 (SBI) :** 午後、NAPに関する非公式協議が開催され、この会議にはオブザーバーの参加も認められた。

共同議長のAddullaは、締約国提出文書および意見表明に基づき作成された文書草案を提出した。同共同議長は、この文書草案の概要を説明し、これには特に次の点が含まれると述べた：国家主導のNAP推進；NAPプロセス支援のLDC基金の合理化；国内および地域のセンターおよびネットワークの活用；適応の最善の実践方法の共有化。

その後、締約国はこの文書に次の項目などを追加するよう提案した：実施、支援プログラム、資金に関するガイダンス。

一部の締約国は、文書のスリム化を要請し、次回会合でこれに関する審議が続けられる。

**対応措置に関するフォーラム (SBI/SBSTA) :** 午後、SBI議長のChruszczowおよびSBSTA議長のMuyungiは、対応措置実施の影響に関するSBIとSBSTA合同のフォーラムを開催した。

締約国は、フォーラムでの作業構成方法に関し意見交換を行った。アルゼンチンはG77/中国の立場で発言し、フォーラムおよび作業計画の運用開始に向けた一連の明確な法的規則を求め、特に次のものを含めるよう求めた：今年の残りの期間での活動および特定の課題を課し、途上国締約国の特定のニーズおよび懸念材料に対応するため、2013年の予定を策定し、概要を示す。南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、先進国が採用する貿易関連の措置および貿易の経済的、社会的な影響を強調した。





米国は、対応措置問題の統合を行う方法に焦点を当てて議論するよう提案し、オーストラリアもこれを支持した。EUは、市民社会や専門家など締約国以外のもも参加する開放的なフォーラムにするよう提案した。オーストラリアは、作業計画で議論すべき問題では集約できる点が多いことに注目すべきだと述べた。

中国は、このフォーラムは対応措置の悪影響を最小限に抑えるあるいは悪影響を防ぐ上で重要であると強調し、EUの排出取引スキームに航空輸送が含まれたことへの懸念を表明した。サウジアラビアは、特にワークショップにおける情報交換を提案した。締約国は、今後の進め方に関する意見を交換し、さらなるガイダンスを得るため、情報を事務局に提出することで合意した。

### 廊下にて

会議場の廊下では、またもや、ADP議長や他の未定の任命職を予想するつぶやきや憶測でうるさかった。

午前中のADPでは熱のこもった開会ステートメントが披露されたが、この新しい組織での午後の作業は、議長に関する協議は決定されないままであるとの簡単な発表にとどめられた。この日が終わったが、締約国は、議長の選出で何ら大きな進展を得ることもなく、この行き詰まりの理由として今後の進展の可能性について噂が飛び交った。一部のものは、候補者の一人が議長職なら受けるが、副議長は受けないといっている」と憶測し、他のものは二人の共同議長とする考えも出されたと言及した。

「正直なところ、ボンで決定される可能性は低い」とある参加者は予想し、遅れに対する失望感を表明した。作業開始に熱心なものは、選出プロセスの遅れが必ずしも交渉の遅れとなる必要はないと強調し、それとは関係なく実質的な作業を始めることは可能だと強調した。ある参加者は、COP議長がADP議長決定まで暫定的な議長を務めることまで提案した。しかし他のものは、ADPでの作業を開始する前に、少なくとも一人の議長が任命されるべきだとの感触を示した。

グリーン気候基金理事会に関しては、任命プロセスを待ち、5月末に予定されていた理事会の第1回会合を延期すると発表され、先行きの見通しがさほどグリーンではなくなっている。ある参加者によると、大半のグループが理事会メンバーの任命に関する提案を行ったが、他のグループは、義務として求められるものをはるかに超えて、メンバーの構成における自分たちの割合を超えるものを選択した。「これは問題だが、全ての候補者提出が終わるまでは、見守っていくほかないだろう」とあるハイレベルの参加者は述べた。

AWG-LCAコンタクトグループは夜遅く会議を閉会したが、ADPの指導者の運命は気候プロセスに燃料を与え続けるGHG排出量のように、宙に浮いたままである。



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

一般財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

GISPRI 仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Chelle Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



## SB36・AWGハイライト

2012年 5月18日 金曜日

強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)の開会プレナリーが午後から再開となった。また、AWG-LCAの下、途上国のNAMAの多様性について理解を深めるためにインセッション・ワークショップも午後に開催された。午前と午後には、多くのコンタクトグループや非公式協議がSBI、SBSTA、AWG-KP、AWG-LCAの下で行われた。

### ADP

夕方にはADP 開会プレナリーが再開され、COP副議長のRobert Van Lierop (スリナム)が議長を務めた。

中国は、Van Lierop COP副議長が中南米・カリブ諸国グループ(GRULAC)よりCOPビューローに推薦されていることを考えると利益が相反する可能性があるとし、議事進行の問題となると主張し、サウジアラビア、エジプト、インド、クウェートがこの意見を支持した。また、COP副議長がADP議長候補に挙げられている3人の候補者の一人と同じ地域グループの出身であることから、ADPビューロー選挙に係る議事への参加を控えるべきだと主張した。

バルバドスは、COP副議長はCOPから任を受けて選出されているのであって同副議長を排除することは“不当”であり“嘆かわしいこと”だと述べ、米国、EU、グレナダ、オーストラリアなどがこれに支持を表明した。

事務局は、COPビューローのメンバーは党派や地域の利害を代表するものではなく、不偏性が前提条件であると述べ、COP議長は自らの不在時にCOP副議長を議事進行役に指名することが可能であるが、その場合でもCOP副議長がGRULACの利害を代表するものではないと明言した。

COP副議長のLieropは、公平性をもって行動すると約束し、職務を辞退することは固辞した。また、Nozipho Joyce Mxakato-Diseko大使 (南アフリカ) によるADPビューロー選挙に関する協議では結論に至らなかったと説明した。

Diseko大使は、COPの手続き規則案に則りADPビューローが投票で選ばれる可能性があるとは指摘した。

この状況に遺憾の意を表明し、LDCの立場からガンビアが、ADPビューローの選出問題が解決するまでCOP議長が議長を務めることを提案し、ガイアナ（GRULAC）、EU、米国、オーストラリア、AOSIS、ロシアの支持を受けた。

スワジランドは、アフリカン・グループの立場から、ボンの今次会議中に協議を終了させるよう求めた。

さらなる議論の後、中国が、“COP議長”の職務の明確化やCOP議長が誰を代理として指名できるかという問題などを含めた問題の解決を求め、ADPビューロー役員の選出に関する協議を継続しながら、今次ボン会議ではCOP議長がADPの議長を務めることで合意がまとまった。

#### **AWG-LCA**

午後、途上国のNAMAの多様性や基礎的な前提条件、こうした行動を実施する場合に必要な支援などについて理解を深めるため、AWG-LCAのインセッション・ワークショップが開催された。

ブラジルは、国内の緩和行動により2020年には予想される排出量のうち36.1-38.9%を削減できるとし、森林減少の削減や農業およびエネルギー部門での排出削減について述べた。

AOSISは、非附属書I締約国向けの共通算定ルール（アカウンティングルール）を求め、中国、ブラジル、インドが提起している指標が達成されたとしても、そうした国々の排出量は上昇するだろうと警告し、SIDS向けの革新的な緩和イニシアティブについて説明した。

ガンビアは、同国のNAMAについて、エネルギー・運輸部門を中心に紹介するとともに、資金・技術・キャパシティビルディングへの支援が必要だと強調した。

韓国は、BAU比で排出量30%減という同国の低炭素グリーン成長戦略について紹介し、国内排出量取引に関する法令が採択されたことを強調した。

バングラデシュは、同国がNAMA策定に向けて初期段階にあるとし、緩和行動はエネルギー転換・エネルギー消費、LULUCF、産業に関するものが中心になると述べた。

グルジアは、同国が地域の“グリーン電力”の主要な輸出国をめざすという目標について述べ、再生可能エネルギーについてエネルギー分野のNAMAの潜在力について述べた。

中国は、2020年までに2005年比で国内総生産(GDP)1単位あたり排出量の40-45%削減をめざすという制約を提出したことを強調し、排出削減をめざした国内経済社会発展計画を策定し、特に省エネ促進や低炭素エネルギー開発、炭素吸収源の増加などを通じた緩和行動が実施されると伝えた。

チリは、現在チリ政府主導で、多様な利害関係者が参加する国内低排出開発戦略を策定中であると述べ、運輸・森林・廃棄物などの部門を含めて策定中のNAMAリストを提示した。

マラウィは、エネルギー、農業、林業、廃棄物などの部門における実証プロジェクトを実施するため、NAMAのために、より詳細なコンセプト・ノートを作成する意向だと強調し、高度な複製可能性や企業投資のための潜在的な参入ポイントなどをNAMA選定基準として盛り込むと述べた。

メキシコは、同国の気候変動に関する特別プログラム(PECC)と最近可決された気候変動法について述べ、2020年までにBAU比30%の排出削減は無条件で実施するもので、国内予算を投じて行うと述べた。

EUは、NAMAに付帯する仮定や前提条件をめぐって不確実性があると強調し、それによって世界の排出量の予想に大きな影響が生じると述べ、“BAU”の定義に関する不確実性を強調した。また、事務局に対して、議論を前進させるためのテクニカル・ペーパーを作成するよう要請することや、各国の誓約や低排出開発戦略の実施を含めた情報など、NAMAの多様性を体系的に把握することを目的としたワークショップを別途開催する案を支持した。

気候行動ネットワーク(CAN)は、持続可能な開発に対する衡平なアクセスを実現する上で、低炭素開発戦略がどのような役割を担うか説明し、クレジット付きNAMAが世界の緩和行動の環境十全性にダメージを与えないようにし、二重算定を防止すべきだと述べた。

これらのプレゼンテーションを受けて、一部の国の原単位目標; CDMのNAMA対象化;非附属書I締約国向けの報告・算定ルール; 対象となる温室効果ガスの種類と部門;二重算定の防止;国内モニタリング制度;制度的なアレンジ等の項目について議論がなされた。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**農業 (SBSTA):** 午前の非公式協議では、SBSTAの中で農業関連の問題をどのように取り上げるべきか意見交換が行われた。多くの締約国が自国のサブミッション(FCCC/SBSTA/2012/MISC.6 and Add. 1-2)について言及し、農業に関する作業が条約9条(技術、科学、方法論に関する作業の範囲)におけるSBSTAの規定との整合性を維持すること; 農業と気候変動に関する既存の科学的・技術的な知識の評価; 知識共有の強化; “知識のギャップ”に関する情報の向上; 気候変動に関連した農業の生産性改善と気候変動に対する耐性の強化; 途上国のキャパシティビルディングの強化などが必要だと強調した。

また、途上国の多くが、適応の重要性と、緩和と比べた相対的な優先順位について強調し、食料の安全保障を実現する必要性があり、技術移転は重要だと強調した。一部の国が技術の移転と革新を中心に、これらを促進するための方策について対話を実施するよう要請した。他方、プロセスを前進させるための作業計画



の作成を求める声があがった。ワークショップが有効な前進策となると提案する途上国もあった。また、ある先進国からは、IPCCなど外部の機関や組織からの情報にもっと学ぶべきだとの指摘があった。さらに別の先進国は、農業が特定の場所に限定される特徴をもつことを認識すべきだと述べた。IPCCからの代表は、第5次評価報告書での農業部門の扱いについて概略を示した。

今後も非公式協議が続けられる。

**損失・損害 (SBI):** オブザーバーにも公開された午前の非公式協議では、共同議長のテキスト草案と結論書に添付する決定書草案文に関するG-77/中国提案について意見交換が行われた。

LDC、アフリカン・グループ、AOSISは、決定書の大枠について作業する準備ができていると表明した。

グループの責務の範囲内で作業を行うことが重要だとし、予定より進行が遅れているイベントに関するテクニカル・ペーパーや今後の4件のワークショップの成果について検討する前に、決定書の付属書について議論するというのは時期尚早だと幾つかの先進国が主張した。今後の方策として、Lemmen共同議長は、ドーハの前にワークショップやテクニカル・ペーパーから提供された情報を検討するための非公式会合を直ちに開催することを提案した。また、いくつかの国が共同議長の提案を交渉グループの中で検討することが必要だと指摘した。

テキストについては、まだ反映されていない幾つかのポイントについて注意を促し、米国は主要なメッセージに関する意見の収束点について指摘した。

共同議長が非公式協議を行い、草案グループが開催される予定だ。

**AWG-LCA コンタクトグループ:** 午前のコンタクトグループでは、今後の検討が必要とされる要素とスピノフ・グループが指定されていない要素などについての議論が中心となった。

対応措置については、サウジアラビアが知的所有権 (IPR)の検討を提案した。さらに貿易措置について検討することを提案し、中国、クウェート、ベネズエラ、アルゼンチン、インド等が支持したが、EU、シンガポール、メキシコ、オーストラリア、米国が反対した。

アルジェリア (アフリカン・グループ)、フィリピン、アルゼンチン、ニカラグア他、途上国などが、LDC以外の途上国向けの国家適応計画をもっと検討する必要があると指摘し、適応に関するスピノフ・グループの設置を求めた。また、適応については、バングラデシュが、LDCの立場から、支援や透明性、説明責任、リスク管理、リスク緩和戦略の拡充などにおける格差への注意を喚起した。サウジアラビアは、耐性をつくるための経済多角化を取り上げるよう求め、エジプトは脆弱性の評価と途上国の緊急のニーズに焦点をあてた。

フィリピンは、G-77/中国の立場から、バリ行動計画のいくつかの分野が十分に対応されていないとし、適応などの問題に対応するために設置されたメカニズムも未だ運用されていないと指摘した。

適応に関するスピノフ・グループの設置に反対を唱え、スイス、ノルウェー、EUほかの先進国は、適応委員会をはじめとする他の機関での作業の進展や現行作業、および損失・損害について指摘した。

技術については、多くの途上国がスピノフ・グループの設置を支持した。G-77/中国は、この問題こそが、バリ行動計画の4本柱の一つであるとし、知的所有権については特に追加的な議論を求めた。アルジェリアは、アフリカン・グループの立場から、ADPの下で取り上げるべき2020年以降の枠組み問題と、AWG-LCAの下で完了すべき問題を明確に区別するよう求めた。

多くの先進国は、技術の進展とUNFCCCの他の諸機関での検討に注目を寄せた。米国、シンガポールは、知的所有権を議論する場合は他にありと指摘した。日本、EUをはじめとする先進国は、技術に関するスピノフ・グループに反対した。ボリビアは、技術の開発・移転の障害およびパブリックドメイン（公有財産）に属する知的財産権などに関する議論の追加を提案した。

キャパシティビルディングについては、中国が、G-77/中国の立場から、制度、資金メカニズム、モニタリング・パフォーマンスなどのツールに関して追加的な議論を行う案を支持した。フィリピンは、実施手段について強調した。最近発足したばかりのキャパシティビルディングに関するダーバン・フォーラムへの注意を喚起し、米国、EUほかの先進国はスピノフ・グループの設置に反対した。

市場経済へと移行する経済移行国に関する問題については、ベラルーシ（カザフスタンの代理）、ウクライナ、ロシアが、本件に関する作業完了のため、スピノフ・グループを設置する案を支持した。

資金などの議題に関する議論は次のコンタクトグループ会合で継続する。

**条約 6条 (教育・訓練・啓発) (SBI):** オブザーバーにも開放された午後の非公式協議では、条約6条に関するドーハ作業計画についてG-77/中国が提案している素案が焦点となった。

YOUNGOsやCAN、各国の地方政府や自治体が、ジェンダーや地方のコミュニティ、具体的な報告要件などはテキストに盛り込むべき問題だと強調した。

ドミニカは、G-77/中国の立場から、自国の提案するテキストを紹介。前文、ドーハ作業計画のために検討すべき提案、事務局の役割と政府間組織などに分類されることを示した。EUは、作業計画の役割に関するセクションを盛り込むことを提案した。オーストラリアと米国は、2016年に中間レビューを実施する8年間の作業計画を提案した。

各国からの提案を募り、テキスト素案が作成される予定だ。非公式協議がつづけられる。

**共有ビジョン (AWG-LCA):** 午後にスピノフ・グループがあり、今後の方策について話し合いが行われた。

進行役のZou Ji (中国)が、今後の前進策に関する3つの選択肢として、1) 数値とコンテキスト、2) 数値とコンテキストの幅; 3) 数値・レンジ・コンテキストを特定し明確にするためのプロセスやメカニズムを検討するよう求めた。

多くの締約国が各種問題を同時に議論することの重要性を指摘したものの、議論の出発点をめぐり見解が分かれた。

ブラジル、ノルウェー、スイス、EUは、実質的なグループの協議に入る前に、まずは前進策について議論することを提案した。

コンテキストに関する議論は、オーストラリア、メキシコ、EU、南アフリカ、アンティグア・バーブーダ (AOSIS)、インド (G-77/中国)、米国、ボリビア、シンガポール、チリの支持を得た。米国、ボリビア、日本、チリ、メキシコ、コロンビアは、世界の排出目標と排出量のピークがグループの議論の焦点だと強調した。

ボツワナ (アフリカン・グループ)、ウガンダ (LDC)、フィリピンが、実施と支援の手段が今後の方策となりうると強調した。

次回の非公式協議で、締約国が提出したサマリー用のテキスト案についての議論に入る。

**附属書I国のさらなる約束 (AWG-KP):** AWG-KPコンタクトグループが午後に行われ、数値とテキストに関するスピノフ・グループや法的・手続き的な問題に関する非公式協議の進捗状況が伝えられた。

数値とテキストに関しては、Lefevere共同進行役より、QELROのサブミッションに関するプレゼンテーションが行われたことや、QELROサブミッションと関連する諸条件についての明確化や市場メカニズムに関する意見、QELRO支援のため実施される各国の政策、第2約束期間の長さの希望などの論点が指摘された。

その後の議論で、第2約束期間の長さに係る懸念、附属書Bの整理方法、各国の誓約をQELROに変換するためのルールなど幾つかの問題が検討された。ダーバンからの提案事項やボンに提起された新たなアイデアなどを踏まえつつ、今回のスピノフ・グループ会合では、AAU繰り越し問題に焦点をあてることが決まった。

法的・手続き的な問題については、AWG-KPのUosukainen副議長から非公式協議の報告があり、第1約束期間と第2約束期間の継続性を確保するための方法; 第2約束期間でのアカウンティング・ルールの適用; 継続性を確保するための暫定的な適用のありかたに関するアイデア; 第2約束期間中に野心レベルを引き上げるた



めの方法などが中心的に討議されたと伝えられた。これらの問題の一部をスピンオフ・グループで議論することが合意され、非公式協議も追加的に開催される可能性がある。

## 廊下にて

金曜夜は、またもや新組織のADPが大きくクローズアップされ、廊下はADPの開会プレナリーをめぐって、興奮と不満がうずまいた。開会に心躍らせた側の人々は“今までにこんなモノは見たことがない。なかなかの大イベントだね”などと感想を語った。

ADPプレナリーはちょうど午後6時前に開始し、その後は“濃密な時間”がつづいた。

会合が進むにつれて、議事進行上の問題が夜の会合のテーマとなったが、最初の議題に対する中国の反応は予想外であり、一部で笑いを誘う事態となった。何しろ発言が始まるなり、会場に居合わせた参加者の半数が立ち上がり、会場を離れようとしたからだ。幸いにも、それは彼の発言内容にかかわることではなく、中国語による異議申し立ての内容を理解するために通訳トランシーバーを取りに走ったためだった。

しかし、その後は深刻なムードに一転。「COPビューローのメンバーは締約国または地域を代表するものではない」と事務局から法的な助言を受け、自らがADPの座長を務める際は全ての締約国の利益のために働くのであるとCOP副議長のVan Lieropが熱弁をふるったときには、会場からは喝采がとどろいた。

ADPビューローのメンバー問題が未解決となっているため、ADP議長をめぐる論争が“あまり過激ではない”方法では最終的な妥結をみない場合に備えて、プレナリーでは無記名投票の可能性が討議された。会場をあとにしながら“今晚にも投票しないといけなくなるのか...と覚悟したが、ラッキーな回避策が見つかって良かった”と、ある参加者が安堵のため息をもらした。

GISPRI 仮訳



## SB 36およびAWGハイライト

2012年 5月 19日 土曜日

午前中、ADPプレナリーが開催され、多様なアプローチの枠組みに関するAWG-LCA会合期間中ワークショップも開催された。午後、新しい市場ベースメカニズムに関するAWG-LCA会合期間中ワークショップが開催された。午前中と午後、SBI、SBSTA、AWG-KP、AWG-LCAの下、多数のコンタクトグループおよび非公式協議が開催された。

### ADP

午前中、ADPプレナリーが再開し、COP副議長のVan Lieropは、COP 17議長が Sandea de Wet (南アフリカ) に対し、自分に代わりADPの議長を務めるよう委任したことを締約国に伝え、ADPの議長団がボン会合の終わりには選出できるよう、Diseko大使が進行役を務める非公式協議での一層の努力を促した。

議長のde Wetは、役員選出での合意を得るべくDiseko大使と共に努力するよう奨めた。同議長は、この協議を保留しつつADPの作業を進められるようにした点を祝した。議長のde Wetは、続いて議題書(FCCC/ADP/2012/1)の採択を提案した。

サウジアラビアは、議題書は選出された役員によってのみ採択されると論じ、議長が選出されない中でどのようにADPの作業を開始できるのか疑問視した。同代表は、非公式なセッティングであれば暫定議題書および作業構成書に関する作業を行う意思があると表明した。多数の締約国が、ADP議長に関する合意は保留し、ADPの下でCOP議長が議論を指導するとの金曜日の合意を想起し、今回の議事進行の適法性を再確認した。事務局は、手順規則草案によると、議題書を採択するのはADP自体であり、議長は単にプロセスの進行役を務めるに過ぎないと明言した。事務局は、法的にADPの議題書採択を妨げるものはないと指摘した。

中国は、事務局に対し、ADP暫定議題書の各項目の根拠を説明するよう要請した。事務局はこれに応じ、第3項目(決定書 1/CP.17に則った作業計画)および第4項目(緩和野心向上の作業計画)は決定書 1/CP.17(行動強化のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会設置)に基づき暫定議題書に記載されたと説明した。

中国は、決定書1/CP.17の構成を慎重に審議するよう促した。同代表は、第4項目をADP議題書に入れるべきかどうか疑問視し、決定書 1/CP.17は緩和野心向上の作業計画をADPに入れるべきとは規定していないと



指摘した。同代表は、2021年以降の展望がADPの根幹の課題であると強調し、野心度の引き上げは緩和だけに限るのではなく技術、資金、キャパシティビルディングの実施手段にも言及すると指摘した。

AOSISの立場で発言したナウル、LDCs の立場で発言したガンビア、その他バルバドス、グレナダ、スイス、EU、米国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、日本、コスタリカは提案された通りの議題書を採択するよう促した。グレナダは、議題書が採択されたところで作業に優先順位をつけるよう提案した。

EUは、緩和野心の強化に関する作業計画がダーバンパッケージの基幹要素であると強調した。バルバドスは、ダーバン で提案された決定書草案には2021年以降の展望のみが記載されていたが、最も脆弱な諸国はこの提案を拒否したと説明した。同代表は、第4項目に「2020年までの緩和野心」との記述を加え、修正するよう提案した。

中国は、議題書第3項目を「緩和、適応、資金、技術開発と移転、行動および支援の透明性、キャパシティビルディングに関する作業計画」と修正するよう提案した。同代表は 第4項目の削除も求めた。シンガポールは、記載されていない項目が排除される可能性を避けるため、特定の問題をリストアップすることに警告した。

ブラジルは、緩和野心強化に関する作業計画はADP合意の一環であると認識し、この問題に関する議論は単に緩和に言及するよりも広範囲なものになると強調した。同代表は、ADPの作業の中心は新しい制度の交渉であり、作業の2つの要素は分離されると強調した。

ベネズエラは、ダーバンでは自国が決定書 1/CP.17に関し正式に留保したと指摘し、先進国は京都議定書の第二 約束期間のQELROsを提出しておらず、既にダーバンパッケージに「違反」していると強調した。同代表は、ボリビアの支持を受け、議題書に脚注をつけ「決定書 1/CP.17の実施は、合意は守られるべき (*pacta sunt servanda*) の原則に則り、国際法遵守を基礎に検証されるべきであり、さらにはUNFCCCとその京都議定書の全面的な尊重および遵守を実現できなかった場合を除き、その制度の締約国である締約国のために検証されるべき」とするよう要請した。

ベネズエラは、この脚注は自国が議題書の採択を支持する上で「不可欠である」と 強調した。米国、シンガポール、スイスは、脚注を含まないことを希望すると表明した。

シンガポールは、議題項目3 を提案通り採択し、緩和野心作業計画に関する第4項目は「決定書 1/CP.17に則る」と付加する修正を行うよう提案した。

フィリピンはエジプトの支持を受け、決定書 1/CP.17の「おいしいとこ取り (cherry-picking)」に警告を發した。同代表は、第4項目は削除し、第3項目は「決定書 1/CP.17の全ての要素に則り作業を計画する」と修正するよう提案した。

日本は、可能な限り早期に実質的な作業に入る必要があると強調し、現在の暫定議題書は各締約国の懸念に応じられるだけ一般的なものと述べた。

議長のde Wetは、ダーバンの成果は「極めてバランスのとれた」ものであったと強調し、議題項目の削除は困難であると述べた。同議長は、議題書を提案された原案どおり採択し、締約国はADPでの作業を開始する用意があると国際社会に「極めて強力な (a tremendous)」メッセージを発信するよう促した。

フィリピンは、エクアドル、ボリビア、マレーシア、アルゼンチン、イラン、その他の支持を受け、議題書の採択に反対し、第4項目は削除し第3項目には決定書 1/CP.17の「全ての要素」を入れると修正する自国の最初の提案を強調した。グレナダ、EU、バルバドス、その他はこの提案に反対した。これら諸国は、スイス、その他と共に、議長が提案したとおり議題書原案通りの採択を支持すると繰り返した。

中国は全ての締約国の意見を反映させる必要があると強調し、フィリピンの「建設的な提案」に注目し、議題書が採択されたなら作業構成についても具体的に議論できると述べた。

シンガポールは、チリ、米国、韓国、コスタリカ、コロンビア、ガンビアの支持を受け、自国提案を再度説明し、これは2つの議題項目の違いはそのままに、第4項目を保持し、同時に「決定書 1/CP.17に則り」との表現を加えると明言した。

更なる審議の後、シンガポールは、第3項目はフィリピンの修正案どおりとし、第4項目は自国の修正通りとする組み合わせを提案した。合意には至らなかった。

中国は第4項目を保留するとの自国の案が締約国に提案されていないと嘆き、「議長職」の定義を明確にするよう求め、COP議長にはだれでもADPの議長を務めるものを任命する無制限の権力があるのかどうかを問うた。議長のde Wetは、中国の提案を支持する国がないことを強調した。同議長は、提案された議題書に基づき暫定的に実質審議を開始し、議題書については非公式協議を行うことを提案した。

通訳がないことに対する中国の議事進行上の問題が指摘された後、会議は午後3時過ぎに閉会された。議長のde Wetは、ADPプレナリーは火曜日に再開される可能性が高いと連絡した。

#### **AWG-LCA**

**多様なアプローチの枠組に関するワークショップ**：午前中、AWG-LCAの下での会合期間中ワークショップが開催された。

**多様なアプローチの枠組に関する一般審議：**最初のセッションは、市場ベースメカニズム非市場ベースメカニズムなど、枠組みに入れうるUNFCCC以外の多様なアプローチの一般審議が行われた。

事務局は、締約国およびオブザーバー提出文書 (FCCC/AWGLCA/2012/MISC.4 and Add.1)に関し報告し、共通点および差異の概要を説明し、統治構造、目的、新しい市場ベースメカニズムとの関係への言及に焦点をあてた。

日本は、市場利用の機会など、多様なアプローチに関する自国の見解を強調した。同代表は、既存の市場メカニズムと締約国主導のアプローチは相互に補い合うべきだと指摘した。

アラブ首長国連邦は、透明性のある交渉の土台を提供する上でこの枠組みがどういう役割を果たせるか提示した。

ボリビアは、公平性の原則に基づき運用される提案として気候正義メカニズムを提起した。

**信頼性あるシステムの設計および実施：**第二セッションでは、市場ベースおよび非市場ベースのメカニズムにおいて環境上の十全性および信頼性を確保するため必要とされる要件が議論された。

CENTRE FOR EUROPEAN POLICY STUDIES (欧州政策研究センター) は、次の項目など、審議すべき問題に焦点を当てた： UNFCCCのメカニズムとUNFCCC以外のメカニズムとの関係；新しい市場ベースメカニズムの基準となるものに関する見解；この基準を適用する範囲。

ENVIRONMENTAL DEFENSE FUND (環境防衛基金) は、新しい市場ベースメカニズムの効果を高め、リスクを削減する信頼性のあるシステムに関する情報を提示し、UNFCCCの参加では「可能性が連続する (continuum of possibilities)」と指摘した。

INSTITUTE FOR POLICY STUDIES (政策研究所)は、最低限の基準を決定し上訴プロセスを強化する必要性など、クリーン開発メカニズム (CDM)での「学習事項 (lessons learned)」について説明した。

熱帯雨林諸国連合 (COALITION FOR RAINFOREST NATIONS) は、新しい市場ベースメカニズムにおけるREDD+の役割を探求した。

その後の議論において、ボリビアは、REDD+市場メカニズムに対する「深い懸念 (deep concern)」を表明し、透明性や十全性を計る手段がないと指摘した。熱帯雨林諸国連合は、国内モニタリングシステムの必要性を強調した。シェラレオネは、二国間または国内の市場が市場メカニズムの環境十全性を損なうことはないのかと質問し、ENVIRONMENTAL DEFENSE FUNDは透明性および環境十全性の基準が重要であると強調した。

**可能性あるリスクの管理：**第三セッションは、一つ以上のメカニズムを横断する同等の緩和努力を計算する場合に発生するリスクに焦点を当てた。

ニュージーランドは、宣言モデル (Declaration Model) を暫定的に用いるとする自国の提案を繰り返し、このモデルは、締約国がどのようなユニットを用いるか公表する場を与え、現世代に手法論を作成し、このようなユニットが真の検証可能な排出削減であることを実証すると述べた。

AOSISは、AOSIS提出文書について説明し、基準およびアプローチに関する作業計画は検証済み緩和成果を確保し、二重計算を避けるものでなければならないと強調した。

気候行動ネットワーク (CAN)は、二重計算のタイプについて論じ、これを避けるには CDM、新しい市場メカニズム、地域内取引メカニズムの間の補足関係について、明確な算定規則、専用規則を設定し透明性を確保するのが最善の方法であると述べた。

締約国は、宣言モデルの明確化、自主的なレンジ、新しい市場メカニズムへのアクセス推進など、プレゼンテーションの多様な側面について議論した。

**新しい市場メカニズムに関するワークショップ：**AWG-LCAの新しい市場ベースメカニズムに関する会合期間中ワークショップは午後に開催された。

事務局は、締約国およびオブザーバー組織の提出文書の概要(FCCC/AWGLCA/2012/MISC.6 and Add. 1 & 2; FCCC/AWGLCA/2012/MISC.7)を提示した。

**モデルの概念：**ワークショップの第1部はモデルの概念に焦点を当てた。

EUは、新しい市場ベースメカニズムの規則と手順を説明し、その実施はホスト国次第であるとし、メカニズムは次のようなものと述べた：UNFCCCの下での共通する一連の規則の対象とする；二重計算を回避する；環境十全性を推進する；新しい資金源を提供する。

中国は、CDMに匹敵するプロジェクトベースメカニズムを提案し、これは次のようなものになると述べた：排出削減での費用効果を高める；先進国については参加適格性の必要条件の対象となる；国内努力を補う；二重計算を避ける；途上国に排出削減約束を導入するものではない。

エクアドルは、第一に排出回避へのインセンティブを提供し、費用効果の高い排出削減を達成し、国家の参加を増やし、公平性を強化するべく設計された「正味回避排出量 (net avoided emissions) 」メカニズム (NAE) を提案した。

国際排出量取引協会 (INTERNATIONAL EMISSIONS TRADING ASSOCIATION (IETA)) は、特にクレジットの継続性、代替可能性をもたらすセクター別クレジットメカニズムについて説明した。

**技術要素：**ワークショップ第二部は、新しい市場ベースメカニズムの技術要素に焦点があてられた。

経済協力開発機構(OECD)は、クレジットのベースライン設定およびその利用について説明した。

AOSISは、新しい市場ベースメカニズムは産業部門、エネルギー部門、運輸部門など相当量の排出削減を必要としている部門に焦点を当てるべきだとし、途上国にも参加の機会を提供する必要があると強調した。

ドミニカ共和国は、コスタリカ、パナマ、ペルー、メキシコに代わり発言し、市場ベースアプローチに関する戦略計画を提示し、これは異なる部門を横断し地方経済の大半を対象とする計画や措置をとることで、国内主導かつ自主資金の行動をとるものだと述べた。

CENTRE FOR CLEAN AIR POLICY (きれいな空気政策センター) は、同センターが提出した文書の主要要素を強調し、支援を受けたNAMAsはその基となるグリーンな投資の経済的実行性改善するよう設計されると指摘する。同代表は、途上国の民間部門が風力発電など投資を受けた基礎的なプロジェクトから得るものの方が炭素クレジット取引から得るものより大きい可能性があるとして述べた。

締約国は、セクター別アプローチの多様な定義などプレゼンテーションの技術的な側面について議論した。

**実施に伴う課題：**ワークショップの第三部は、実施に伴う課題について議論した。

日本は、CDMが改善されるなら日本はその継続を支持するとし、新しい市場ベースメカニズムでは、プロジェクト別やセクター別のアプローチなど広範なアプローチを可能にすべきだと指摘した。

ボリビアは、炭素市場が環境上の問題を招いたと強調し、さらに市場ベースのアプローチは経済、環境、社会にとり非効率なものだとも指摘した。

CARBON MARKETS AND INVESTORS ASSOCIATION (炭素市場投資家協会) は、国内レベルでは制度面の能力を強化する必要があると強調し、新しい市場メカニズムの実施は国内レベルでの炭素アセットマネジメント次第であると指摘し、これにはデータ収集、範囲および部門の定義づけ、MRVのアレンジが含まれると述べた。

KfWは、途上国経済において緩和行動をとる引き金について議論した。これには炭素と間接に関係する政策の実施、たとえば標準や規制、税金や科料、補助金、その他の市場および非市場ベースのインセンティブの導入が挙げられる。

プレゼンテーションに続いて、特に次の問題が議論された：プロジェクト別アプローチ、セクター別アプローチ、新しいメカニズムへの途上国の参加、民間部門の役割、リーケージへの対処方法、衡平性、民間部門インセンティブ。

#### コンタクトグループおよび非公式協議





**AWG-LCAコンタクトグループ**：AWG-LCAコンタクトグループの第3回会合は午前中に開催された。議論の中心となったのは資金供与に関する行動強化であった。

フィリピンはG-77/中国の立場で、アルジェリアはアフリカグループの立場で発言し、キューバ、エジプト、インドネシア、ベネズエラ、サウジアラビア、インド、その他と共に資金に関するスピノフグループの設置を求めたが、米国とEUは反対した。

G-77/中国は、資金はバリ行動計画の主要な柱の一つであると強調した。同代表は、他の多数の国と共に、早期開始資金の透明性および長期資金に関する合意の欠如について審議する必要があると強調した。同代表は、次の項目に対する資金援助について議論する必要があると強調した：LDCs以外の途上国における国別適応計画；隔年更新報告書；報告書作成および検証作業。

G-77/中国は、「現在ある (we have now)」資金制度は「外側だけ (empty shells)」であると強調し、アフリカグループおよび他の多くの途上国と共に、2012年と2020年での資金ギャップに対する懸念を表明した。

エジプト、パキスタン、その他は、グリーン気候基金(GCF)とCOP間での制度アレンジをどう結論づけるか審議するよう求めた。EUは、AWG-LCAはCOPとGCF間のアレンジを審議する適切な場とはいえないと指摘した。

中国は、GCFが可能な限り早期に作業を開始できるようGCFおよび常任委員会の資本化を求めた。サウジアラビアは、公共および民間の資金源に特に注意する必要があると述べた。パキスタンは、資金のギャップの排除は緩和のギャップ排除と同等の重要性があると強調した。同代表はEUおよびブラジルの支持を受け、早期開始資金で学んだことが重要だと指摘した。

米国とEUは、次の点を強調した：先進国はギャップがないことを保証する；長期資金作業計画は設置されている；先進国は早期開始資金への資金供与を十分約束する。またEUは、資金供与に関する決定はダーバンおよびカンクンで行われたものだと指摘した。

AWG-LCAコンタクトグループは月曜日に再度会合する。

**レビューに関するスピノフグループ (AWG-LCA)**：進行役のGertraud Wollansky (オーストリア)は会合の開会にあたり、情報ペーパーを提出し、決定書1/CP.16および 2/CP.17(AWG-LCAの作業成果)に記載するこのグループのマンデートに焦点を当てた。同進行役は、更なる明確化に必要な要素は何か、その感触を得るため非公式協議を行ったと説明した。同進行役は、レビューの範囲さらにはインプットの専門家による考察に関し、異なる意見があったと報告した。

ボツワナはアフリカグループの立場で発言し、ダーバン決定書がレビューの範囲と規則を規定しているとし、その範囲には気温の目標だけでなく実施方法が途上国にとり適切かどうか含まれると指摘し、中国とブラジルもこれを支持した。

トリニダード・トバゴはAOSISの立場で発言し、レビューの早期開始を求め、シンガポール、EU、その他と共に、カンクンで合意された内容に基づき範囲を絞る必要があると強調した。同代表は、このグループでは「いつ、何が行われたか」、まさにその点に焦点を当てるべきだと述べた。さらに同代表は、レビューを補助するよう補助機関に求めたところで、専門家組織の設置が妨げられるわけではないと指摘した。

**REDD+に関するスピノフグループ (AWG-LCA) :** REDD+に関するスピノフグループは午後に開催され、Yaw Osafo (ガーナ)が進行役を務めた。

参加者は、決定書 2/CP.17 (AWG-LCAの作業成果)に規定する結果ベースの行動への資金供与を行う規則および手順に関し意見交換を行った。一部の締約国は、ドーハでのCOP 決定書に含まれる可能性がある要素も指摘した。

ガイアナは、フィリピンの支持を受け、2°C目標はREDD+を解決策に含める場合にのみ達成可能であると強調した。同代表は他の多くの国とともに、必要な資金規模を得るには多様な資金源が必要だと強調した。多数の締約国が GCFにREDD+の資金窓口設置を支持した。中国は、公共の資金源を希望すると表明したが、他の資金源の探求を拒むわけではないとも述べた。

メキシコは、REDD+に参加する締約国は検証された排出削減量を算定し、炭素貯留ユニットを算定する国内レジストリを設置し、UNFCCCのREDD+レジストリに情報を提供して二重計算を防止するという自国の提案について説明した。ボリビアは、非市場ベースアプローチの更なる審議を求めた。ブラジルは、オフセットの発生に基づくことがない適切な市場ベースメカニズムという新しい考えについてさらに審議することを支持した。

EUは、REDD+の排出削減結果は第三者によるレビューで評価されるべきだと述べた。同代表は、スイス、インドとともに、定義にういてさらに審議するよう提案した。

インドは、森林劣化による排出量の測定について、共通の手法で合意できるまでは、各国独自の手法を用いるべきだと述べた。

進行役のOsafoは、決定書2/CP.17が要求するとおり、事務局がテクニカルペーパーを作成し、REDD+ワークショップの開催日については協議すると指摘した。

**数値および文章に関するスピンオフグループ (AWG-KP) :** 午後、第3項目 (数値/文章) に関する非公式スピンオフグループ会合が開催され、締約国 は、締約国の約束の野心度、および割当量単位(AAUs)余剰分の繰越に焦点を当てて議論した。

野心に関し、ある先進国グループは2つの提案を提起した。第一の提案は条約の下での2013-2015年レビューに合わせて締約国のQELROsの野心度をレビューし、一部の締約国が提起した 8年の約束期間では低い野心度で固定されるとの懸念に対処するというもの。第二の提案は、締約国が野心度を高めやすいよう、議定書附属書B の改定手順簡素化を含める。

ある途上国は、議定書の下での約束を高めるべく、QELROs改定の提案を提起した。この提案では、附属書I締約国はいかなるときでも自国のQELROsを強化でき、そのような改定は次の行動をとることで直ちに有効となるとする：自国の AAUsの一部を没収；没収されたユニットは、この目的のため国内レジストリの中に設置した取り消し口座に移す；この移動について事務局に連絡する。

その後、締約国は余剰AAUsの第一約束期間から第二 約束期間への繰越に関するオプションについて検討した。次回会合では、「中間点 (middle ground) 」の提案オプションに焦点を当てて議論し、概念を明確化し、審議のため単一文書を作成するとの観点から、提案が意味するものの評価を続けることで合意した。

## 廊下にて

土曜日の夜の伝統的なNGOパーティーでくつろぎ、熱狂の一週間の後、とってしかるべき一日の休暇を楽しもうとする中、多くのものが、ここ数日間の間ADPやAWG-LCAでみられた「ドラマ」、特に議題書や作業構成書でのドラマをふりかえっていた。

多数のものが議論の最後の週も手順問題が中心となるだろうと憶測していた。「この状況が続くなら、ADPは議題書さえ採択できずにボンを離れるというのが最悪のシナリオだ」と、いらだった表情を浮かべた参加者は述べた、この参加者はさらに、「反ADP締約国」という多様な諸国の連合は議事進行をどうしても妨げようとしているとさえ論じた。別なものは、AWG-KPやAWG-LCAでの進展、特に先進国のQELROsで進展がなされるまでは、ADPの議論が進む可能性は低いと指摘した。

一部の参加者は、仕事のない瞬間を楽しみつつ、暫定ADP議長 (女性) の幅広い多数の仕事をこなす技能も、議題での行き詰まり打開に向け、かなり引き延ばされるのではないかと冗談を言った。「ボンでは組織上の問題を解決しようとプロセスを進めるだけにし、ドーハではできれば作業プログラムを採択し、2013年には作業の本格始動を始める計画だと聞いた。そうでなければ、プロセスにとって良くないから」と。



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

一般財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

バンコックでの会議が実際に開催されるかどうかはまだ不確定であり、議長団はこれについても決定していないようだ。「このようにダラダラした会議では、ドーハの前に本当に会合を追加しなければならないだろう」と、疲れた表情でマリティムホテルに向かう交渉担当者は言った。

GISPRI 仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Chelle Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



## SB 36およびAWGハイライト

2012年 5月 21日 月曜日

午前中および 午後、ADP会合期間中ワークショップが開催された。SBI、SBSTA、AWG-LCAの下で多数のコンタクトグループ会合および非公式協議が、一日を通して開催された。

### ADP

午前中、ワークショップの開会にあたり、María del Socorro Flores (メキシコ) は、自身がCOP 17議長に代わり、緩和の野心強化に関するADP会合期間中ワークショップの進行役を務めるよう求められたと説明した。同進行役は、決定書 1/CP.17 (行動強化のためのダーバンプラットフォームに関する特別作業部会の設置) に記載するワークショップ開催のマandatを想起し、関連の提出文書 (FCCC/ADP/2012/Misc.1 & Add.1; and FCCC/ADP/2012/Misc.2) に注目した。同進行役は、現在の緩和プレッジは気温上昇を2°C以下に抑えるのに必要とされる排出削減量の約60%に過ぎないと指摘し、ワークショップはこのギャップ縮小のオプションを探る機会であると指摘した。

中国は、インド、サウジアラビア、ニカラグアの支持を受け、「緩和の野心強化」に関するワークショップの主題に懸念を表明し、決定書 1/CP.17を注意深く読む必要があると強調した。同代表は、関連のパラグラフ8は単に緩和だけでなくより幅広い意味での野心に言及すると指摘した。同代表は、ワークショップの報告書では修正し記録するよう要請した。進行役のFloresは中国のコメントが反映されると指摘した。

フィリピンは、サウジアラビアの支持を受け、実施の手段においても、野心を議論することが重要であると強調した。エジプトは、サウジアラビアの支持を受け、ワークショップの範囲の重要性を強調し、実施の手段に関する別なワークショップが必要となる可能性を指摘した。インドは、サウジアラビアの支持を受け、ADP、AWG-LCA、AWG-KPの下で野心に関し行われてきた作業を統合したサマリーを求めた。ボリビアは、LULUCFおよび「ホットエア」クレジットへの懸念を提起し、このような懸念をワークショップ 報告書に反映させるよう要請した。

締約国は、先週開催された、先進国および途上国の緩和に関するAWG-LCA会合期間中ワークショップの報告も聞いた。



**ギャップの理解および可能な解決策**：UNEPは、2°C目標と現在の各国のプレッジとのギャップを排除しない限り、気温上昇は大幅に高くなると強調した。同代表は、3つの可能な排出経路に焦点を当て、世界の排出量は2020年以前にピークを迎える必要があると指摘した。同代表は、1.5°Cの経路は近未来では類似するが、長期的には排出量を急激に低下させる必要があると説明した。同代表は、ギャップ排除に関し次のものを強調した：エネルギー効率；低排出エネルギーミックス；CO2以外の排出削減の必要性。同代表は、2020年より前に行動を行う緊急性を強調し、2°C目標に合わせ、2020年までに合理的な費用で排出量を削減する技術ポテンシャルが存在すると述べた。

IPCC作業部会 IIIは、再生可能エネルギーに関するIPCC特別報告書記載の低安定化および新しい長期シナリオのプレゼンテーションを行った。同代表は、一つ以上の転換経路が可能であると指摘し、より厳格な緩和が再生可能エネルギーの役割増加と関係すると指摘した。

国際エネルギー機関は、2012年エネルギー技術展望に関する報告書を提出し、次の点を推奨した：エネルギー技術分野の平準化；エネルギー効率ポテンシャルの実現；エネルギーでの発明努力の加速化。

中国は、インドの支持を受け、ワークショップは決定書 1/CP.17記載の表現に基づくべきであり、暫定議題書の表現に基づくべきでないとして指摘し、野心問題に関する広範な議論が必要であると強調した。同代表は、事務局が、ワークショップ第3部で扱うべき問題および主題に関する文書を作成するよう要請した。

**ギャップ排除に向けた共同努力**：ナウルはAOSIS の立場で発言し、会合期間中ワークショップ、提出文書、交渉結果を含める作業計画の必要性を強調した。

オーストラリアは、自国のクリーンエネルギーの未来パッケージについて説明し、国内行動と国際行動の結び付き強化が必要だと強調した。同代表は特に次の点を求めた：野心に関する毎年のCOP決定書；国内行動の提示；透明性；新しい市場ベースメカニズムの定義および相互学習。

マーシャル諸島は、気候変動と海水面の上昇が自国の安全保障、国家の地位と存続に影響を与えると強調した。同代表は、世界的な転換努力が必要だとし、自国の海洋熱エネルギー転換プロジェクトの詳細を説明した。

ニュージーランドは、次の項目の必要性に焦点を当てた：情報交換；炭素市場の発展；特定部門そして／または地域イニシアティブの採用；協力およびパートナーシップによる新しい緩和技術の利用可能；相互支援の確保。

日本は、特に次の点が必要であると強調した： 2050年までの長期目標設定；透明性の向上；2020年の目標または行動のレビューおよび更新；2021年以降の気候体制に向け多様な手法の探求；低炭素開発のための国際協力の約束。

中国は、附属書 I 締約国は京都議定書の目標達成において十分な実績を挙げていないと強調し、これら諸国の排出削減は運輸部門や建築部門など部門別の発明ではなく経済不況によるものであったと発言した。同代表は、議定書の目標を達成した22の附属書締約国のうち12カ国が経済移行国であったと強調した。同代表は次のように結論付けた：先進国は、排出削減の先導をすべきであり、消費による排出量を削減すべきだ；途上国の低炭素開発では、技術、資金、キャパシティビルディングが鍵となる。

ノルウェー、オーストラリア、日本は、京都議定書の不遵守という中国の非難は不正確であると発言した。ノルウェーと日本は、柔軟性メカニズムへの参加も検討に入れるべきだと強調した。

ブラジルは、公平性および野心に関するプレゼンテーションを行い、UNFCCCの内外において、公平性、野心、共通するが差異のある責任の関係を考察する必要があると強調した。同代表は次のように述べた：京都議定書は、特に非森林化および新規植林活動を通し途上国のCDM参加の可能性を高め、緩和を強化するカギである；非附属書 I 締約国の緩和行動は、先進国からどれだけの支援を得られるかにより異なる。

コスタリカは、将来、途上国間の公平性をどう扱うのか質問し、同代表は、中国やブラジル、インドなどの諸国は気候変動と戦うため、一層努力してほしいと強調した。

ブラジルは、実際に発生した過去の責任と予測に基づく将来の責任とを分けて考える必要があると強調した。同代表は、他の社会経済指標に焦点を当てるのではなく、ただ単に「大きな」途上国に目を向け、特定の国を抜き出すことに警戒感を示した。

EUは、野心の規模拡大の連続プロセスについて説明し、次のプロセスが含まれると述べた：ギャップの理解；緩和プレッジの実施と強化；補足性イニシアティブの特定と立ち上げ。同代表は、航空輸送、海上輸送、再生可能エネルギー、REDD+など野心の引き上げが可能な分野を指摘した。

米国は、再生可能エネルギーによるものなど、緩和野心引き上げの国内努力について説明した。同代表は、条約外の努力も特に次の場合に違いをもたらすと提案した：国際民間航空輸送機関(ICAO)および国際海事機関(IMO)における排出量対策の世界枠組策定に向けた更なる努力；非効率な補助金の段階的排除に関するG20合意の拡大化による化石燃料補助金の段階的排除；低排出開発戦略の作成努力に対する支援。



ガンビアはLDCsの立場で発言し、作業計画には短期の活動も含めるよう求め、会合期間中ワークショップも増やすよう求めた。同代表は、附属書 I 締約国に対し、条件性を排除するよう促し、より野心度の高いNAMAsを推奨し、全ての国が低排出開発戦略をとるよう求めた。

RESPONDING TO CLIMATE CHANGE (RTCC)は、国際協力機会に関し、資本の動員、国内および国内小地域での努力、適応に注目するよう求めた。

ICLEI – LOCAL GOVERNMENTS FOR SUSTAINABILITYは、エネルギー消費ならびにスマート技術は都市部に集中していることから、気候問題を「都市化」する必要があると強調した。

気候グループは、国内地方政府から発する指導力の例やベストプラクティスを強調した。

FOREST CARBON PARTNERSHIP FACILITYは、特に、資金について話す前にキャパシティを構築する必要性、民間部門参加の重要性、結果ベースの支払いの規模拡大、規制枠組みの強化などに関する、REDD+諸国の学習事項に焦点を当てた。

気候行動ネットワークは、締約国に対し特に次の点を求めた：先進国が約束した通りの技術および資金の提供；さらなるNAMAsの推進；野心度引き上げ；国際輸送による排出量に関し具体的な措置をとる。

**作業計画の次のステップおよび行動：**進行役のFloresは、ワークショップの主題を「決定書1/CP.17、8項の野心度引き上げのためのワークショップ」に変更し、緩和のみを対象としていない点を反映させるよう提案した。中国はこれに同意し、この変更を特にワークショップ 報告書に反映させるよう要請した。数カ国の締約国は野心に関するより全体的な方法を歓迎し、事務局がテクニカルペーパーを作成するよう要請した。

AOSISは、早期かつ確固としたADPプロセスが必要だと強調した。EUは、特に野心引き上げのための連続プロセスの立ち上げ、ギャップへの対応を求めた。シンガポールは、ワークショップを「交渉の代わり」にすることに警戒感を示した。コスタリカは、ギャップの規模に関する最新情報を求め、緩和ポテンシャルに関する研究も求めた。中国は、ダーバンプラットフォームの下でのプロセスでは質とスピードが重要であると強調し、AWG-LCAの下では多くの作業が残っていると述べた。ノルウェーは、REDD+に関するイニシアティブ、短命な気候強制力に関するイニシアティブを求めた。

#### コンタクトグループおよび非公式協議

**REDD+ (SBSTA)：**午前中の非公式協議において、締約国は、SBSTA結論書草案を審議した。

一部の締約国は、森林モニタリングシステムおよびMRVが広く審議される一方で、森林減少および森林劣化の推進要素の審議はまだ初期段階であると強調し、バランスのとれた形でこれを反映させるよう要請した。一部の締約国は、推進要素を論じる問題をリストに入れるのは時期尚早であると述べた。

締約国は、国内森林モニタリングシステムとMRVに関する草案作成グループでの議論についても報告を受けた。発展はあったが、多数の保留項目があり、一部の締約国の提案はまだ議論もされていないことに焦点があてられた。

SBSTA結論書の改定案が作成され、MRVおよび森林モニタリングシステムに関する草案作成グループは再度会合し、非公式グループに報告する。

その後、締約国は、セーフガードと情報システムに関するガイダンスについて審議した。一部のものは、さらなるガイダンスの必要性を強調した。ある締約国は、LULUCFでの経験および学習事項に基づき、参照レベルの技術評価をするよう提案した。一部の締約国は、REDD+に関する情報を国別報告書および隔年更新報告書に入れるよう提案した。

非公式協議が続けられる。

**AWG-LCAコンタクトグループ：**午前中のAWG-LCAコンタクトグループ会合で、締約国は、資金供与に関する行動強化の議論を続けた。途上国は、この問題を審議するスピノフグループ設置を支持すると表明し続けたが、先進国は通常これに反対した。

AWG-LCA議長のTayebは、全体の議論を取りまとめた。同議長は、対応措置に関し、一方的貿易措置については更なる審議が必要な問題と特定されたと指摘した。

AWG-LCA議長のTayebは、特別な提案が出されていないことから、条約の仲介者的役割に関する問題では、成果の審議を行うよう締約国に求めた。

適応に関し、同議長は、追加審議が必要であるとされた問題には次の項目が含まれると指摘した：適応資金の適切性、予見可能性、透明性；適応と実施手段とのインターリンク；追加の制度アレンジが必要となる可能性；LDCsではない途上国のための国別適応計画(NAP)プロセス；地域センター；リスク評価、削減、脆弱性。

技術開発と技術移転に関し、AWG-LCA議長のTayebは、次の点に注目した：IPRs；他のアレンジ、特に資金面かニズムとのインターリンク；技術執行委員会(TEC)と気候技術センター・ネットワーク(CTCN)との関係明確化；TECの追加機能；移転前、移転途中、移転後の技術の環境面の評価；南・南協力関係の改善。

資金に関し、AWG-LCA議長のTayebは、締約国から次の問題が提起されたと指摘した：2012年と2020年間の資金的ギャップ；資金面のギャップと緩和および野心度ギャップに関する議論との結び付き；長期資金へのアクセスおよび資金源の明確化；早期開始資金の透明性；早期開始資金での学習事項および中期資金と

のリンク；グリーン気候基金(GCF)とCOPとの関係；GCFの資本化；支援のMRVに関するバリ行動計画マンドートの遵守；隔年更新報告書に対する資金供与；隔年更新報告書への支援のMRV；NAPsへの資金供与。

キャパシティビルディングに関し、AWG-LCA議長のTayebは、ギャップとして特定されたものにはモニタリングおよび実績指標ツール、制度アレンジ、資金アレンジなどがあると述べた。同議長は、締約国に対し、市場経済への移行途中にある附属書 I 締約国に関する決定書が何を求めているかに焦点をあてるよう求めた。

AWG-LCA議長のTayebは、締約国は提起された問題の審議に反対はしていないが、今後の議論の進め方については異なる見解を表明したと指摘した。同議長は、重複を避けるため関連組織の議長と協議した。

**国別適応計画 (SBI) :** 午前中、オブザーバーにも開放された非公式協議が開催され、締約国はNAPに関する文書草案について 議論した。

締約国は、文書の中で強めるべき分野を特定した、この中には、NAPプロセスを支援する活動およびプログラム、LDC専門家グループの役割が含まれた。

一部の締約国は、COP 18までにNAPプロセスに対するLDC基金からの支援の運用を開始するとして文章を提案した。

締約国は、LDC締約国でのNAPプロセスに対し、LDC基金など二国間および多国間のチャンネルを通して支援するとの記載強化について議論した。

午後も非公式協議が続けられる。

**農業 (SBSTA) :** 午前中の農業に関するコンタクトグループ会合において、締約国は、SBSTA結論書草案を検討した。

特に次の点について締約国の見解は分かれた：現在の科学知識の状況を評価する目的の表現方法、および農業部門での緩和の機会および課題に関するワークショップ(FCCC/AWGLCA/2009/CRP.2)およびテクニカルペーパー (FCCC/TP/2008/8)に言及するかどうか。

ボリビアはG-77/中国の立場で発言し、適応に関する表現がないことに異議を唱え、フィリピンと共に、この言葉はこれまでの議論の中では「多く利用」されていると付け加えた。米国は、適応面の懸念に対応することへの支持を表明したが、この問題に作業の焦点を絞ることには反対した。

一部の途上国は、農業システムでの効率や生産性に関する表現の削除を提案したが、米国 は反対した。改定文書が作成される。



**適応基金の初回レビュー (SBI) :** 適応基金の初回レビューに関するコンタクトグループは、午後に会合した。

議論が集中したのは、資金に関する問題の文書草案であり、草案は次の点に留意する：締約国の見解および適応基金の初回レビューに関する提出文書；暫定的制度アレンジに関係するものなど締約国が提起した問題；資金の利用可能性。

締約国は、適応基金理事会、GEF、CDM理事会が求める資金情報のタイプの決定、およびこの情報の提供に関するマンデートなどの問題に焦点を当てた。

情報に関するパラグラフおよび初回レビューの成果に関する決定書草案のタイミングに関するパラグラフの2件は保留のまま残された。交渉が続けられる。

**多様なアプローチ (AWG-LCA) :** 午後、多様なアプローチに関するAWG-LCAスピノフグループは、最初の会合を開き、オブザーバーにも開放した。

締約国は、市場を用いた機会など、多様なアプローチを審議する枠組に関し作業計画を作成し、新しい市場ベースメカニズムのための規則および手順を推敲する作業計画の実施を検討した。

締約国は、特に、根幹となる要素や、ドーハ会議までに何をなすべきかについて議論するよう求められた。一部の締約国は、作業構成に関する問題を提起し、この中には関連の会合期間中ワークショップの成果を反映させる方法などが含まれた。

米国は、国家レベルで実施される多様なアプローチを指摘し、日本およびニュージーランドの支持を受け、炭素ユニットの各国間の移動を追跡すべきだと指摘したが、グレナダと中国は反対した。グレナダは、何を追跡する必要があるかを最初に検討すべきであり、そのあとに排出削減目標達成のために利用できるものは何かを検討すべきだと述べた。

交渉が続けられる。

**技術 (SBI/SBSTA) :** 一日中続けられた非公開の非公式協議で、締約国は、次の3つの問題に関する文書草案を検討した：CTCN；TECの報告書；技術移転に関するポズナニ戦略計画。

CTCN関係の問題について、締約国は、ホスト組織の絞り込みリストおよびホスト合意の要素など交渉プロセスの詳細について議論し、プロセスでは透明性が必要だと強調した。

TECの報告書に関し、締約国は、TECの作業計画の内容、および条約の内外における他の関連する制度アレンジとの結び付きについて議論した。

ポズナニ戦略計画に関し、締約国は、ポズナニ戦略計画の長期の実施では適応プロジェクトと緩和プロジェクトとのバランスを確保する必要があると繰り返し、より多くの適応プロジェクトを推進するための手法について議論した。

非公式協議は夕方も続けられた。

**セクター別アプローチ(AWG-LCA)：**午後、セクター別アプローチおよびセクター別行動に関するAWG-LCAのスピンオフグループは最初会合を開催した。

締約国は、決定書 2/CP.17 (AWG-LCAの作業成果)を踏まえた進行方法について審議した、この決定書では、国際航空輸送および海上輸送による排出量に対処するための一般枠組作成に向けた作業および関係問題に関する作業を継続することで合意する。締約国は、ドーハでAWG-LCAの作業を終了させるとのマンデートに照らし合わせ、作業をどう終わらせるか、進めるかについても議論した。

EUは、一般枠組みおよびバンカー燃料を議論する意思があると発言し、中国の支持を受け、作業のこの分野をSBSTAに移すことに反対した。ブルキナファソはアフリカグループの立場で発言し、いかなる行動も条約および議定書の原則に沿ったものであるべきだと強調し、中国、日本、アルゼンチンもこれを支持した。

南アフリカは、IMO、ICAO、UNFCCCはそれぞれの作業に関する理解を深める必要があると指摘した。インドは、セクター別アプローチに関する作業では多国間アプローチが必要だと強調した。日本は、国際輸送による排出量を審議する上で最も適切な組織はICAOとIMOであると強調した。米国はカナダの支持を受け、IMOおよびICAOは専門性の高い独立組織であり、それぞれ独自の指導原則を有しており、条約の原則を適用するには限界があると指摘した。アルゼンチンは、セクター別アプローチに関する作業が、途上国の新たな約束をもたらすことがあってはならないと強調した。

非公式協議が続けられる。

**対応措置 (SBI/SBSTA)：**午後の対応措置に関する合同SBI/SBSTAフォーラムで、締約国は、作業計画の運用開始方法に関する最初の提案を記載する表について検討した、この表では次の概要が示される： 作業計画の分野；各分野について審議する会合および年度；各分野での行動および実現可能なもの。締約国の意見を考慮し、表の改定版が作成される。

## 廊下にて

ボンの晴れた暖かい日曜日を満喫した参加者は、月曜日、交渉への活力を取り戻して会議場に戻ってきた。多数が出席した非公式協議の中には、参加者の適応性を真に試す場面があった。「人がどれだけ適応できる



かには限界がある」と、ある参加者は適応やNAPsの交渉を行う部屋のスペースの不足について冗談をとばしていた。

実際、スペースの欠如の問題は、思索のスペースを含む、会合の他の分野にも及び、またもや野心という重要な問題で占められてしまった。今回、一部途上国が実施方法も対象とする広範なものにするよう主張するまで注目されたのは、一日中開催されたADPワークショップであり、これには初め「緩和野心の強化」という表題が与えられた。数名の参加者は、ワークショップの主題に「幾分意外な」重要性があったのは、ADPの作業範囲に関する反応の敏感さを示すものだと説明した。

このイベントでは、野心問題が全般的なテーマとなり、このことは、締約国が2020年よりはるか前にもさらなる野心的結果を達成すべきとあらためて告げた科学プレゼンテーションでも明らかであった。多数の途上国が繰り返し発言したため、2020年より前の緩和野心ギャップはAWG-LCAとAWG-KPの両方にとっても関連性の高いものとなった。しかし、ADPにおいては相当に意見対立が残り、この日一日を通して議題の議論が報じられ続けた。参加者によると、一部の途上国は、緩和野心に関する作業計画という項目の削除を主張し続けたが、他のものはこれを残すよう論じ、この項目はダーバンパッケージで重要な役割を果たすと強調した。あるインサイダーは「何が違うかという、AWG-LCAやAWG-KPは先進国に2020年以前に重要性を与えるが、ADPは全ての締約国に向けたものであると義務付けられていることだ」と説明した。

他の分野ではありがたいことに、あるものが「緊張」と表現したADPよりは雰囲気は暗くなかった。セクター別アプローチに関する非公式協議は打ち解けた雰囲気であり、議論を和らげるよう、バタークッキーまで出された。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafeo, Cherele Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



## SB36・AWGハイライト

2012年 5月 22日 火曜日

ADPプレナリーが午前で開催された。また、SBI、SBSTA、AWG-KP、AWG-LCAの下では多くのコンタクトグループや非公式協議が終日開催された。

### ADP

火曜午前のADP プレナリーでは、Diseko大使がADP役員の選出に関する協議について報告し、現在から2015年までのADPビューロー選出のための衡平性と公正に基づいた新たなアプローチについて締約国に伝えるとともに、今後も協議をつづけ、信頼感に影響を及ぼすような状況をみとり、火曜の夜までには合意を成立させられるよう希望すると述べた。また、Diseko大使は、ドーハまでに追加交渉を行うことを疑問視した。

ADPの暫定議長となったde Wetは、今週いっばいでADPの下でどのような作業を進められるか各国からの意見を募った。

ベネズエラは、アルゼンチン、アルジェリア、バーレーン、ボリビア、中国、コモロ、キューバ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エジプト、インド、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、リビア、マレーシア、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニカラグア、オマーン、パラグアイ、パレスチナ、フィリピン、カタール、サウジアラビア、ソマリア、シリア、スーダン、タイ、チュニジア、アラブ首長国連邦 (UAE)、イエメンを代表し、オープンエンドで透明で包括的な協議を求めた。また、2012-2020年の緩和行動を強化する必要性について認識し、2020年以降の緩和の枠組みについて協議する用意があると述べ、ADPの下で緩和の野心を強化するために別の議題項目を設定することは現行のAWG-KP とAWG-LCAの議論を”無意味”にすることになると指摘し、決定書1/CP.17の要素を取捨選択することなく全て捉えるような包括的な議題とすることに支持を表明した (強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会の設立)。

ダーバンでの合意内容に基づいてADPの議題を採択するよう提案し、ナウルは、AOSISの立場から、バランスのとれた方法で全ての項目について進展させるためのタイムテーブル及びマイルストーンを設定して詳細な作業スケジュールを作成することを要請した。また、緩和の野心を強化するための作業計画の必要性についても強調した。

チリ、コスタリカ、ペルーは、ダーバン・プラットフォームの全ての要素について即刻作業を開始することに賛同した。コロンビアは、議題項目 3 (決定書 1/CP.17に則った作業の計画)および 項目4 (緩和の野心を

強化するための作業計画)に関して、2つのコンタクトグループを設立することを提案した。ガンビアは、法的拘束力を有する合意に係る諸問題に対応するためのコンタクトグループの設立を提案した。

オーストラリアは、ADPの作業の優先項目は、議定書または法的拘束力を有する合意の策定、緩和の野心の強化の2つであると強調し、2012年をADPの作業に関する意見共有をめざす“概念的な年 (conceptual year)”とするよう提案した。また、ボン会議については、議題の採択、役員選出の完了と議題項目に関するコンタクトグループの設置を支持した。

プロセスの多極化を警戒して、サウジアラビアは、意見が集約されている分野と意見が分かれている分野を特定するためのオープンエンドな非公式協議を支持した。

スイスは、環境十全性グループの立場から、バランスのとれたダーバン・パッケージを修正しようとする試みはドーハを危機にさらすものだと警告し、ADP議長と議題に関する合意を求めた。

EUは、“優れたバランスのとれた”ダーバン妥協案の要素は、京都議定書に基づく第2約束期間; 2020年までの緩和の作業計画; すべての締約国に適用される2015年までの合意; AWG-LCAの完了; カンクン及びダーバンで創設された機関や制度の運用開始などになると骨子を示し、手続きの議論はダーバン・パッケージを潰すリスクがあると懸念を示した。さらに、ダーバンで各国の閣僚が野心のギャップについて“大いなる懸念”があると留意しており、政府交渉官にはその合意を変える任にないと述べた。また、全ての締約国に適用される新たな法的拘束力を有するよう交渉することがADPの役割だとして、バリ行動計画を持ち込んで、新たなマンデートに修正を加えようとする試みに対しては釘を刺した。また、ADPの議題と議長についての合意を求め、2つのコンタクトグループの下で作業を開始すべきだと述べた。

米国は、ダーバン・プラットフォームの中の“決定的に重要な”特徴は、すべての締約国に法的な効力を備えた文書と、今までとは違う将来につながる道筋であると指摘し、COPの下で明らかに優先される作業項目として: 2020年以降のレジーム構築と2020年までの緩和に関する作業の2つがあると強調した。また、決定書1/CP.17について再交渉するよりも、まずは実施する必要があるとし、今次会議で、今後数カ月の情報のインプットと相互交流を含めたADPの作業についての作業計画をまとめるよう求めた。

ロシアは、新たな包括合意がADPの作業の主な目標であると指摘し、ダーバンで合意された利益の“脆弱かつ多面的な” バランスを見直すツールとして議題を利用することに警戒感を示した。日本は、問題の緊急性を鑑み、議題についての議論で時間を浪費することのないよう警告し、コンタクトグループの下で実質的な作業を開始するよう求めた。ニュージーランドは、“やりにくい雰囲気”と閣僚合意について再交渉しようとする試みがあることへの懸念を表明した。また、議題はダーバンの成果と整合性のとれたものであるべきであるとし、2つのコンタクトグループ設置を求め、ADP委員の選出については、通常のUNFCCCの慣行に沿ったものであるべきだと述べた。

インドネシアは、信頼と善意が交渉の要であると述べ、議題の採択を求めた。フィリピンは、議題項目4を削除し、項目3 “決定書1/CP.17のすべての要素に沿った作業計画”を改めて明記するよう求める自国の提案内容を繰り返し表明し、中国とマレーシアがこれを支持した。さらに、AWG-KPとAWG-LCAの作業が進展していないと懸念を示し、野心の問題をADPに限定させようとする試みに釘を刺した。エジプトは、フィリ





ピンからの議題提案は“バランスがとれており、包括的である”と歓迎し、衡平性と’共通するが差異ある責任’の原則について強調した。

ノルウェーは、議題および議長についての合意を求め、ADP作業計画とマイルストーンについての議論を求めた。また、緩和の野心を含めた両方の作業の優先項目について作業を開始すべきだと強調した。

インドは、緩和、適応、資金、技術開発・移転を中心に作業を行い、各項目の中で“衡平性”と’共通するが差異ある責任’の原則が“十分に満足されている”よう担保することが重要だと強調した。さらに、野心は作業の全ての要素に係ることだと念を押した。

カナダは、2つのグループを通じて作業する案を支持し、それが野心レベル引上げの議論での進展を可能にし、全ての締約国のための“単一の包括的国際合意”をまとめることができるようになる」と述べた。

中国は、ダーバンで合意された“バランスのとれたパッケージ”への支持をあらためて表明し、バリ行動計画に沿った形でAWG-LCAの下で作業する必要があると強調した。また、AWG-KPとAWG-LCAの下で緩和の野心に関する作業を継続することを要請した。パキスタンは、：議題は、全ての締約国が参加を継続し、信頼を持ち続けられるよう包括的であるべきだとし、特に2020年以降のアーキテクチャーに関する作業に専念すべきだと述べた。

マーシャル諸島は、緩和の作業計画を開始するべく、ダーバンで閣僚がまとめた決定書に焦点をあてた。

アラブ首長国連邦 (UAE)は、特に、適応、および緑の気候基金(GCF)の運用促進について強調した。

ブラジルは、ダーバンの成果の全ての側面を前進させることが重要だとし、UNFCCCの下で新たな法的文書をつくるというダーバン・プラットフォームは“逃すことのできない重要な機会”であると強調した。南アフリカは、信頼と相互の安心感が重要であると強調し、ダーバン・パッケージはそれらに立脚したものであり、野心レベルについて考察するための合意を含むものだと指摘した。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**CDM理事会の決定に対する控訴 (SBI):** CDM理事会の決定に対する控訴に関するコンタクトグループが午前中開催された。

手続き、メカニズム、控訴のための制度的アレンジに関する共同議長のテキスト案のうち括弧書きの部分について検討がつづけられた。控訴機関の内部統括に関するパラグラフや、合議制および控訴手続きの開始についてのパラグラフが検討され、特に議長を務める場合の調整や、控訴機関の会合の方式や頻度、控訴申し立て期限などについても議論が行われたが、特にスコープの問題については意見が分かれた。

締約国は決定書案をCMP 8に送ることをめざし、SBI 37で共同議長のテキスト案についての審議を続けることで合意した。SBIでの採択をめざし結論書草案が送られる予定だ。

**数値/テキスト (AWG-KP):** 午前のAWG-KPのコンタクトグループでは、AWG-KPのDiouf議長が数値とテキストのスピノフ・グループの新たな共同議長としてHarald Winkler (南アフリカ)を紹介し、Sanda de Wet (南アフリカ)はADPの暫定議長であると伝えた。

その後の非公式なスピノフ・グループでは、余剰AAUとAAU繰り越しの問題について、2つの提案内容を中心に検討した。いくつかの国が、これらの提案の意味合いをよく理解する必要があると指摘し、一部の先進国がそれらの“数量的な影響”についての情報を求めた。その他の国々が、自国の適応の優先事項について強調し、適応基金にAAUのかたちで単位を移転する案への支持を表明した。ある締約国は、提案内容は“市場への重大な干渉”であるとし、その影響を考察するための時間が必要だと主張した。提案内容について協議を継続することで意見が一致し、次回の会合で第3案を検討する予定だ。

**途上国締約国の緩和(AWG-LCA):** AWG-LCA スピノフ・グループの第1回会合が午前中に開催され、オブザーバーにも会合が開放された。

進行役のGary Theseira (マレーシア)は、決定書 1/CP.16(AWG-LCAの作業の成果) パラグラフ 48-51に関する問題; 非附属書I 国の二ヶ年報告ガイドラインの更新; 国際協議・分析(ICA)のモダリティ及びガイドライン; NAMA 登録簿; その他の問題などの諸問題についての記載が盛り込まれた、途上国各国ごとに適切な緩和行動 (NAMA)に関する情報ペーパーを紹介した。

グループの役割についての締約国の見解は分かれた。フィリピン、ボリビア、インド、サウジアラビアは、持続可能な開発との関係における途上国締約国によるNAMAに焦点をあてたバリ行動計画に記載された役割を強調し、測定・報告・検証が可能な方法で、技術、資金、キャパシティビルディング面での支援を受けて実現されるNAMAを支持した。

米国は、決定書 2/CP.17 (AWG-LCAの作業の成果)が緩和に関する集中的な議論を行うという役割をグループに与えていると指摘した。ニュージーランド、ノルウェー、カナダ、シンガポール、マーシャル諸島、オーストラリアは、これまでに実施された行動および今後必要な行動について考察するため、カンクンのCOP 16以降の進展に関するテクニカル・ペーパーの作成を支持した。南アフリカは、今後の方策について明確に理解するための情報文書をあらためて作成するよう求めた。

議論を踏まえて修正版の情報文書が作成される。

**先進国の緩和 (AWG-LCA):** 午前、Andrej Kranjc (スロベニア)進行役の下、スピノフ・グループの第1回会合が開催され、オブザーバーにも会合が開放された。

グループの作業の構成をどうするか検討が行われ、マーシャル諸島が、AOSISの立場から、先進国の緩和の進展は途上国の緩和行動の進展と比較可能なものになっていないと指摘し、特に附属書I締約国の多くが京都議定書の下での第2約束期間のQELROを未だ提出していないと述べ、先進国の排出削減目標を引き上げ、各国の誓約の透明性と比較可能性を改善することに専念するよう提案した。また、AOSISも、バンコク会議における緩和の野心のギャップを埋めるためのQELROに関する話合いについて示唆した。多くの途上国が緩和の野心を強化するための作業を支持した。

EU、ノルウェー、米国、日本をはじめとする先進国は、緩和の野心を議論する場としてADPがふさわしいと主張した。インドは、バリ行動計画に基づいて議論を行うべきであるとし、先進国間の比較可能な努力を担保することがそこに定められていると主張した。中国は、比較可能性における進展が必要とされていると述べ、これが進展しない場合はバリ行動計画の規定が実現されることはなく、AWG-LCAがドーハで作業を

完了させることもできなくなると述べた。エクアドルは、バリ行動計画の中の先進国の緩和についての規定が実施される前にAWG-LCAがその作業を完了させてはならないと強調した。多くの先進国はダーバン合意の中でAWG-LCAがドーハで作業を完了することが定められていると強調した。

先進国の誓約の基礎を成す前提条件をもっと明確にすることに集中すべきだと多くの締約国が提案した。メキシコは、先進国の誓約の条件づけの主観性の程度について懸念を示し、主観性を排除するための方法について分析する必要があると提案した。多くの途上国が共通算定ルールについて追加的な作業を行うことを支持し、南アフリカは比較可能性と遵守について検討することを提案した。インドは、説明責任と緩和の野心の強化に関する一連の厳格な規定を詳述することを提案した。

多くの先進国が、基礎的な前提条件をさらに理解するためのテクニカル・ペーパーの更新と追加的なワークショップ開催案を支持した。ノルウェーは、ルールに基づくアプローチや対象とする温室効果ガス(GHG)の種類と産業分野、LULUCFなどの問題に関するワークショップを提案した。

Kranjc進行役は、AWG-LCA議長に今後の方策に関して指針を求めると述べた。

**AWG-LCA コンタクトグループ:** 午後にAWG-LCA コンタクトグループが開催され、進捗報告が行われた。

共有ビジョンについては、Ji進行役が、世界の排出量のピークに関する具体的な数値やピーク期の排出量のレンジ、世界の排出量の目標とピークに到達する時間枠を特定するためのプロセスやメカニズム等、3つのオプションを紹介した。

先進国の緩和については、進行役の Kranjcが、MRV問題; LULUCF炭素クレジットをめぐる不確実性; ドーハでの作業継続等の分野の進展を促していると述べた。

途上国の緩和については、進行役の Theseira が特に報告に関する“未完の業務”について報告した。

REDD+については、進行役のOsafuが、新規の予測可能な資金供給の重要性やGCFの中のREDD+に特化した資金供給窓口について複数の締約国が改めて発言していたことを報告した。

セクター別アプローチについては、AWG-LCAのTayeb議長がWamukoyaが進行役を務める非公式のグループで、国際航空・運輸部門からの排出対策におけるUNFCCC、ICAO、IMOの連携について強調されていたことに言及した。

各種アプローチについては、進行役のKleysteuber が2つのワークショップについて報告し、作業計画の中に盛り込みうる要素が特定されたことを強調した。

レビューについては、進行役の Wollanskyが、レビューの対象範囲をさらに特定する必要性と専門家組織の必要性に関する初期的な議論について報告した。

対応措置については、AWG-LCAのTayeb議長がユニラテラルな貿易措置が主要な要素であると述べた。

UNFCCCの触媒的な役割については、AWG-LCAのTayeb議長が、具体的な問題は特定されておらず、締約国にはUNFCCCと、生物多様性条約、砂漠化対処条約 (UNCCD) の関係について検討することを締約国に促した。

適応については、AWG-LCAのTayeb議長が特に適応と実施手段の関係について指摘した。

技術については、AWG-LCAのTayeb議長が特に資金メカニズムの連携、技術執行委員会(TEC)と気候技術センター・ネットワーク(CTCN)との関係に焦点をあてた。

資金については、AWG-LCAのTayeb議長が特に、2012年から2020年までの資金ギャップ; 資金供給と緩和ギャップとの関係性; 透明性; 資金的支援のMRV; LDCや他の途上国における国家適応計画のための資金供給について強調した。

キャパシティビルディングについては、AWG-LCAのTayeb議長は、資金が実施の一手段であると主張した。

また、AWG-LCAのTayeb議長は、COPによって特殊事情が認識されている経済移行国 (EIT) や附属書I国に係るその他の問題についても報告した。

アルジェリアは、アフリカン・グループの立場から、コンタクトグループで決定書を作成するのかどうか明確にしてほしいと述べ、適応、対応措置、資金、技術移転、キャパシティビルディングに関するスピノフ・グループ会合を開催する案を支持した。

オーストラリアは、コンタクトグループでの議論の目的をはっきりとさせたいとし、合意済みのメカニズムや機関の完全実施について集中的な議論を行うよう求めた。

EUは、他の機関で取り上げられた問題との重複を回避するため問題点のマッピングを作成することを提案し、スイスが支持した。

インドは、バリ行動計画で進展度を測るべきだと主張した。

フィリピンは、G-77/中国の立場から、資金問題に特化したグループを求めた。コロンビアは、気候資金の拡充と2012年から2020年までの資金ギャップを回避するためにスピノフ・グループを設置することを提案し、ブラジルが支持した。タイ、マラウィ (LDC) 、アルゼンチンは、資金に関するスピノフ・グループ設置を支持したが、オーストラリアがこれに反対を唱えた。日本は、資金に関する作業の重複を防止するよう求めた。

中国は、資金および対応措置に関するスピノフ・グループを支持した。シンガポールは、貿易問題を取り上げる場としてUNFCCCは適切ではないと主張した。米国は、資金を含め、いかなる問題についても新たにスピノフ・グループを立ち上げることには反対だと主張した。

AWG-LCAのTayeb議長は、非公式グループでの議論の継続を提案し、アルジェリア、フィリピン、インドネシア、サウジアラビア、ベネズエラ、エジプトが支持した。また、次回の会合では、もっと集中的な方法で問題解決にあたるよう締約国に呼びかけた。EUは、追加的なスピノフ・グループ会合の必要はないとし、米国、オーストラリア、カナダ、日本とともに、AWG-LCA 議長がコンタクトグループの非公式会合を設定することを提案したのかどうか明言を求めた。これに対して、AWG-LCAのTayeb議長はもっと非公式な場で議論した方が有益だと明言した。米国は、今後も1つのコンタクトグループで締約国の会合を行う方がいいが、もっと小さな部屋でオブザーバーも参加する形で行うことを要請した。

AWG-LCAのTayeb議長は、自らが“一連のコンタクトグループの下位グループ”を設置しようと提案したのではないとし、提案されているグループ会合をオープン/クローズドにするか、公式/非公式に開催するのか自身が決定すると述べた。



**キャパシティビルディングに関するダーバン・フォーラム (SBI):** ダーバン・フォーラムの第1回会合が午後後に開催された。

UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は、同フォーラムがキャパシティビルディングに関する実効性のモニタリング及びレビューの強化を促進するためにCOP 17によって設立されたのだと強調した。

SBI議長のChruszczowは、気候変動プロセスにおけるキャパシティビルディングの横断的な内容を強調した。事務局は、UNFCCC諸機関で実施されたキャパシティビルディングの作業に関する編纂・統合報告書について述べ、その目的について説明した。

LDC 専門家グループは、国家適応行動計画 (NAPA)の策定・準備における、LDC向けの教育訓練・支援プログラムについて強調した。

ウガンダは、LDCの立場から、NAPAの経験について紹介し、グッドプラクティス（優良事例）とギャップの問題についての考察を加えながら、NAPAのプロセスにおいて知見や技能を強化する上でキャパシティビルディングが価値があると言及した。

開発学研究所 (IDS) は、ナイロビ作業計画に基づく知識の動員とキャパシティ強化について紹介し、適応についてのコミュニティ・ラジオ放送のためのオンライン及びオフラインでの知見提供を含めた同研究所の成果について強調した。

国連食糧農業機関 (FAO) は、適応慣行におけるキャパシティビルディングについて紹介し、ニーズに応じた気候情報サービスの強化と気候の影響を評価するためのツールや方法論の整備といったFAOの技術的な支援のためのサポートについて説明した。

YOUNGOsは、適応のためのキャパシティビルディングのリーダーシップ、参加、支援について紹介し、気候分野での運動に若い世代を動員するための業務について説明し、一般の認知度を上げ、持続可能性を推進する上で、非公式な教育を通じたキャパシティビルディングで若者が果たす役割について述べた。

同フォーラムは夕方まで続けられた。

## 廊下にて

火曜日、参加者の進展についての所見はさまざまだった。補助機関の下で行われている幾つかのグループが作業完了となる一方で、ADPは実質的な作業に着手できずに四苦八苦していた。

ADPは、手続きに関するプレナリーの議論を午前中に“もうラウンド”こなしした後、夕方にかけて、もう少しこじんまりとした部屋に場所を移して非公式の議論を行った。この非公式会合での最初の議論は、野心を高めるためのADPの役割などを含め、議題の議論が必要とされる分野に特化したものとなった。3つの作業部会間のバランスを模索する方法についても検討された。夕方にかけて、手続き問題での行きづまりを打開するべく5つの提案が検討された模様だが、これで手元の仕事の煩雑さが増すことは必至だろう。

交渉のダイナミズムに思いを馳せるに、複数の特別作業部会間の関係性について多くの参加者が所感を述べていた。こと緩和の野心問題となると、先進国側がAWG-KPとAWG-LCAが作業を終える前にADPという名の船に乗り換えようとしていると途上国側が主張する…。そんな“航海上のテーマ”が浮上してきているよ





Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

一般財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

うだ。ある政府代表はこう嘆く。“先進国はAWG-LCAを片付けてADPを重視しようとしている。そこに、どれほどの衡平性があるものか。”

深海を航海するごとく、方向感覚とタイミングが重要だ。ドーハまでにバンコクで事前会合を行うという案は今や“ありそうもない”という午前のレポートを受け、今後の道筋について明確にしなければならないという緊張感がますます高まったと多くの参加者が述べている。“ADPはまさに嵐の中。現段階では遠くの地平線を見つけることも難しい”とある政府交渉官がつぶやいた。

GISPRI仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Cherele Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.



## SB36・AWGハイライト

2012年 5月 23日 水曜日

この日一日、SBI、SBSTA、AWG-KP、AWG-LCA、ADPの下で多数のコンタクトグループ会合、非公式協議が開催された。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**共有ビジョン (AWG-LCA) :** 共有ビジョンに関するスピノフグループは、午前中に会合し、オブザーバーの参加も認められた。

締約国は、意見の集約が可能な分野の洗い出しに焦点を当てた。進行役のJiは、持続可能な開発への公正なアクセスに関する会合期間中ワークショップが仲介役を務める可能性があるとして述べた。

ボツワナはアフリカグループの立場で、ウガンダはLDCsの立場で発言し、中国、ブラジル、その他と共に、実施方法の重要性を強調した。一部の途上国がこの内容に関する議論を求めたが、先進国数カ国は、世界目標やピーク時の時間枠に焦点を当てるべきだと述べた。

中国は内容の重要性を進行役の報告書に含めるよう要請し、ブラジルもこれを支持した。日本は、作業が重複することに警告を発した。メキシコ、フィリピン、その他は、関連の内容要素を定義する必要があるとして述べた。トリニダード・トバゴはAOSISの立場で発言し、まず負担が何かを明らかにせずに負担共有を議論することはできないと述べた。

**レビュー(AWG-LCA) :** レビューに関するスピノフグループは、オブザーバーの参加も認められた。この中で締約国は、インプットの専門家による考察について議論し、今後の進行方法に関し提案を提起した。

日本は、オープンエンドの専門家会合を公式のものとするよう提案し、IPCCでの作業との重複を避けるよう求めた。トリニダード・トバゴはAOSISの立場で発言し、専門家グループ設置への支持を繰り返し、そのような組織はガイドの役割を果たせると強調したが、アフリカグループの立場で発言したボツワナ、中国、ブラジル、フィリピンは反対した。ノルウェーは、専門家組織はレビュープロセスを支援し、激励すると述べた。カナダは、レビューの全面的な審議を可能にすべくSBSTA/SBI合同コンタクトグループの設置を提案し、米国とオーストラリアもこれを支持した。



レビューの範囲（スコープ）に関し、サウジアラビア、中国、フィリピン、アフリカグループは、締約国はレビューの範囲に関する作業を継続し更なる審議を検討すると規定する決定書 2/CP.17 (AWG-LCAの作業成果)に留意した。AOSIS、その他はレビュー範囲を拡大する価値があるかどうか疑問視した。

**数値／文章 (AWG-KP) :** 午前中、数値／文章に関するスピノフグループの非公式会議で、余剰ユニットに関する第3の提案が提示された。

このプレゼンテーションでは、提案の各側面について詳細な説明が行われ、特に次の点が指摘された：全ての関係ユニットを対象とする（認証排出削減、排出削減単位、割当量単位）；第2約束期間のQELROsを現在の排出量レベル以上に設定して提出した締約国の余剰ユニットは削除する；前期からの余剰保留ユニットは国内の遵守評価にのみ使用可能であると規定する；現在の排出量以下のQELROsにインセンティブを提供する；明確な測定ポイントを提供する。

午後のスピノフグループ会合では、基本年または基本の期間の排出量に対する割合でQELROsを表わすだけでなく、CO2換算トンでもQELROsを表わした締約国に対し、追加情報が要請された。ある途上国グループは、5年間の約束期間と8年間の約束期間の QELROsを並行して扱うよう求めた。非公式協議が続けられた。

**REDD+ (SBSTA) :** 午前中のコンタクトグループ会合で、共同議長のGrahamは、SBSTA結論書で合意に達したと説明し、この中にはMRVおよび国内モニタリングシステムに関する締約国の見解などを記載した保留文章などの附属書を、ドーハでの審議に委ねることが含まれると述べた。同共同議長は、締約国が非森林化および森林の劣化を進める要素は極めて重要であり、更なる審議が必要だと考えていると説明した。同共同議長は、森林参照レベルや森林排出参照レベルへの指針およびセーフガードなど、時間がなく十分議論できていない問題に焦点を当てた。

**REDD+ (AWG-LCA) :** このスピノフグループは午前中に会合し、オブザーバーの参加も認められた。

AWG-LCA議長のAysar Tayebは、この問題で進展をみることが重要だと強調した。同議長は、事務局がテクニカルペーパーを作成し、資金的な困難はあるが、ドーハ会合前にREDD+ワークショップを行うため努力すると述べた。

その後、締約国はドーハ会合で何を達成したいか、特にREDD+での結果ベースの行動に対する資金供与の必要条件について意見交換を行った。一部の国は広範な議論を希望し、「条件 (conditions)」という言葉の使用に警戒感を示すものもいた。議論された主要な問題には次のものが含まれた：適応および他のREDD+の副次便益；REDD+を実施する諸国に対する2013年以後の資金供与の可能性；REDD+第3フェーズでの新しい市場メカニズム；準備フェーズ1および2でのREDD+支援におけるギャップ解消；森林統治枠組の外形と資金

との結び付き；資金に関する議論をSBIに送るかどうか、および作業範囲；支援のMRV；炭素以外の活動に対する支援；「結果ベース実績（results-based performance）」の理解向上；資金や多様なアプローチなど他のグループでの議論との相互関係。

**AWG-LCAコンタクトグループ：**午後のコンタクトグループで、締約国はまず資金に関し議論した。

多数の途上国が、2013年から2020年での資金ギャップに焦点を当て、資金規模を拡大し、新たな、追加的、予測可能な資金供与を確保する必要があると強調した。バングラデシュは、2013年から2020年にかけて毎年増加するよう提案した。また同代表は、緩和と適応への配分のバランスをとるよう求めた。コロンビアは、期間中期における資金の中間目標設定を提案した。バルバドスは、約束の場合と同様、早期開始資金にも中間期間を追加するよう提案した。さらに同代表は、長期資金に1千億ドル提供するというのは各国の適応を支援するには「極めて不適切（grossly inadequate）」だと指摘した。

米国は、2020年での資金目標は、2020年での有意の緩和行動という概念でなされたものだと指摘し、中間期間の資金約束を求める締約国が中間期間での緩和約束をするかどうか疑問視した。

技術に関し、AWG-LCA議長のTayebは、次の問題など議論すべき問題を指摘した：IPRs；技術メカニズムと資金メカニズムとのリンク；技術の環境評価における技術執行委員会(TEC)の機能追加の可能性；TECと気候技術センター(CTC)との関係。

対応措置に関し、AWG-LCA議長のTayebは、「ユニラテラルな措置とその世界的な影響（unilateral measures with global implications）」についてはさらに議論する必要があると強調した。インドは、スピノフグループに対し、対応措置の未解決の問題について、明確な期限を示して議論するよう求めた。同代表は、AWG-LCAにおいて必要な議論について説明し、AWG-LCA議長にステートメントを届けることになると指摘し、途上国数カ国もこれを支持した。

オーストラリアは、スピノフグループに反対し、「条約の下での対応措置に関係する全ての前向きな議論をとりまとめる」決定書 2/CP.17を指摘した。サウジアラビアは、締約国は終了するための作業をしているのであり、作業の取りまとめを行っているのではない、取りまとめのマンデートがあるようには見えないと強調した。米国は、ダーバン会議での作業は「苦勞して交渉した（painstakingly negotiated）」ものであると説明し、スピノフグループ設置の提案に反対し、オーストラリア、EU、ニュージーランド、メキシコ、AOSISもこれを支持した。



## 廊下にて

ボン会合の閉会が近づくにつれ、いくつかのAWG-LCAおよびSBsのグループは、議論のとりまとめとボン以後の進め方に重心を移し始めた。

ドーハ会合への期待感は、プラスマイナス両方がミックスされており、このことは、午後、COP 18およびCMP 8議長職が開催したオープンエンドの非公式協議でも明らかとなった。多くのものの意見には、ボン会合での進展のなさや「手順面の意見対立 (procedural wrangling)」でドーハ会合の成果も危うくなってきたことが反映されている。一部のものは、壇上のADP議長席が空席のままであり、議題書の合意も水曜日夜まで保留とされる中、ADPはCOPに報告できるものがあるかどうか疑問視した。

役員を選出に関しては、午後遅くになり、COP17議長職から地域グループのコーディネーターに対し、意見がまとまろうとしていたが、結局不調に終わった、「この行き詰まりからすると、ADP議長団は選挙で選ぶというのが唯一の道だ」との連絡がホームページに掲載された。当初は、ADPプレナリーを夜、開催することも発表されていた。マリタイムホテルはこのニュースで興奮した：「実際に投票が行われるなら、そのような出来事は条約採択以来、初めてだ」と。多数のものが長い夜に向け準備する一方、投票に至る前に解決できるのではないかと希望した。結局、ADPプレナリーは、木曜日まで延期されたが、翌日に何がおきるかわからないという不確かさがはびこっていた。

ADP議題書に関する非公式協議は、この日一日を通して開催され、暫定ADP議長の新しい提案を基に、夜遅くまで続けられた。「木曜日は面白そうな日だ」とある参加者は憶測し、「ADPの議論の印象からすると、このプロセスのダイナミックは変化しており、先進国と途上国両方の締約国の大半は、ADPの新しい手法に向けギアを切った、このような手法では、先進国と途上国という従来の分け方に厳密に従うわけではない、ただしこれまでと同様、共通するが差異のある責任が中心だ」とした。

GISPRI 仮訳





## SB 36およびAWGハイライト

2012年 5月 24日 木曜日

午後、AWG-KP閉会プレナリーが開催された。AWG-LCA閉会プレナリーは夜に行われた。

### **AWG-KP**

AWG-KP閉会プレナリーで、AWG-KP議長のDioufは、AWG-KPコンタクトグループの議論で実質的な問題の理解が進んだと指摘した。同議長は、更なる審議が必要な問題として、QELROsに関する情報、AAUsの繰越、第2約束期間の長さなど京都議定書の改定案などを指摘した。第2約束期間に関係する問題など法律および手順上の問題に関する非公式協議に関し、同議長は、各締約国の立場がより明確になったとし、ドーハの成功を推進するためのオプションも明確になったと強調する一方、「大量の (a large amount)」作業が残っていると指摘した。

AWG-KP議長のDioufは、AWG-KP 17を中断し、次回の会合で再開するよう提案し、これによりAWG-KPは現在の作業構成書の下で速やかに作業を進めることができると述べた。同議長は、ドーハの前の追加会合には広範な支持があると指摘し、追加会合は資金次第であると説明した。

**閉会ステートメント：**スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、特に次の点を強調した：第2約束期間の法律上の立場を交渉することはできない；野心が低いレベルで固定されるのを防ぐには5年間の約束期間が必要である；全ての附属書 I 締約国が QELROsに関する適切な情報あるいは何らかの情報を提出しているわけではない。同代表は、ユニットの繰越に関するアフリカグループの提案を強調し、この提案は達成過剰の場合に「公平な報酬 (fair reward)」を与え、環境十全性を保持し、特別なニーズのある諸国にも適合できる柔軟性があると述べた。また同代表は、適応基金資本化のためのAAUの貨幣価値化を指摘した。

韓国は環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、第2約束期間の運用を開始するとの観点から、ドーハでは議定書改定案を採択するとの約束を強調した。同代表は特に次の点を強調した：第2約束期間の長さは8年とすべきである；野心度引き上げのための中間レビューはIPCCの科学的な提案の中で行われるべきである；環境十全性のある形での繰越の処理で合意する必要がある。



ナウルはAOSISの立場で発言し、京都ユニット余剰分に対応する必要があると指摘し、この問題での前進を図るAOSISおよび他の国の提案に注目した。同代表は、5年間の約束期間における明確で無条件、単一の数値のQELROsを求め、条約の下での全ての新しい市場メカニズムのユニットは環境十全性を綿密に検査した上で、京都の算定枠組内においてのみ利用可能にするよう求めた。同代表は、ドーハで採択される議定書改定案は2013年1月1日以降、その発効を待つ間は、改定案を暫定的に適用する期間中、締約国を法的に拘束すべきであると強調した。

EUは、規則、制度、メカニズムの継続性と移行の重要性を強調した。同代表は、第2約束期間の長さに関し合意がないことを嘆き、8年の期間とすることへの支持を繰り返した。同代表は他の附属書 B 締約国でQELROsに関する情報を提供していない諸国に対し、提供するよう求めた。同代表は、単独の世界的かつ包括的な法的拘束力のある合意に向け、全ての路線を横断する進展の一環として、ドーハで第2約束期間の最終段階を踏むべく「ダーバンの建設的な精神 (the Durban constructive spirit)」を求めた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、附属書 I 締約国でQELROsを提出していない諸国に対し提出するよう促した。同代表は次の項目への支持を表明した：現在の8年間期間に対する低い野心度での固定を避けるため5カ年の約束期間とする；AAUsの繰越にはキャップを設ける；第2約束期間に関する議定書改定案を暫定的に適用する。同代表は次の項目を求めた：「船を乗り換え (jump ship)」ようとする締約国による「混乱 (distractions)」の回避；条件性の排除；継続性の進展。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、2013年1月1日から開始される第2約束期間のスムーズな運用を確保し、2013年以降の柔軟性メカニズムのスムーズな移行を保証するよう求めた。同代表は、2015年までに全ての締約国を対象とする新しい包括的な合意について交渉するとのダーバンでの「打開 (breakthrough)」を歓迎し、ダーバンの成果を確保する上での京都議定書の役割を認識した。同代表は、第2約束期間のみでは「危険な気候変動の回避を助けることはできない」と強調し、「これは大きな絵の一部に過ぎない」と強調した。

サウジアラビアはアラブグループの立場で発言し、重要問題、特に京都議定書の第2約束期間に関する交渉のペースに失望感を表明した。同代表は、過去の責任を強調し、特に次のように述べた：排出削減は主に先進国の責任である；AWG-KPでの交渉は他の交渉と分離されるべきだ；柔軟性メカニズムは、議定書の第2約束期間での約束をする締約国のみを利するものにすべきだ。

エクアドルはALBAの立場で発言し、野心的な排出削減達成の法的義務が満たされていないことに懸念を表明した。同代表は、先進国の野心レベルは不十分であると述べた。同代表は、ドーハ・パッケージの中心



的な要素は、京都議定書での義務を果たさなかった諸国に対する法的手続きであるべきだと主張した。同代表は、ADPがAWG-KPの下での進展を妨げることがあってはならないと強調した。

シェラレオネは熱帯雨林諸国連合のメンバーのうち数カ国を代表して発言し、5年間の約束期間であれば新しい科学的な知見を考慮に入れやすくなるとして、5年間約束期間を希望すると表明し、環境十全性を確保する明確な規則が必要だと強調した。同代表は、新しい市場メカニズムのユニットに関するAWG-KPとAWG-LCA間のリンクを強調した。同代表は、新しい市場メカニズムでのREDD+の役割を強調し、公共資金および民間資金、野心的な附属書 Iの約束を強調した。

ホンジュラスはSICAの立場で発言し、議定書の下での第2約束期間での遅れに「深刻な懸念 (deep concern)」を表明し、速やかな進展が必要だと強調した。同代表は5年間の約束期間を支持すると表明した。

AWG-KP議長のDioufは参加者に感謝し、午後5時58分、AWG-KP 17の中断を宣言した。

#### AWG-LCA

AWG-LCA閉会プレナリーは、木曜日の夜に行われた。第3項目 (COP 18向けの合意された包括的かつバランスの取れた成果の作成)、第4項 (レビュー)、第5項目 (その他の問題) に関し、AWG-LCA議長のTayebは、AWG-LCA会合で5つのワークショップが開催されたと報告した。同議長は、AWG-LCAコンタクトグループでの議論を紹介し、締約国が相互の意見の理解を進める上で有用だったと述べた。AWG-LCA議長のTayebは、コンタクトグループで議論された問題に関する口頭での報告および概要の紹介は、オンラインで利用可能であり、今後の議論にも用いられるが、公式な立場を与えられているわけではないと説明した。締約国は、AWG-LCAが次回会合で作業を再開できるようにこの会合を中断することで合意した。

アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、ドーハでのAWG-LCAの成果はバリ行動計画およびカンクンやダーバンでの決定書に沿うものとする必要があると強調した。同代表は、特に適応および技術に関する更なる進展を求め、AWG-LCAが義務を果たせるようにすべく、バンコクでの交渉会合を追加するよう求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、2007年以降、AWG-LCAでの義務を果たし、締約国間の信頼を築くため、全ての締約国、適応枠組み、グリーン気候基金 (GCF) での透明性の必要条件を設置するなど、努力をしてきたと強調した。同代表は、AWG-LCAにはCOP 17までに特定の活動を終了させる義務があったと述べ、ドーハ会合後は、技術的な考察が必要な問題は常設の補助機関で議論することを提案した。

EUは、ダーバンで委ねられたことの前進を図るというボン会合の課題を強調し、この点であまり進展がないことを嘆いた。同代表は、バリ行動計画の一部の項目は更なる審議を必要としない可能性がある」と指

摘し、そうかといってこれらの項目の重要性が低いわけではないと述べた。同代表は、問題の審議を再開しようとする試みに懸念を表明し、そのようなことはAWG-LCAの成功裏の終了という目標を妨げる可能性があるとして述べた。同代表は、AWG-LCAからADPへの問題の「自動的な (automatically)」移行に警告し、ダーバンおよびカンクンでの決定を考慮に入れ、効果の高い方法で作業することを支持した。

スイスはEIGの立場で発言し、AWG-LCAはカンクンおよびダーバンでの決定後、バリ行動計画でのマンドートを達成しようとしていると強調した。同代表は、ドーハでAWG-LCAが結論を出すのに成功することを求め、特定の課題については、補助機関および関連の制度に送るよう提案した。同代表は、AWG-LCAはブレッジの明確化や、NAMAsの多様性、レビュー、REDD+に対する理解などダーバン・パッケージの一部を実現しなければならないと指摘した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、AWG-LCAに対し、適応、資金、対応措置、技術移転、共有ビジョンに関し、十分審議をするよう求めた。適応に関し、同代表は、資金援助や技術支援の規模を拡大する必要があると強調し、LDCsおよび脆弱な途上国のためのNAPsを含める必要があると強調した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、共通の算定規則に関するワークショップをバンコック会合の中で開催するよう提案し、この会合は完全な交渉会合にしなければならぬと指摘した。また同代表は、途上国のNAMAsの多様性に関するワークショップ開催も提案し、AWG-LCAは2013年以後の資金供与の議論も開始する必要があると強調した。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、途上国のニーズに基づく資金供与規模に関するスピノフグループを提案した。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、ドーハ会合の前に交渉会合を追加し、AWG-LCAが明確な合意を出せるようにする必要があると指摘し、特定の結果の必要性を強調した。同代表は、途上国に対する気候変動の脅威についてのワークショップを提案した。

キューバはALBAの立場で発言し、AWG-LCAの作業を適切な形で終了させるよう求め、バリロードマップへの支持を強調した。

シェラレオネは熱帯雨林諸国連合のメンバー数カ国の立場で発言し、ドーハまでに実施可能なREDD+メカニズムが必要だと強調し、GCFの中に専用の窓口を設けることなど、資金供与に関し議論するよう求めた。

タジキスタンは山岳内陸 (MOUNTAINOUS LANDLOCKED) 途上国の立場で発言し、長期資金の重要性を強調し、全ての途上国への援助の供与を強調し、一部を排するような文章は自分たちのグループには受け入れられないと述べた。



フィリピンは36の途上国を代表して発言し、共通するが差異のある責任および衡平性など条約の原則を強調した。同代表は、AWG-LCAでの未解決の問題を強調し、バリ行動計画のマンデートの全要素で合意成果を確保しないうちに、ドーハ会合において、AWG-LCA結論書に関し拙速な合意をすることに警告を発した。

AWG-LCAは、当会合の報告書 (FCCC/AWGLCA/2012/L.2)を採択した。AWG-LCA議長のTayebは、COP 18で合意に達すべき成果について考え始める必要があると強調した。同議長は午後11時59分、AWG-LCA 15の中断を宣言した。

### 廊下にて

木曜日もADPを「行き詰まり (deadlock)」から抜け出せるための努力が続けられた。COP 17議長は、投票の前例を作ることを躊躇している締約国と共に、ADP議長のアレンジに関する協議を再開した。ADP議題書での合意を得るための最後のものがきとなる努力もなされた。ADP プレナリーは、本来この夜に予定されていたが、結局、夜に入ってもADPを巡る非公式協議が続く中、会議のスケジュールから消されてしまった。

午後9時過ぎ、ほっとした顔の参加者のグループが協議から出てきて、ADP議題書では合意に達せたと報告した。その直後、ADPの議長のアレンジについても合意に達したとの噂が流れた。

他方、AWG-LCAの閉会プレナリーは、プレナリーホールでの緩和ワークショップに関する「短時間の (brief)」非公式協議が終わるのを待ち、午後10時半過ぎまで遅れた。

明らかに疲れ顔の参加者の多くは、金曜日のADP、SBI、SBSTA閉会プレナリーを前に少し休める機会があるのを歓迎したが、一部のものは、この遅れによって、ADPで「苦勞して勝ち取った (hard-won)」合意が、「ほころぶ (unravel)」ことがないように希望すると表明した。

**ENB サマリーおよび分析：**ボンでの気候変動会議に関する *Earth Negotiations Bulletin* のサマリーと分析は2012年5月28日月曜日、下記URLで閲覧可能となる：

<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

GISPRI仮訳





## ボン気候変動会議サマリー

2012年5月14-25日

ボン気候変動会議は、2012年5月14-25日、ドイツのボンで開催された。この会議は、実施に関する補助機関(SBI)および科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)の第36回会合のほか、条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)第15回会合、京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)第17回会合、強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)第1回会合も含まれた。

SBIで議論された主要な議題は、損失・損害、国別適応計画(NAPs)、附属書I国および非附属書I国の報告などである。SBSTAでは、農業、研究と組織的観測、REDD+(途上国における森林減少および森林劣化からの排出量の削減、森林保全の役割、森林の持続可能な管理、途上国における森林の炭素貯留量増加)に関する方法論ガイダンスに焦点があてられた。技術および対応措置は、SBIおよびSBSTAの両方で審議された。

AWG-KPの下では、京都議定書の下での第二約束期間の採択に向け最終決定をする必要がある問題、および京都議定書の第8回締約国会合(CMP 8)でAWG-KPが作業を終了させるために最終決定をする必要がある問題に焦点があてられた。この中には、次の問題が含まれる：排出制限・削減の数量目標(QELROs)に関する問題、この問題では京都議定書附属書Bの改定案として採択を目指す、ならびに割当量単位の繰越の問題(AAUs)。AWG-KPでの議論では上記の問題に関する理解が進んだが、京都議定書の下での第二約束期間の長さや余剰ユニットの繰越など多数の未決の問題も残された。

AWG-LCAにおいて、締約国は、最初に議題書について議論し、2007年のCOP 13でのバリ行動計画採択以降の進展状況が適切に反映されているかどうかを議論した。議題書の合意後、ドーハのCOP 18でAWG-LCA作業の最終決着を図れるようにするには、どの問題を審議する必要があるか、議論を続けた。先進国は、「顕著な進展(significant progress)」があり、カンクンおよびダーバンでは多様な新しい制度が設立されたと強調した。先進国は、決定書2/CP.17(AWG-LCAの作業成果)に規定する特定の課題に焦点を当てるよう求めた。途上国は、バリ行動計画の義務を満たすため、次の問題に関する議論を続ける必要があると指摘した：資金、技術、適応、キャパシティ・ビルディング、対応措置など。

ADPでは、議題書および役員を選出に議論が集中した。2週間近い議論の後、会議最終日に、ADPのプレナリイは議題書を採択し、役員を選出で合意した。

ボン会議閉会時、多くのものが、この会議の空気は特にADPで「緊迫して(tense)」いたと感じた。この緊迫感がいつまでも尾を引き、コペンハーゲン以来、この2年間にわたり信頼を再構築してきた努力、そしてダーバンパッケージに示された各国の利害の「微妙なバランス(delicate balance)」が危うくならないよう希望すると多くのものが表明した。

## UNFCCC および京都議定書のこれまで

気候変動に対する国際政治の対応は 1992 年、国連の気候変動に関する枠組条約 (UNFCCC) の採択に始まる。UNFCCC は、気候系への「危険な人為的な干渉」を回避すべく、温室効果ガスの大気濃度安定化を目指す行動枠組を設定する。この条約は 1994 年 3 月 21 日に発効し、現在 195 の締約国を有する。

1997 年 12 月、日本の京都での COP 3 参加者は、先進国ならびに市場経済移行国 (EITs) が排出削減目標達成を約束する UNFCCC の議定書で合意した。UNFCCC 附属書 I 国と呼ばれるこれら諸国は、2008 年から 2012 年の間 (第一約束期間) に 6 つの温室効果ガスの全体排出量を 1990 年レベル比で平均 5% 削減し、各国が異なる特定の目標を有することで合意した。京都議定書は、2005 年 2 月 16 日に発効し、現在 192 の締約国を有する。

**2005 年から 2009 年の長期交渉:** 2005 年末、カナダのモントリオールで開催された第 1 回京都議定書締約国会議 (CMP) は、第一約束期間終了の少なくとも 7 年前に附属書 I 国の更なる約束を検討すると規定した議定書 3.9 条に基づき、AWG-KP の設置を決定した。COP 11 は、「条約ダイアログ」と称する 4 回のワークショップ開催を通し、条約の下での長期的な協力を検討するプロセスを創設した。

2007 年 12 月、インドネシア、バリでの COP 13 および CMP 3 は、長期的な問題に関するバリ・ロードマップでの合意という成果をあげた。COP 13 はバリ行動計画を採択し、AWG-LCA を設立して、長期的協力行動に関する緩和、適応、資金、技術、共有ビジョンに焦点を当てることを義務付けた。附属書 I 国の更なる約束に関する交渉は AWG-KP の下で続けられた。2 トラックの交渉を完了する期限は 2009 年 12 月のコペンハーゲン会議であった。その準備のため、2 つの AWG は 2008 年から 2009 年に数回の交渉会合を開催した。

**コペンハーゲン:** デンマーク、コペンハーゲンでの国連気候変動会議は 2009 年 12 月に開催された。この注目されたイベントは、透明性およびプロセスに関する論争で彩られた。ハイレベルセグメントでは、主要経済国および地域グループや他の交渉グループの代表からなる一つのグループで非公式な交渉が行われた。12 月 18 日深夜、このグループの議論から政治合意が出された: この「コペンハーゲン合意」はその後採択のため COP プレナリーに提出された。次の 13 時間、参加者はこの合意に関し議論した。最終的に COP は、このコペンハーゲン合意に「留意する (take note)」ことで合意した。2010 年、140 を超える諸国がこの合意への支持を表明した。さらに 80 を超える諸国がそれぞれの緩和目標および緩和行動に関する情報を提供した。また、締約国は AWG-LCA および AWG-KP のマンデートを 2010 年の COP 16 および CMP 6 まで延長することも合意した。

**カンクン:** 2010 年の 4 回にわたる準備会合を経て、2010 年 12 月、メキシコ、カンクンでの国連気候変動会議が開催された。この会議終了時、締約国は、カンクン合意を最終決定し、この中には、両方の交渉トラックでの決定が含まれた。条約の交渉トラックでは、決定書 1/CP.16 において、世界の平均気温の上昇を 2°C までに制限するには世界の排出量の大幅削減が必要だと認識された。また締約国は、世界の長期目標の定期的なレビューを続け、2015 年までに、1.5°C 目標の提案との関係も含め、その強化を検討することで合意した。締約国は、先進国および途上国がそれぞれ連絡した排出削減目標、および適切な緩和行動 (NAMAs) に留意した (FCCC/SB/2011/INF.1/Rev.1 and FCCC/AWGLCA/2011/INF.1、両方ともカンクン会合後に発行)。決定書 1/CP.16 は、緩和の他の側面も規定する。たとえば測定、報告、検証 (MRV)、途上国での森林減少および森林劣化による排出量の削減、保全の役割、森林の持続可能な管理、途上国の森林炭素貯留量の増加 (REDD+) などである。

カンクン合意は、カンクン適応枠組、適応委員会、技術執行委員会 (TEC) および気候技術センター・ネットワーク (CTCN) などの技術メカニズム等、新しい制度およびプロセスも数件設置した。更に緑の気候基金 (GCF) も創設し、これを 24 名の理事が統治する条約の資金メカニズムの新たな運用機関と認定した。締約国は、この基金の詳細設計を行う暫定委員会の設置で合意した。また締約国は、資金メカニズムに関し COP を補助

する常任委員会も設置した。更に締約国は、先進国が2010年から2012年に300億米ドルの早期開始資金を提供し、2020年までに年間1千億米ドルを共同で用意するとの約束も認識した。

議定書の交渉トラックで、CMPは、附属書I国に対し、それぞれの排出削減目標の野心度を引き上げ、全体の排出削減量を気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書に規定する範囲内にするを旨とするよう求めた。また締約国は、土地利用・土地利用変化及び林業(LULUCF)に関する決定書2/CMP.6も採択した。

二つのAWGsのマンデートは、ダーバンでの国連気候変動会議まで延長された。

**ダーバン:** 2011年の3回の交渉会合を経て、2011年11月28日から12月11日に南アフリカのダーバンで国連気候変動会議が開催された。ダーバンの成果は広範な題目にわたり、特に京都議定書第二約束期間の設置、条約の下での長期的協力行動に関する決定、GCF運用に関する合意が挙げられる。締約国は長時間の交渉後、新たにADPを立ち上げることで合意に達した。このADPは、「全ての締約国に適用される条約の下での議定書、法的文書、または法的効力を有する合意成果の作成」をマンデートとし、この新しい交渉プロセスは2015年末までを予定としている。また、この成果はCOP 21での採択が義務付けられ、2020年から発効させ実施に移すべきものである。

## 本会合の報告

2012年5月14日月曜日の朝、ボンで国連気候変動会議が開会した。本報告書は以下の5つの組織での議論を、それぞれの議題に基づきまとめる。

- ・強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)第1回会合
- ・京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)第17回会合
- ・条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)第15回会合
- ・科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)第36回会合
- ・実施に関する補助機関(SBI)第36回会合

### 強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会

ADP第1回会合の開会に当たり、COP 17議長のMaite Nkoana-Mashabane(南アフリカ)は、この組織は2021年以降に何を必要とするかを考える機会を提供すると指摘した。同議長は、締約国に対し、建設的な形で参加し、信頼できる作業計画を立て、2015年までにADPが作業を終了できるよう各作業に優先順位をつけることを求めた。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、ADPは多国間主義が機能することを実証する機会であると強調し、ADPの作業は実施を考える短期的な見方と、2021年以降の世界の課題に取り組む長期的な展望の両方を指針とすべきだと指摘した。

アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、ADPの成果は条約の目的、原則、条項に沿ったものであるべきだとし、AWG-KPおよびAWG-LCAでの進展が重要であると強調した。同代表は、ADPの作業計画は決定書1/CP.17

(強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会の設置)、公平性、共通するが差異ある責任、その他条約の関連条項に基づくべきだと述べた。

スイスは環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、ADPはUNFCCCでの交渉の転換点だと強調した。同代表は、緩和は全ての国がそれぞれの共通するが差異ある責任および能力に応じて参加する本質的な課題だと指摘し、合わせて適応、資金、技術、キャパシティ・ビルディングも議論すべきだと指摘した。EIGは、2015年に将来体制が円滑に採択されるよう、里程標(milestones)や予定表(timetable)を含めた確固とした作業計画について、ボン会合で合意するよう求めた。

欧州連合(EU)は、京都議定書第二約束期間に参加するとのEUの決定は単一の世界的合意への移行に結び付く広範なダーバンパッケージという考えに基づいていると強調した。同代表は、新しい議定書は同様の合意の中でも最も効果の高いものになるとし、いかにすれば新しい議定書の下で持続可能な開発を可能にする一方、全ての締約国が必要な排出削減を行えるか、その方法を議論する必要があると指摘した。緩和作業計画に関し、EUは、緩和のギャップを排除するプロセスはギャップを評価し、野心度引き上げのオプションを明示し、適切な決定を行うという繰り返しプロセスであると指摘した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、ダーバン・プラットフォームは全ての国に「共通する土台」を提供することで気候変動に関する国際努力を推進させる世界的なプラットフォームであると強調した。同代表は、ボン会合ではADPの作業計画の決定に焦点を当てるよう提案し、経済成長や開発を犠牲にすることなく気候変動に対応するには低炭素開発経路の設立がカギであると付け加えた。

ガンビアは後発発展途上国(LDCs)の立場で発言し、ADPのマンデートは緩和の野心度を引き上げ、公平性や共通するが差異ある責任に配慮し、全てのものに適用可能な条約の新しい議定書を採択する機会を提供すると強調した。同代表は、特にIPCCの第5次評価報告書からのインプットを取り入れ可能にする3か年計画において、各COPで何が実現可能かを明らかにするよう提案した。同代表は、ADPでの作業を行動延期の機会とみるべきではないとし、京都議定書第二約束期間の重要性を強調した。

ナウルは小島嶼国連合(AOSIS)の立場で発言し、ADPが「冷静で、真剣、明確な緊急性の感覚と野心」を実証するよう希望すると表明した。同代表は、認識されている緩和野心のギャップの排除に向け前進できるような緩和作業計画を求めた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、ADPは多国間の規則に基づく気候変動体制を強化すべきだとし、先進国の緩和野心の大幅な規模拡大が必要だと強調した。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、ADPの下での交渉では条約の全面的かつ効果的な実施を確保すべきだと強調した。また同代表は、国際的な行動を統治する原則について再度交渉するのではなく、これを尊重する必要があると強調した。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、国際的な法的文書は今必要であり、2020年では遅すぎると述べた。同代表は、新しい体制でのREDD+の重要な役割を強調した。

インドは、ブラジル、南アフリカ、インド、中国(BASIC)を代表して発言し、ADPの作業計画の詳細を詰めるのは、AWG-LCAおよびAWG-KPがそれぞれの作業を終了し、その成果に先進国の過去の責任が反映されて初めて可能なものであり、ダーバン・プラットフォームは変化する世界の現実に沿った国際的な気候体制を進化させる歴史的な機会であるとの見方を示した。



タジキスタンは内陸山岳途上国の立場で発言し、新しい法的拘束力のある合意は条約の原則に則って築かれるべきだとし、作業を進めるためコンタクトグループを結成するよう提案した。

チリは、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ペルー、パナマ、ドミニカを代表して発言し、ADPの結果は条約の下での議定書または他の法的拘束力のある文書の形をとるべきだと述べた。

コンゴ民主共和国は中央アフリカ森林委員会 (COMIFAC) の立場で発言し、この作業部会は新しい拘束力のある合意の採択という結果を招くべきであり、ADPでは適応と緩和を「同等の立場で (on equal footing)」扱うべきだと述べた。

ホンジュラスは中米統合システム (SICA) の立場で発言し、適応は途上国の大半、特にもっとも脆弱な途上国にとって優先課題であると述べた。

アルゼンチンは数か国を代表して発言し、ADPの成果は条約の原則に基づくべきであると強調し、途上国および先進国の義務の性質の違いを認識した。同代表は、途上国の自主的な NAMA s は資金、技術、キャパシティ・ビルディングの供与に関係すると付言し、ADPの作業計画では沿うべき原則など作業の範囲にまず焦点を当てるよう提案した。

ビジネスおよび産業 NGOs は、ビジネス部門および民間部門が、資金、イノベーション、MRV、新しい市場メカニズムなどの分野で ADP の作業に貢献できる道を強化するよう提案した。

気候行動ネットワーク (CAN) は環境 NGOs として発言し、緩和野心の引き上げを求め、特に抜け穴をなくし、化石燃料への助成金を排除し、里程標のある ADP 作業計画を採択するよう求めた。

ICLEI は地方政府および地方当局の立場で発言し、現在と 2020 年の間には「危険なギャップ (dangerous gap)」が存在しており、緩和野心を引き上げてこれに対処する必要があると強調した。同代表は、気候変動政策の成功には地方政府が重要な役割を果たすと強調した。

Women and Gender Constituency は、性差別の悪化に警告し、気候変動の交渉に人間的、社会的側面を取り入れる必要があると指摘した。同代表は、性の平等に関するワークショップを提案した。

YOUNGOs は、次のように発言した：共通するが差異ある責任の原則は交渉の対象とはならない；条約の十全性を損なってはならない；野心ギャップの排除を ADP の優先課題にすべきだ。

**組織上の問題：** ADP 1 での議論は、役員を選出および議題書の問題に集中した。この 2 件の問題での合意には時間がかかり、5 月 25 日の ADP 閉会プレナリーでようやく合意に達した。

**役員を選出：** 5 月 17 日木曜日の ADP プレナリーで、COP 副議長の Robert Van Lierop (スリナム) は、ボン会合の前およびその期間中、ADP 議長団に関する集中審議が行われたと説明した。同副議長は、問題は未解決のままであると、締約国に対し、議長および副議長の指名で合意し、ADP が作業を開始できるようにすることを求めた。ADP 議長候補 3 名は、西欧その他のグループが候補者として指名する Harald Dovland (ノルウェー)、中南米・カリブ海グループが候補者として指名する Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)、アジア太平洋グループが候補者として指名する Jayant Moreswar Mauskar (インド) であった。本会合では議長を選出し、他の役員を選出についてはドーハ会合まで協議を続けるとの提案が出された。参加者は 5 月 18 日金曜日までこの提案について協議することとなった。



5月18日、ADPは再度会合を開催した。COP副議長のVan Lieropは、Nozipho Joyce Mxakato-Diseko大使（南アフリカ）が開催したADP議長団選出に関する協議は結論を出すに至らなかったと説明した。Diseko大使は、手順規則案に則った、投票によるADP議長団選出の可能性を示唆した。

この状況に遺憾の意を表したガンビアは、LDCsの立場で発言し、議長団選出の問題が解決するまでCOP議長がADP議長を務めることを提案し、GRULACの立場で発言したガイアナ、そしてEU、米国、オーストラリア、AOSIS、ロシアもこれを支持した。締約国は、ボン会合ではCOP議長が（ADPの）議長を務めると同時に、役員選出に関する協議を続けることで合意した。

5月19日土曜日、COP副議長のVan Lieropは、ADPプレナリーに対し、COP17議長が自身の代理としてSande de Wet（南アフリカ）をADPの議長役として指名したと伝え、締約国に対し、Diseko大使が進行役を務める非公式折衝で努力し、ボン会合の終了時には議長団が選出できるようにすることを求めた。

ADP議長団に関する非公式折衝は本会合期間中を通して続けられた。5月25日金曜日の朝、Diseko大使は、協議は「熱がこもった（intensive）」ものだったとし、これは締約国がADPの作業に強い関心を持ち、献身的に取り組む意思があることを示していると報告した。同大使は、公平で地域的にバランスし、附属書I国と非附属書I国が交代で務め、2012年から2015年では各地域が交代することで合意していると説明した。同大使は、あらゆる努力にもかかわらず協議は成果をあげていないと指摘し、このことは「残念な状況（sad state of affairs）」であると述べた。同大使は、締約国に対し、手順規則案に則った選挙の準備を行うよう要請した。EUは、地域グループ間での更なる協議を可能にすべく会議の中断を要請し、サウジアラビアもこれを支持した。ADPプレナリーは更なる非公式折衝のため中断された。

夜、Diseko大使は、合意に達したと報告した。同大使は、暫定的なアレンジを提起し、これはCOP18での承認を条件に適用されると述べた。このアレンジは、議長団に関する多年度アプローチで構成され、2名の共同議長は非附属書I諸国から1名、附属書I諸国から1名とする。2012年から2013年では、MauskarとDovlandがADP共同議長を務め、Oleg Shamanov（ロシア）が報告官を務める。2013年には、Kumarsinghが附属書I諸国の共同議長とともに、ADPの共同議長を務め、報告官は非附属書I国のものとする。2015年には、非附属書I国の共同議長はアフリカグループのものとし、報告官も非附属書I諸国のものとする。Diseko大使は、ADPの業績を賞し、「団結の精神（the spirit of unity）」が必要だと強調し、締約国間での相互信頼と透明性を保持するよう求めた。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、新しい議長団メンバーを歓迎し、de WetおよびCOP議長が議題書および議長団役員に関する交渉を進めるため「絶対的な忍耐力（unequivocal perseverance）」を示すと賞した。同事務局長は、相互尊重の精神を持って作業を続ける必要があると強調し、「この行路の最初の一步を踏み出した」として締約国を祝した。

ADP共同議長のMauskarは、ダーバンパッケージ決定書は記念すべきものであり、その意味で、ADPは新しいプロセスを設立する重要なものであると強調した。同共同議長は、ドーハおよびそれ以降で意味のある結果を出すため、プロセスの進展を図るのは複雑かつ課題が多いと認識した。また、同共同議長は、ADP議題書での2つの作業の流れの進行を図るにはどうすればよいか、ADP共同議長が会合期間内協議を開催すると述べた。

**議題書および作業構成書：**ADP議題書は5月19日土曜日に最初に審議され、暫定議長のde Wetは、ADPプレナリーでの議題書（FCCC/ADP/2012/1）の採択を提案した。

中国は、事務局に対し、ADP 暫定議題書記載項目に関し、その理由を説明するよう要請した。事務局はこれに応じ、第3項目（決定書 1/CP. 17 に則った作業計画作成）および第4項目（緩和野心度引き上げの作業計画）は決定書 1/CP. 17 に基づき暫定議題書に入れられたと答えた。

中国は、決定書 1/CP. 17 は必ずしも緩和野心度引き上げ作業計画が ADP の下のものであると規定しているわけではないと発言した。同代表は、2021 年以降の展望が ADP の本質的課題であると強調し、野心度引き上げは緩和に限ったものではなく、技術、資金、キャパシティ・ビルディングの実施方法にも及ぶと指摘した。中国は、第4項目を削除し、第3項目は「緩和、適応、資金、技術開発および移転、行動および支援の透明性、キャパシティ・ビルディングに関する作業計画作成」と改定するよう提案した。シンガポールは、特定の問題をリストアップすることはリストアップされていない項目の除外になりかねないとして警告した。同代表は、第3項目は原案通り採択し、緩和野心作業計画に関する第4項目は「決定書 1/CP. 17 に則り」と付け加えて改定することを提案した。

AOSIS の立場で発言したナウル、LDCs の立場で発言したガンビア、そしてバルバドス、グレナダ、スイス、EU、米国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、日本、コスタリカは、議題書を原案通り採択するよう求めた。EU は、緩和野心引き上げの作業計画はダーバンパッケージの基幹要素であると強調した。バルバドスは、ダーバンでは 2021 年以降の展望を含めた決定書草案が提案されたが、最も脆弱な諸国はこれを拒否したと説明した。同代表は、第4項目に「2020 年までの緩和野心」との表現を加えて改定することを提案した。多数の締約国が、議定書を採択し可能な限り早期に 2020 年までの緩和野心を含めた実質的な審議を始める必要があると強調した。

ブラジルは、緩和野心引き上げの作業計画は ADP に関する合意の一環であると認識し、この問題に関する議論は、単なる緩和への言及以上に幅広いものになると強調した。同代表は、ADP の作業の主眼は新しい文書に関する交渉であるとし、この作業の2つの要素は別々なものであると強調した。

フィリピンは、締約国数か国の支持を得て、第4項目の削除を提案し、第3項目は「決定書 1/CP. 17 の全要素に則り作業計画を作成する」と改定することを提案した。グレナダ、EU、バルバドス、その他は、この提案に反対した。これら諸国は、スイス、その他とともに、議長提案通りの議題書の採択を支持すると繰り返し発言した。

ベネズエラは、ダーバンでの決定書 1/CP. 17 に関する同国の正式な留保を指摘し、先進国は議定書第二約束期間の QELROs を提示しておらず、既にダーバンパッケージに「違反 (violated)」していると強調した。同代表はボリビアの支持を得て、議題書に次のような脚注をつけるよう要請した：「決定書 1/CP. 17 の実施は、これが国際法を順守していることを前提に、合意は拘束する (*pacta sunt servanda*) の原則に則り、特に UNFCCC および京都議定書の全面的な尊重および遵守ができていない場合を除き、これらの文書の締約国に関して検証されるべきである」。ベネズエラは、この脚注は自国が議題書の採択を支持する上で「不可欠 (indispensable)」であると強調した。米国、シンガポール、スイスはこの脚注を記載しないよう希望した。

暫定議長の de Wet は、ダーバンの成果は「極めてバランスのとれたもの」であると強調し、議題項目の削除は困難であると述べた。同暫定議長は、締約国に対し、議題書を原案通り採択し、それにより締約国は ADP の下での作業を開始する用意があるとの「極めて強い」メッセージを国際社会に発信するよう求めた。

フィリピンは、これに反対し、エクアドル、ボリビア、マレーシア、アルゼンチン、イラン、中国、その他もこれを支持した。追加の議論の後、暫定議長の de Wet は、提案された議題書に基づく実質的な審議を暫定的に開始し、議題書については非公式折衝を行うよう提案した。

5月22日火曜日、ADP プレナリーが再開され、暫定議長の de Wet は、締約国に対し、ADP の下での作業の進め方に関し意見交換を行うよう求めた。

ベネズエラは、アルゼンチン、アルジェリア、バーレーン、ボリビア、中国、コモロ諸島、キューバ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、リビア、マレーシア、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニカラグア、オマーン、パレスチナ、パラグアイ、フィリピン、カタール、サウジアラビア、ソマリア、スーダン、シリア、タイ、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメンに代わり発言し、2021年以降の緩和枠組について議論する意思があると表明し、その一方で、2012年から2020年の緩和行動を強化する必要があるとの認識を示した。同代表は、ADPの下で緩和野心引き上げに関して別な議題項目を設けるのはAWGsで現在行われている議論を「無意味なものにする (render meaningless)」と指摘した。同代表は、決定書1/CP.17の全要素を非選択的に含める包括的な議題書を支持すると表明した。

多数の締約国が、ダーバンパッケージの主要要素を強調し、ダーバンで合意した通りにADPの作業を開始するよう提案した。これら諸国は、ダーバンパッケージを「もとに戻そう (undo)」とする努力、進展を遅らせようとする努力について懸念を表明した。EUは、「優れてバランスのとれた (fine and balanced)」ダーバン妥協案は次のもので構成されたと強調し、ノルウェーもこれを支持した：京都議定書の第二約束期間；2020年までの緩和作業計画；2015年までに全てに適用される合意達成；AWG-LCAの完了；カンクンおよびダーバンで創設された制度の運用開始。同代表は、ダーバンでは野心のギャップについて各閣僚が「大きな懸念 (with great concern)」を指摘したが、交渉担当者は合意を変更する立場にないと強調した。またEUは、新しいマンデートの中にバリ行動計画を入れることで、全てのものに適用される新しく法的拘束力のある文書に関する交渉がADPのマンデートであるように変更しようとする動きに懸念を表明した。同代表は、ADP議題書の合意を求め、2つのコンタクトグループの下で作業を開始すべきだと述べた。

スイスはEIGの立場で発言し、バランスのとれたダーバンパッケージを変更しようとする動きはドーハ会合にリスクを与えるものだと警告した。チリは、ダーバン・プラットフォームは「転換するポテンシャルを有し、行わなければならない野心の引き上げを実現する機会を提供する」と強調した。同代表は他の多数のものとともに、ダーバンパッケージの主要要素を挙げた。この中には次のものが含まれる：2013年1月に開始される議定書の第二約束期間；可能な限り早期に、ただし2015年より遅くならない時期に新しい法的拘束力のある合意を完成させ、2020年より遅くない時期に発効できるようにする；野心のギャップを排除し、気温上昇を2℃以下で抑えるとの目標と合致する排出量曲線達成のための緩和野心引き上げ作業計画；COP18においてAWG-LCAの作業を成功裏に完了。チリは、新しい合意には全ての締約国による緩和約束、資金約束、適応、技術開発と移転、行動の透明性、支援、キャパシティ・ビルディングを盛り込むべきだと説明した。

オーストラリアは、ADPにおいては次の項目に関する2つの明確に異なる作業の流れがあると強調した：議定書または法的拘束力のある合意の作成；緩和野心の引き上げ。また、同代表は、2012年をADPの作業に関する考えを共有するための「概念完成年 (conceptual year)」とするよう提案した。ナウルはAOSISの立場で発言し、ダーバンで合意された内容に基づくADP議題書の採択を提案し、予定表や里程標のある詳細な作業スケジュールを求めた。また、同代表は、緩和野心引き上げのための作業計画が必要だと強調した。コロンビアは、議題項目3と4に関する2つのコンタクトグループ結成を提案した。マーシャル諸島は、緩和作業計画を立ち上げるとのダーバンでの閣僚会合の決定を強調した。

米国は、ダーバン・プラットフォームにおける「極めて重要な (critically important)」特徴を指摘し、全ての締約国に対し法的効力のある文書、およびこれまで以上に先を見据えた経路を強調した。また、同代表は、COPから明確なマンデートが出された2つの作業の流れを強調した。一つは2021年以降の体制の確立、もう一つは2020年までの緩和に関する作業である。同代表は、決定書1/CP.17について再度交渉するのでは



なく、これを施行する必要があると強調し、本会合において、今後数か月間のインプットや相互作用も含めたADPの作業計画を作成するよう求めた。

ブラジルは、ダーバンの成果の全ての側面で進展を図ることが重要であると強調し、ダーバン・プラットフォームの主眼はUNFCCCの下での新しい法的文書を作成することであると強調し、「この重要な機会を失うことがあってはならない」と述べた。南アフリカは、野心度の見直しでの合意など、ダーバンパッケージの基となった相互の信頼と保証の重要性を強調した。

ロシアは、新しい包括的な合意がADPの作業の主な目的であると強調し、議題書をダーバンで合意された「壊れやすい多角的な (fragile and multifaceted)」利害のバランスを見直す道具にすることに警告した。日本は緊急性を強調し、議題書の議論に無駄な時間を費やすことに警告し、コンタクトグループでの実質的な審議開始を求めた。ニュージーランドは、「困難な雰囲気 (difficult atmosphere)」と、閣僚合意を再度交渉しようとする試みに懸念を表明した。また、同代表は、議題書はダーバンの成果と合致するものでなければならないと強調し、2つのコンタクトグループの設置を提案した。ノルウェーは、議題書および議長に関する合意を求め、ADP作業計画と里程標に関する議論を求めた。また、同代表は、両方の作業の流れにおいて作業を開始する必要があると強調した。カナダは、2つのグループでの作業を支持し、これは野心度引き上げの議論を進展させる可能性があり、また全ての締約国に対する「単一の世界的かつ包括的な合意」を達成する可能性があるとして述べた。

インドは、特に、緩和、適応、資金、技術開発と移転、衡平性と共通するが差異ある責任の原則が作業の各要素に「十分取り入れられている (fully suffused)」よう努力することの重要性を強調した。また、同代表は、野心が作業の全要素に関係することを想起した。中国は、バリ行動計画に則り、AWG-LCAの下での作業を継続する必要性を強調した。また、同代表は、AWG-KPおよびAWG-LCAにおいて緩和野心に関する作業を継続するよう求めた。

ADPプレナリーは、5月25日金曜日に再開された。暫定議長のde Wetは、議題書に関し長時間協議を行ったと説明した。同暫定議長は、議論の中で将来および作業構成が明確になったと述べ、締約国の努力、積極的な参加、柔軟性、理解に感謝し、議題書を採択するよう求めた。

ベネズエラは、再確認事項に関する同国の脚注挿入の要請が議題書改定案に反映されていないと指摘し、脚注をその他の文書または議題書に反映させるよう求めた。暫定議長のde Wetは、ベネズエラの懸念については非公式協議の中で対応されているというのが自分の理解であるとし、ベネズエラの要請は会合報告書に反映されると答えた。締約国は、脚注についてはその他の文書および会議報告書に反映させることで合意した。

その後、締約国は、非公式折衝で改定された議題書(FCCC/ADP/2012/L.1)を採択した。改定された議題書には第3項目(決定書1/CP.17の全要素の実施)が含まれ、これには次のパラグラフがつけられた:(a)「パラグラフ2から6に関する問題」;(b)「パラグラフ7と8に関する問題」。第3項目には、この項目は「決定書1/CP.17の内容および条約の下で審議されるものであり、いかなる締約国の立場または他の補助機関での作業にも予見を与えるものではない」との脚注も付された。この脚注は、2つの作業の流れがパラグラフ(a)および(b)の下で行われ、必要があれば更なる作業の流れも考えられると指摘する。

**ADP ワークショップ:** 5月18日金曜日、「決定書1/CP.17のパラグラフ8における野心度引き上げのためのワークショップ」と題するADPワークショップが開催された。このワークショップの詳細については下記を参照。

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12542e.html>

**閉会プレナリー：** ADP 閉会プレナリーが 5 月 25 日金曜日に開催された。締約国は会議報告書 (FCCC/ADP/2012/L.2) を採択した。

サウジアラビアはアジア太平洋グループの立場で発言し、ADP 議長団を投票で選出することは UNFCCC プロセスに深刻な影響を与え、コンセンサスの保持が重要だと強調した。

ガンビアは LDCs の立場で発言し、ADP の作業を進め、作業構成での長時間の議論を避けるため、ドーハ会合前に会合を開くよう求めた。

ナウルは AOSIS の立場で発言し、政策決定は科学に基づくべきであり、協力して作業することで初めて成功すると強調した。2021 年以降の期間に関し、同代表は、2015 年までにスムーズかつ安定した進展をとげるために里程碑と期限を支持し、作業計画の策定および野心ギャップを排除する方法の特定に関する文書提出を支持した。また、同代表は、作業計画では特に次の項目に焦点を当てるべきだと述べた：野心度引き上げ策に関する先進国の情報；途上国の緩和ポテンシャルおよび必要な実施方法についての分析；野心的な NAMAs を実施可能にするための支援の規模拡大の可能性に関する先進国の情報。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、ADP は 2°C 以下の目標達成のため気候変動に関する世界的な協力体制を強化すべきだと述べた。また、同代表は次の 2 つの課題での進展を求めた：2020 年までの緩和野心強化；全てのものに適用可能な新しい法的合意の交渉。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、ADP の下での作業により、条約の概念および原則に則った、衡平で多国間の規則ベースのシステム構築の機会ができることを希望すると表明した。同代表は、一部の締約国が議定書第二約束期間に関しダーバンで得られた確証を「押し戻そう」としているとして失望感を表明し、先進国による比較可能性の保証が実現していないことにも失望感を表明した。また、同代表は、資金や技術移転、途上国での緩和および適応に焦点を当てるキャパシティ・ビルディングなどの規模拡大を含め、全ての面での野心度引き上げを求めた。

EU は、ドーハでは、2020 年までに単一の、包括的で世界的な法的拘束力のある気候に関する合意へ移行する一環として、京都議定書第二約束期間を批准可能な形で採択することを支持すると表明した。同代表は、ダーバンで合意されたとおり、2020 年までの緩和作業計画を推進する必要があると発言した。また、同代表は、ADP での議題で規定される 2 つの実質的な作業の流れを推進するため、ワークショップを開催するよう提案した：一つは、2015 年合意に向けた作業計画に関するもの、もう一つは、2020 年までの緩和野心強化方法に関するもの。

アルジェリアは G-77/中国の立場で発言し、ADP の下での作業が条約の原則や規定に則った全ての締約国のための具体的かつ前向きな成果に結びつくことを希望すると表明した。

メキシコは EIG の立場で発言し、ダーバンパッケージが気候交渉の転換点にあたり、緩和野心の引き上げ、および全ての締約国に適用される条約の法的文書の採択という 2 つの作業の流れに関し、次回会合から実質的な作業を開始すべきだと指摘した。

ガイアナは GRULAC の立場で発言し、ADP 議長および報告官の選出を祝し、ADP の指導部の一端を担うことができ「喜んで」（pleased）とし、GRULAC への支援と協力を申し出た。

ベネズエラは ALBA の立場で発言し、先進国は排出削減での野心を達成する必要があると繰り返し、排出削減での途上国の努力を強調した。同代表は、締約国は作業部会間の人為的な分裂を回避する必要があるとし、



これは共通するが差異ある責任の原則に基づく衡平性の原則を脅かすものだと述べ、更に ADP は「新しい希望の船 (new ship of hope)」であるとした。

スロベニアは中欧および東欧諸国の立場で発言し、新しい指導部を祝し、ADP の作業の成功を希望すると表明した。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、ADP 作業計画は条約の全ての条項および原則に則り、明確な合意とガイドラインの理解に基づくものであるべきだと指摘した。

フィリピンは 38 か国のグループを代表して発言し、決定書 1/CP. 17 の全要素が ADP の作業を構成すると指摘し、作業構成書では条約の原則や条項と同様、このことも反映されなければならないと指摘した。また、同代表は、成果の法的な形式を前もって決定すべきでないとし、この点の議論が喫緊の優先度をもつわけではないと指摘した。

ホンジュラスは SICA の立場で発言し、適応が主な優先度を持つと再確認し、自国の地域の脆弱性軽減を呼ぶ行動や結果を確保するため、次回交渉会合では真剣な進展を図るよう要請した。

シエラレオネは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、2020 年より前に新しい国際的な合意が必要だと発言した。また、同代表は、REDD+メカニズムが新しい体制の一翼を担う必要があると強調し、REDD+の各フェーズの効果を高めるには官民の資本が必要だと強調した。

タジキスタンは内陸山岳途上国の立場で発言し、特に次の項目を求めた：明確な里程標を持つ「複雑でなく、参加性の高い制度アレンジ」の作業計画。同代表は、途上国が直面する広範な気候への脆弱性を認識し、脆弱な途上国への長期資金援助を提供する新しい法的合意が必要であると強調した。

ADP 共同議長の Mauskar は午後 8 時 21 分、ADP 会合を中断した。

### **京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会**

AWG-KP 開会プレナリーは 5 月 15 日月曜日に開催され、Madeleine Diouf (セネガル) が AWG-KP 議長を、Jukka Uosukainen (フィンランド) が AWG-KP 副議長を務めた。

議長の Diouf は、CMP 7 の成果の重要性を強調し、締約国に対し、ドーハでの CMP 8 で AWG-KP の作業を終了し、その採択を図るため、モーメンタムを築くよう求めた。締約国は、議題書を採択し、作業構成書で合意した。(FCCC/KP/AWG/2012/1 and 2)

**附属書 I の更なる約束：** 議長の Diouf は、CMP 8 までに作業を終えるという AWG-KP のマンデートを想起し、このマンデート達成のため検討する必要がある課題を指摘した。これには QELROs (FCCC/KP/AWG/2012/MISC. 1 and Add. 1)、AAUs の繰越、第二約束期間の長さなどの議定書改定案が含まれる。

締約国は、附属書 I の更なる約束に関するコンタクトグループの設立で合意した。議長の Diouf と副議長の Uosukainen がこのグループの共同議長を務める。その後、数値および文章に焦点を当てるスピノフグループが設立された。このグループの共同進行役は Jürgen Lefevere (EU) と Sandea de Wet (南アフリカ) であっ

たが、その後 de Wet が ADP の暫定議長に任命されたため、Harald Winkler (南アフリカ) が代わって共同進行役を務めた。法的・手続き的な問題は副議長の Uosukainen が進行役を務める非公式折衝で検討される。

**数値／文章：** この問題(FCCC/KP/AWG/2012/MISC.1 and Add.1)に関し、締約国は、提案の数値について検討し、特に次のことを行った： 締約国の QELROs 提出文書に関するプレゼンテーション；締約国の約束の野心度および余剰 AAUs 繰越についての議論；第一約束期間から第二約束期間への余剰 AAUs の繰越に対応するオプション検討。

**QELROs** に関し、締約国は、スイス、ノルウェー、カザフスタン、EU、AOSIS、ベラルーシ、オーストラリア、クロアチアから特に次の項目に関する情報を受け取った： QELROs 提出文書およびこれに伴う条件の明確化；市場メカニズムに関する見解；QELROs 支援のため実施された国内政策；第二約束期間の長さに関する希望。

**野心**に関し、EU は、2つの提案を行った。第1の提案は、8年の約束期間では野心度が低レベルで固定されるとの一部締約国の懸念に応え、条約の下での2013-2015年のレビューに合わせ、締約国の QELROs の野心度をレビューする制度を設置する。第2の提案には、締約国による野心度引き上げを促進するため、議定書附属書Bの改定手順簡素化が含まれる。

ブラジルは、議定書の下での約束強化をめざし、QELROs 改定案を提案した。この提案によると、附属書I国はいかなる時でも QELROs を強化でき、次のことを行って改定が直ちに効力を発するようにする： AAUs の一部を放棄する；これらのユニットをこの目的で国家登録簿の中に設置した取消口座に移す；そのような移動の事実を事務局に伝達する。

**余剰 AAUs の繰越**に関し、アフリカグループ、AOSIS、ブラジルは提案およびプレゼンテーションを行った。アフリカグループの提案では、余剰 AAUs について、当該締約国が第二約束期間に参加し、その QELRO が2008年の温室効果ガスインベントリを下回る場合、余剰 AAUs 分の繰越が認められるが、特別な保留口座に入れることとする。加えて、この提案では、締約国に対し、年に保留分の2%分を取引可能と認め、収入の1%は国内の緩和に、AAUs の1%は適応基金に移すとしている。

AOSIS の提案は、特に繰り越しが承認される AAUs、認証排出削減量、排出削減単位の合計量、そして前の約束期間からの繰越分は、当該締約国の前約束期間の余剰保留分とみなされると規定する。さらにこの提案では、次期約束期間終了後、当該締約国は、繰り越されたユニットを一定量まで利用できると規定する。

ブラジルの提案は多様なパラグラフで構成され、特に次の規定が盛り込まれる：ある約束期間における附属書I国の排出量が本条項での割当量より少ない場合、その差は、当該締約国の要請があれば、次の約束期間に繰り越せるものとする。逆に、第一約束期間におけるある一つの附属書I国の割当量が当該締約国の2007年の排出量の5倍よりも少ない場合、第一約束期間での当該締約国の割当量と2012年の排出量の5倍との差を、前約束期間の余剰保留分とみなす。

**法的問題：** 副議長の Uosukainen が進行役を務める非公式折衝において、締約国は、京都議定書第二約束期間発効の法的な側面を検討した。ここでは次の項目などが議論された：第一約束期間と第二約束期間の継続性を確保する方法；第二約束期間での算定規則の適用；発効までの継続性確保のために議定書改定案を暫定的に適用するオプション；第二約束期間での野心度引き上げ方法。

締約国は、議定書改定案の暫定的な適用に関係した AOSIS の提案、AOSIS の改定案、法的問題に関するアフリカグループの提案も検討した。多数の締約国が、2013年以降での議定書の「すきまのない継続性(seamless continuation)」を確保するため、法的問題を明確にする必要があると強調した。締約国の立場が一層明確

になったほか、ドーハで成果をあげられるようにする前に、「大量の (a large amount)」仕事が残っていると指摘された。

**閉会プレナリー：** AWG-KP 閉会プレナリーは、5月24日木曜日に開会した。議長の Diouf は、AWG-KP コンタクトグループでの議論により実質的な問題の理解が進んだと指摘した。また、同議長は、更なる審議が必要な問題を指摘し、この中には、QELROs の情報、AAUs の繰越、第二約束期間の長さなど京都議定書の改定案が含まれた。第二約束期間に関する法的・手続き的問題の非公式折衝で、同議長は、締約国の立場が一層明確になり、ドーハでの成果を推進するためのオプションも明確化したと強調し、「大量の (a large amount)」作業が残っていると指摘した。

議長の Diouf は、AWG-KP17 を中断し、次回会合で再開するよう提案し、これにより AWG-KP は現在の作業構成で速やかに作業を進めることが可能になると述べた。締約国は、この提案に同意した。議長の Diouf は、ドーハの前の追加会合に対する広範な支持を指摘し、これは資金状況によると説明した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、特に次の点に注目した：第二約束期間の法的な立場は交渉の対象とはならない；低い野心レベルでの固定を避けるには5年間という約束期間が必要である；全ての附属書 I 国が QELROs に関する適切なあるいは何らかの情報を提出したわけではない。同代表は、ユニット繰越に関するアフリカグループの提案に焦点を当て、この案は過剰達成の場合に「公平な報酬 (fair reward)」を与え、環境十全性を保持し、特別なニーズがある諸国にも適合できるだけの柔軟性があると述べた。また、同代表は、適応基金の資本化に向けた AAUs の貨幣価値化を指摘した。

韓国は EIG の立場で発言し、ドーハでは議定書の改定案の採択に尽力し、第二約束期間の運用開始を図ると強調した。また、同代表は、特に次の点を強調した：第二約束期間の長さは8年とすべきである；野心度引き上げのため IPCC の科学的な推奨事項に合わせて中期レビューを行う；繰り越し分の環境十全性のある扱い方について合意する必要がある。

ナウルは AOSIS の立場で発言し、余剰の京都ユニットについて議論する必要があると指摘し、この問題の進展を図る AOSIS その他の提案に焦点を当てた。同代表は、5年間の約束期間における明確で無条件、単一の数値の QELROs を求め、条約の下での新しい市場メカニズムでのユニットは、環境十全性の検証を受けた場合にのみ京都の算定枠組みの中で用いることができると明言した。また、同代表は、ドーハで採択される議定書改定案はその発効を待つ間、暫定的に適用することで、2013年1月1日以降締約国に対する法的拘束力をもつべきだと強調した。

EU は、規則、制度、メカニズムの移行と継続性が重要であると強調した。同代表は、第二約束期間の長さで合意がないことを嘆き、8年の期間への支持を繰り返した。また、同代表は、まだ QELROs の情報を提供していない他の附属書 B 国に対し、提供するよう促した。更に、同代表は、一つの世界的、包括的で法的拘束力のある合意に向けた道筋において、全ての交渉トラックを横断する進展の一環として、ドーハでの第二約束期間の最終決定に向け「ダーバンの建設的な精神」を持つよう呼びかけた。

ガンビアは LDCs の立場で発言し、QELROs を提出していない附属書 I 国に対し、提出するよう促した。また、同代表は次の項目を支持した：現在の低い野心度で8年間固定するのを避けるため、約束期間を5年とする；AAUs の繰越にキャップをかける；第二約束期間に関し議定書改定案を暫定適用する。更に同代表は次の項目を求めた：「船から逃げよう (jump ship)」とする締約国による「混乱 (distractions)」を避ける；付与された条件を排除する；継続に向け進む。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、2013年1月1日からの第二約束期間のスムーズな運用開始、さらには柔軟性メカニズムの2013年以降へのスムーズな移行を確保するよう求めた。また、同代表

は、2015年までに全ての締約国を対象とする新しい包括的な合意について交渉するとのダーバン会合での「ブレークスルー」を歓迎し、ダーバンの成果を確実にする京都議定書の役割を認識した。更に同代表は、第二約束期間だけでは、「危険な気候変動の回避を支援できない」とし、「これは大きな絵のごく一部に過ぎない」と強調した。

サウジアラビアはアラブグループの立場で発言し、重要問題、特に京都議定書第二約束期間の交渉がスローペースであるとして失望感を表明した。同代表は過去の責任を強調し、特に次のように述べた：排出削減は主に先進国の責任である；AWG-KPでの交渉は他の交渉と切り離すべきである；柔軟性メカニズムは第二約束期間の約束をする締約国のみを利するべきだ。

エクアドルはALBAの立場で発言し、野心的な排出削減達成という法的マנדートが満たされていないとして懸念を表明した。同代表は、先進国の野心度は不十分であると述べ、ドーハ・パッケージの中心となる要素は京都議定書での義務不順守の諸国に対する法的手続きとすべきだと主張した。また、同代表は、ADPがAWG-KPでの進展を妨げることがあってはならないと強調した。

シエラレオネは熱帯雨林諸国連合の多数の国の立場で発言し、新しい科学的な成果をよく検討できるよう約束期間は5年間を希望するとし、環境十全性確保のため明確な規則が必要だと強調した。また、同代表は、新しい市場メカニズムのユニットに関し、AWG-KPとAWG-LCAとのリンクを強調した。更に同代表は、新しい市場メカニズムでのREDD+の役割を強調し、官民の資本および野心的な附属書Iの約束に焦点を当てた。

ホンジュラスはSICAの立場で発言し、議定書第二約束期間に関係する遅れに深刻な懸念を表明し、速やかな進展が必要だと強調した。また、同代表は、5年の約束期間を支持すると表明した。

AWG-KP 議長の Diouf は参加者に感謝し、午後 5 時 58 分、AWG-KP17 を中断した。

### **条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会**

AWG-LCA 議長の Aysar Tayeb (サウジアラビア) は、5月15日火曜日、会合を開会し、COP 18でAWG-LCAの作業を終了するとマンドートを想起した。議題書および作業構成書(FCCC/AWGLCA/2012/1)に関し、同議長は一つのコンタクトグループを設置するつもりだと述べた。また、同議長は、決定書2/CP.17(AWG-LCAの作業成果)で義務付けられたとおり、5つの会合期間中ワークショップが開催されると指摘した。

提案されているAWG-LCAの議題書および作業構成書に関する議論が続けられた。中国、ボリビア、ベネズエラ、ニカラグアは、提案通りの議題書採択を支持すると表明した。EUは、提案されている議題書では、2012年に進展を図るべきとしてCOP17がAWG-LCAの課題とした特定の問題を認識していないことを嘆いた。また、同代表は、議題書にバリ行動計画の要素がリストアップされていることは、COP 13以降何の進展もなかったことを意味すると強調した。更に同代表は、議題書では新しく創設された多様な制度を考慮に入れておらず、一部の問題はAWG-LCAからSBIおよびSBSTAに移されていると指摘した。スイスはEIGの立場で発言し、作業構成の明確化を求め、提案されている議題書の項目の多くがすでに議論されている項目であると指摘した。米国は、カナダ、その他の支持を受けて、問題の審議再開に懸念を表明し、COP 17から特に委任された項目を審議するスピンオフグループの設置を提案した。議長のTayebは、提案された議題書の項目はそれぞれ異なる進捗レベルであり、議題書への記載は、再審議を意味するものではないと指摘した。

議題書に関する非公式折衝が続けられた。5月17日木曜日、議長のTayebは、議題書の各項目はCOP 16およびCOP 17で採択された決定により、それぞれ異なる進捗レベルであり、一部の項目はこれまでの進捗状況



を考慮すると、AWG-LCA で更なる審議を行う必要がない可能性があるとする脚注を付けた上で、議題書での合意が得られたとプレナリーに報告した。また同議長は、単一のコンタクトグループでの進展を図り、ダーバン会合で委任された課題を検討するスピノフグループを速やかに立ち上げ、追加のスピノフグループが必要かどうかを決定するため、単一のコンタクトグループにおいてそれぞれの進捗状況を評価することで合意したと指摘した。議長の Tayeb は、COP が特殊事情を認めた附属書 I 国に関し、非公式協議を行うと述べた。

その後、締約国は改定された議題書 (FCCC/AWG/LCA/2012/L.1) を採択し、Tayeb 議長が議長を務める単一の AWG-LCA コンタクトグループの設置で合意した。

**議題項目 3、4、5：** AWG-LCA コンタクトグループにおける議論は、議題項目 3 (COP 18 に向けた合意され包括的なバランスのとれた成果の準備)、議題項目 4 (レビュー)、議題項目 5 (その他の問題) に焦点が当てられた。

5月18日金曜日の第1回コンタクトグループ会合で、締約国は、スピノフグループにおいて COP 17 が委任した課題の実施のみに焦点を当てるかどうか議論し、COP 17 から委任された課題に関するスピノフグループの立ち上げで合意した。この課題には次のものが含まれる：共有ビジョン；先進国の緩和；途上国の緩和；REDD+；セクター別アプローチ；市場を含む様々なアプローチ；レビュー。

その後のコンタクトグループ会合では、バリ行動計画の採択以降、AWG-LCA で行われた進捗状況およびスピノフグループ追加の必要性が議論された。多数の途上国が、適応、資金、技術、対応措置に関するスピノフグループの設置を求め、保留項目に焦点を当てた。先進国はこれに反対し、AWG-LCA での進捗および多様な新しい制度やプロセスの設置に注目した。ベラルーシは、カザフスタン、ウクライナ、ロシアに代わり発言し、その他の問題および EITs に関するスピノフグループの設置を支持した。

5月24日木曜日の AWG-LCA 閉会プレナリーで、議長の Tayeb は、AWG-LCA コンタクトグループでの議論は各締約国の見解に関する相互理解を進める上で有用だったと述べた。締約国は、コンタクトグループで議論された問題に関する口頭報告およびサマリーをオンラインに掲載し、今後の議論に利用できるようにすることで合意したが、これが正式なものではないことでも合意した。この報告書は次の URL で閲覧可能：  
[http://unfccc.int/meetings/bonn\\_may\\_2012/session/6646.php](http://unfccc.int/meetings/bonn_may_2012/session/6646.php)

以下に、AWG-LCA コンタクトグループでの各項目の議論をそれぞれの議題項目および小項目ごとにまとめた。

**COP18 に向けた合意され包括的でバランスのとれた成果の作成準備：共有ビジョン：** 共有ビジョンに関する非公式グループでは、Zou Ji (中国) が進行役を務め、意見集約が可能な分野の特定に焦点を当てて議論した。

ボツワナはアフリカグループの立場で、また、ウガンダは LDCs の立場で、中国、ブラジル、その他とともに、実施方法の重要性を強調した。一部の途上国は、コンテキストに関する議論を求めたが、先進国数か国は、世界の排出削減目標とピークに達する時間枠に焦点を当てるべきだと述べた。中国はブラジルの支持を受け、コンテキストの重要性を進行役の報告書に記載するよう要請した。メキシコ、フィリピン、その他は、関連するコンテキストの要素を定義する必要があると述べた。トリニダード・トバゴは AOSIS の立場で発言し、まず負担が何であるかを特定せずに負担共有を議論することはできないと述べた。多数の締約国が目標特定に関するコンテキストの議論を支持したが、そのコンテキストが何であるかについては意見が異なった。一部の締約国は、特に貢献、能力、状況を検討する上では平衡性の原則がカギになると指摘した。また、一部の途上国は、コンテキストの要素となる可能性があるものとして、貿易、対応措置、知的財産権 (IPRs) に注目した。



AWG-LCA コンタクトグループの最終会合では次の3つのオプションが審議の対象とされた：コンテキストでの特定の数値目標；数値目標の範囲；特定の数値目標または数値目標範囲に関し作業するプロセスまたはメカニズム。進行役の Ji は、持続可能な開発への衡平なアクセスに関する AWG-LCA ワークショップは意見交換をする良い機会であると強調した。また、同進行役は、重要問題の中でも次の項目に関する議論に焦点を当てた：衡平性の状況および持続可能な開発への衡平なアクセスに関する議論；衡平性の定義；衡平性原則の適用。ワークショップの詳細に関しては次を参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12538e.html>

**緩和：先進国の緩和：**先進国の緩和は、スピンオフグループおよび会合期間中ワークショップで議論された。

先進国の経済全体における排出削減数量目標および関連の想定および条件の明確化に関するワークショップが、5月17日木曜日に開催された。このワークショップの詳細については次を参照：  
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12539e.html>

5月22日火曜日、先進締約国の緩和に関するスピンオフグループは第1回の会合を開催し、Andrej Kranjc（スロベニア）が進行役を務めた。

EU、ノルウェー、米国、日本、その他の先進国は、ADPは緩和野心を議論する適切な場であると指摘した。インドは、先進国間での比較可能な努力を義務付けたバリ行動計画に基づき議論すべきだと強調した。エクアドルは、先進国の緩和に関するバリ行動計画のマンデートが達成される前に、AWG-LCAの作業を終了させるべきでないと強調した。

多数の先進国が、ドーハで AWG-LCA の作業を終了すると合意を強調した。多数の途上国は、共通の算定規則に関する更なる審議を支持し、南アフリカは、比較可能性および遵守の検討を求めた。また締約国は、このグループでは先進国のプレッジの基礎をなす想定条件の更なる明確化に焦点を当てるよう提案した。中国は、先進国の緩和と努力の比較可能性に関し進捗が必要だと指摘し、進捗がなければバリ行動計画のマンデートは達成されず、AWG-LCA はドーハで作業を終了できないと指摘した。インドは、同グループにおいて緩和と野心の引き上げと責任義務に関する確固とした一連の規則を入念に検討するよう提案した。また、多数の先進国が、基礎となる想定条件を理解するため、最新のテクニカルペーパーおよびワークショップの追加開催を支持した。

5月24日、AWG-LCA コンタクトグループの最終会合で、進行役の Kranjc は、実質的な問題および今後の進め方に関する提案について報告した。実質的な問題に関し、同進行役は特に次の点を指摘した：先進締約国の経済全体での排出削減数量目標明確化プロセスは、目標の想定条件および関連条件など多様な問題を理解できるようにするには不可欠なプロセスであるという点で、全ての締約国が合意している。また、同進行役は、特に次の問題に関し、多様な意見が多数述べられたと指摘した：バリ行動計画に記載された全ての先進締約国による努力の比較可能性および野心のギャップに関する議論が AWG-LCA、ADP、または条約の他の組織で議論すべきかどうか。

今後の進め方に関し、同グループは特に次の点で合意した：ワークショップにおける目標明確化の作業継続、ただしさらに厳格な形で行うこと；締約国が提供する追加情報を組み入れたテクニカルペーパー (FCCC/TP/2012/2) 更新の有用性。また、次の点に関し異なる意見が報告された：テクニカルペーパー更新の前に、先進締約国から合意された最新の共通テンプレートを使った様式での追加提出文書を求めるべきかどうか；ドーハ会合中および会合後の次のステップ、これには目標明確化プロセスを継続すべきかどうか、特定の作業を補助機関 (SBs) で行うべきかどうかを含む。

**途上国の緩和：**途上国の緩和は、スピンオフグループおよび会合期間中ワークショップで議論された。

途上国締約国による NAMAs の多様性、その基となる想定条件、これらの行動実施に必要な支援に関する理解を深めるためのワークショップが5月18日金曜日に開催された。このワークショップの詳細については次を参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12540e.html>

このスピンオフグループでは Gary Theseira (マレーシア) が進行役を務めた。グループでは決定書 2/CP.17 で委任された課題について議論した。今後の進め方および次の3つのオプションの議論について多様な意見が披露された：

- ・ NAMAs の多様性に関する理解を深めるためのワークショップ開催計画。このワークショップは、想定条件や方法論、セクターと温室効果ガス、支援の必要性など、決定書 2/CP.17、パラグラフ 34 に規定する要素を中心に構成される。
- ・ 途上国締約国がそれぞれの NAMAs に関し提出文書またはワークショップで示した情報をとりまとめる統合報告書または取りまとめ文書を事務局が作成。
- ・ 他の追加ワークショップでは、NAMAs の多様性や決定書 2/CP.17 パラグラフ 34 の要素に関する理解に焦点を当てるのではなく、その他の問題に焦点を当てるべき。

締約国は、特定の NAMAs に焦点を当て、決定書 2/CP.17 に則り構成され、支援ニーズに特に注目するがそれに限定されないワークショップを開催することで合意した。

議論されたその他の問題には次のものが含まれる：AWG-LCA が作業を終了した後は、補助機関で NAMAs の多様性を検討する；支援に関する MRV の指針を作成する；実施方法への理解について作業する；FCCC/AWG/LCA/2011/INF.1 に記載する非附属書 I 国のブレッジについて共通のテンプレートを作成する。

**REDD+**： REDD+ は、Yaw Osafo (ガーナ) が進行役を務めるスピンオフグループで審議された。ここでは下記の問題などが議論された：REDD+への資金供与関連問題に関する締約国提出文書；締約国はドーハで何を達成したいと希望するか；今後の進め方。

REDD+の資金に関する締約国提出文書に関し、ガイアナは、REDD+を解決策の一環として初めて2°C目標が達成可能になると強調し、フィリピンもこれを支持した。同代表は、他の多数の国と共に、必要な資金規模は多様な資金源を得て初めて提供可能となると強調した。また多数の締約国が、緑の気候基金での REDD+窓口設置を支持した。更に中国、その他は、公共部門の資金源を希望すると表明し、中国はその他の資金源を探求するのめやぶさかではないと述べた。

メキシコは、REDD+に参加する締約国が、検証された排出削減量および炭素貯留量を記録する国家登録簿を設置し、二重計算を避けるため、UNFCCC の REDD+レジストリに情報を伝えるという提案について説明した。

ブラジルは、オフセットを発生させない適切な市場ベースメカニズムに関する新しいアイデアについて、更なる審議を支持した。ボリビアは、非市場手法に関する更なる審議を提案した。

EU は、REDD+の排出削減結果は第三者によるレビューで評価されるべきだと述べた。また同代表は、スイス、インドとともに、定義づけに関する更なる審議を提案した。一部の締約国は、「結果ベースの実績 (results based performance)」に関する理解を深めることとの関連性を強調した。

ドーハ会合で何を達成したいか、特に REDD+の結果ベース行動への資金供与に必要な条件について、何を達成したいかに関し、一部の諸国は広範な議論を希望し、一部のものは「条件 (conditions)」という用語の使用に警告した。ここで議論された重要問題には特に次のものが含まれる：2013年以降の期間における資金面の全体像が各国による REDD+実施をいかに可能にするか；REDD+フェーズ3での新しい市場メカニズム；REDD+準備段階の支援に関する「ギャップを解決する」；資金に関する作業を SBI に送るかどうか、この作業

の範囲は；支援のMRV；適応など炭素の隔離を実現するわけではない関連活動への支援；資金や様々なアプローチに関する議論など他のグループでの議論との相互リンク。

今後の進め方に関し、議長のTayebは、事務局がテクニカルペーパーを作成するほか、資金面での困難に関わらず、ドーハ会合の前にREDD+ワークショップを開催すべく努力すると強調した。多数の締約国がワークショップ開催への支持を表明し、一部のものは焦点となる可能性がある分野を提案した。

**セクター別アプローチ：**セクター別アプローチおよびセクター別行動に関するAWG-LCA スピンオフグループは2回会合し、George Wamukaya（ケニア）が進行役を務めた。

締約国は、大枠に向けての作業継続（パラグラフ 74）および国際航空輸送および海上輸送からの排出量への対処に関する問題（パラグラフ 78）で合意している決定書 2/CP.17 を考慮し、今後の進め方について検討した。

スピンオフグループにおいて、締約国は、この項目を多国間の交渉設定の中で進める意思があることを表明したほか、セクター別アプローチおよびセクター別行動の重要性を繰り返した。また、ドーハ会合で作業を終了するというAWG-LCAのマンデートに鑑み、作業を終了または移行する方法について検討した。

条約 4.1(c) 条（関連部門の排出量削減）に規定するとおり、全ての部門に適用される大枠の枠組づくりについて、各国の意見は異なった。締約国は、そのような枠組がこれらの部門での投資や成長を抑制するものであってはならないと強調した。

国際的な輸送からの排出量に関し、締約国は、国際民間航空機関（ICAO）および国際海事機関（IMO）の役割を認識し、UNFCCC がこれらの組織に対し、排出量削減の「シグナル」を送ることの重要性を強調した。しかし、これらの組織に「シグナル」を送るパッケージについて、各締約国の意見は分かれた。

今後の進め方に関し、多数の締約国が、今後の会合での交渉の基礎となる文章について、提案を提出するには時間が必要だと表明した。また締約国は、パラグラフ 74 および 78 に関する文書提出の機会を歓迎した。これらの文書はUNFCCCのウェブサイトに掲載され、次回会合では今後の作業の基礎となる。

**様々なアプローチ：**市場アプローチを含めた様々なアプローチは、Alexa Kleysteuber（チリ）が進行役を務めるスピンオフグループ、および2回の会合期間中ワークショップで議論された。5月19日土曜日開催のワークショップの詳細は下記参照：<http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12541e.pdf>

スピンオフグループで、締約国は、先進国および途上国での異なる状況を念頭に置き、市場を利用する機会も含め、緩和行動の費用効果を高め、行動を推進する様々なアプローチを検討するよう求められた。

様々なアプローチの枠組に関し、締約国は、現実的、永続的、追加的で検証される緩和成果をあげ、二重計上を回避し、温室効果ガス排出量の正味の減少と

回避の両方あるいはいずれかを実現できる確固とした基準の必要性に関し、決定書 2/CP.17 パラグラフ 79 に焦点を当てて議論した。

新しい市場ベースメカニズムに関し、締約国は、そのようなメカニズムの形式、手順、ならびにその特定の要素の詳細を決める必要性について議論した。

締約国は、事務局に対しテクニカルペーパーの作成を要請し、ワークショップでの更なる議論に焦点を当てることで合意した。

**対応措置：** 対応措置は、AWG-LCA コンタクトグループで議論された。インドは、対応措置に関する未解決の問題について、明確な期限を持って議論するスピノフグループの設置を提案した。また、同代表は、AWG-LCA において議論する必要がある問題を説明し、このステートメントを AWG-LCA 議長に提出すると指摘し、途上国数か国もこれを支持した。オーストラリアは、スピノフグループの設置に反対し、決定書 2/CP. 17 は、「条約の下での対応措置に関する全ての前向きな議論をまとめている」と指摘した。サウジアラビアは、締約国は作業を終了させるために努力しているのであり、作業をまとめるためではないと強調し、取りまとめのマンデートがあるとは思えないと強調した。米国は、ダーバン会合では「苦労して交渉した (painstakingly negotiated) 」のだと説明した。

サウジアラビア、中国、クウェート、ベネズエラ、アルゼンチン、インド、その他は、貿易措置を議論するよう提案し、EU、シンガポール、メキシコ、オーストラリア、米国はこれに反対した。一部の締約国は、貿易措置を検討する適切な場は世界貿易機関であると強調した。

議長の Tayeb は最終の AWG-LCA コンタクトグループ会合での議論を取りまとめ、多数の締約国が AWG-LCA では対応措置を十分議論していないとの意見を表明したが、その他のものはこの問題の審議は終了したと主張していると説明した。

**適応：** 適応は AWG-LCA コンタクトグループで議論された。アルジェリアはアフリカグループの立場で発言し、フィリピン、アルゼンチン、ニカラグア、その他の途上国とともに、適応に関するスピノフグループの設置を求め、LDCs 以外の途上国の NAPs についてさらに審議する必要があると指摘した。バングラデシュは LDCs の立場で発言し、支援の規模拡大、透明性、算定、リスク管理、リスク軽減戦略におけるギャップに注意するよう促した。

サウジアラビアは、耐性を築く経済の多角化について議論するよう求め、エジプトは、脆弱性の評価および途上国の緊急のニーズに焦点を当てた。フィリピンは G-77/中国の立場で発言し、バリ行動計画の一部の分野については十分に議論されていないとし、適応およびその他の問題に関し設置されたメカニズムの運用が開始されていないと強調した。スイス、ノルウェー、EU、その他の先進国は、適応に関するスピノフグループの設置に反対し、特に適応委員会および損失・損害に関し、他の組織で現在行われている作業とその進捗状況を指摘した。

議長の Tayeb は、コンタクトグループの最終会合において、適応の議論に関し多数の問題が指摘されたが、提起された問題およびその審議方法についての意見は分かれたと指摘した。

**資金：** 資金関連の問題は AWG-LCA コンタクトグループ会合で議論された。フィリピンは G-77/中国の立場で発言、アルジェリアはアフリカグループの立場で発言、キューバ、エジプト、インドネシア、ベネズエラ、サウジアラビア、インド、その他とともに資金に関するスピノフグループ設置を求めたが、米国と EU はこれに反対した。

G-77/中国は、資金はバリ行動計画で最も重要な柱の一つであると強調した。また、同代表は他の多くのものと共に、早期開始資金の透明性を検討する必要があると強調し、長期資金に関する合意の無さも強調した。更に同代表は、次の項目に関する資金援助について議論する必要があると強調した：LDCs 以外の途上国の NAPs; 隔年更新報告書；報告および検証。G-77/中国は、「現在ある」資金制度は「空の殻 (empty shells) 」だと強調し、アフリカグループおよび多数の途上国とともに、2012 年から 2020 年間の資金ギャップに関する懸念を表明した。



エジプト、パキスタン、その他は、緑の気候基金(GCF)と COP との制度アレンジの結論を出す方法について検討するよう求めた。EU は、AWG-LCA は COP と GCF のアレンジを議論する場としてふさわしくないと指摘した。中国は、GCF の資本化および可能な限り早期の常任委員会の作業開始を求めた。サウジアラビアは、官民の資金源に特に注意する必要があると述べた。パキスタンは、資金のギャップを解消することは緩和のギャップ解消と同等の重要性を持つと強調した。

多数の途上国が、2013 年から 2020 年での資金のギャップに注目し、資金の規模を拡大し、新たな追加的で予測可能な資金供与を確保する必要があると強調した。バングラデシュは、2013 年から 2020 年にかけて右肩上がりの増額を提案した。また、同代表は、緩和と適応の間で割り当てのバランスをとるよう求めた。コロンビアは、中期での中間資金供与目標を検討するよう提案した。バルバドスは、早期開始資金などでの中期的な約束を追加するよう提案した。また、同代表は、長期資金に対し年間 1 千億ドルというのは各国への適応支援として「極めて不適切である (grossly inadequate)」と指摘した。米国は、2020 年の資金目標は 2020 年での意味のある緩和行動ということで設定されたものであると指摘し、中期の資金約束を求める締約国が中期の緩和約束をする用意があるのかどうか、疑問視した。

米国と EU は次の点を強調した：先進国は、2012 年から 2020 年での資金ギャップがないことを保証している；長期資金に関する作業計画が設定された；先進国は、早期開始資金への資金拠出を全面的に約束している。EU は、資金供与の決定がダーバンとカンクンでなされていることも指摘した。

議長の手ヤベは、AWG-LCA コンタクトグループの最終会合において、資金に関する議論では多数の問題が提起されたとし、提起された問題に関する意見は分かれており、議論する方法でも意見が分かれていると報告した。

**技術：** 技術に関し、多数の途上国がスピノフグループ設置を支持した。日本、EU、その他の先進国は技術に関するスピノフグループ設置に反対した。

G-77/中国は、この問題はバリ行動計画の 4 本柱の一つであると強調し、特に IPRs に関し更なる議論を行うよう求めた。アルジェリアはアフリカグループの立場で発言し、2021 年以降の体制に関して ADP で議論されるべき問題と AWG-LCA で完了すべき問題とを明確に区別するよう求めた。

多数の先進国が、技術に関する進展に注目し、他の UNFCCC 組織でも議論されていると指摘した。米国、シンガポールは、IPRs を議論する場は他にもあると指摘した。ボリビアは、特に技術開発および技術移転の障壁となっているもの、さらには公のドメインにある IPRs に関するさらなる議論を提案した。

途上国は、今後審議される問題をリストアップした。この中には次のものが含まれる：IPRs；技術と資金メカニズムとのリンク；技術の環境面評価を技術執行委員会 (TEC) の機能として追加する可能性；TEC と気候技術センター・ネットワーク (CTCN) との関係。

AWG-LCA コンタクトグループの最終会合で、議長の手ヤベは、Kunihiko Shimada (日本) のアシストを受けて報告し、締約国は IPRs 関連問題、技術メカニズムと資金メカニズムのリンク、TEC と CTCN の追加機能に関し、集中審議を行う機会があったと述べた。報告書はこれらの問題に関する締約国の多様な意見も反映している。

**キャパシティ・ビルディング：** キャパシティ・ビルディングに関し、中国は G-77/中国の立場で発言し、特に次の問題に関する追加審議を支持した：制度、資金メカニズム、モニタリング、実績ツール。フィリピンは、実施方法に焦点を当てた。米国、EU、他の先進国は、キャパシティ・ビルディングに関し詳細な議論をするダーバンフォーラムが最近設置されたことに注目し、スピノフグループ設置に反対した。



AWG-LCA コンタクトグループの最終会合において、議長の Tayeb は、キャパシティ・ビルディングに関するダーバンフォーラムの第 1 回会合で豊富な情報が提出されたことを確認する一方、一部の締約国がこれでキャパシティ・ビルディングの実現のための効果ある評価が可能になるわけではなく、キャパシティ・ビルディングをモニタリングし、評価する実績指標の特定も、まだ AWG-LCA で議論する必要があるとの見解を表明したと指摘した。さらに同議長は、締約国がこれまでに提起した実質的な問題を議論するダーバンフォーラムの設置がダーバンで合意されたことから、AWG-LCA でキャパシティ・ビルディングを再度審議する必要はないとの意見を他の締約国が表明したことを指摘した。

**レビュー：** レビューに関するスピノフグループは 2 回会合し、Gertraud Wollansky (オーストリア) が進行役を務めた。締約国は、決定書 1/CP.16 および 2/CP.17 に規定するこのグループのマンデートに焦点を当てる情報ペーパーについて議論した。議論された主要問題は、レビューの範囲および専門家によるインプットの考察であった。

範囲に関し、ボツワナはアフリカグループの立場で発言し、中国とブラジルの支持を受け、ダーバンの決定がレビューの範囲や方法を規定しているとし、レビューの範囲には気温目標だけでなく、途上国の実施方法の適切性も含まれると指摘した。トリニダード・トバゴは AOSIS の立場で発言し、シンガポール、EU、その他とともに、レビューの速やかな開始を求め、カンクンでの合意内容の中で範囲に焦点を当てる必要があると強調した。

サウジアラビア、中国、フィリピン、アフリカグループは、締約国はレビューの範囲に関する作業を継続し、さらなる定義づけを議論すると規定する決定書 2/CP.17 に注目した。AOSIS、その他は、レビュー範囲拡大に価値があるかどうか、疑問視した。

専門家によるインプットの考察に関し、日本は、オープンエンドな専門家会合方式を提案し、IPCC の作業と重複させないよう求めた。トリニダード・トバゴは AOSIS の立場で発言し、専門家グループ設置への支持を繰り返し、そのような組織は指導的な役割を果たせると強調したが、ボツワナはアフリカグループの立場で発言し、中国、ブラジル、フィリピンとともに、これに反対した。さらに同代表は、SBs にレビュー補助の役割を課しても、専門家組織設置に予断を与えるわけではないと指摘した。ノルウェーは、専門家組織はレビュープロセスを支援するほか、これに刺激を与えるものにすべきだと述べた。カナダは、米国、オーストラリアの支持を受け、レビューの全面的な審議を可能にする SBSTA/SBI 合同コンタクトグループの設置を提案した。

進行役の Wollansky は最終の AWG-LCA での進展を報告し、今年の作業はレビューの範囲の定義および専門家によるインプットの考察に関し更なる議論をすることであるというのが、締約国間の全般的な理解であると述べた。同進行役は、審議に関する次の 2 つのオプションに焦点を当てた：レビューの範囲を限定する；もしくはレビューを延長する。さらに同進行役は、範囲はインプットで定義されることから、範囲に関し議論する必要はないとの意見もあると指摘した。そして同進行役は、締約国は専門家によるインプットの考察を議論し、次のものなど多様なオプションについても検討したと指摘した：SBs に加えてレビューを指導する新しい組織設立；SB 合同のコンタクトグループの利用、これはそのようなグループであれば、締約国のものであり追加コストがかからないため。また同進行役は、次のものなど専門家の考察に関わる一般的なガイダンスを指摘した：SBs 会合と並行しての会議開催；オープンエンドな会合の提案；作業の重複の回避。さらに同進行役は 2014 年の会合期間外活動から開始することが求められる可能性があるとして指摘した。

**その他の問題：経済移行国および COP の認める特殊事情を抱える国：** 議長の Tayeb は、関連の締約国と二国間協議を開催した。また COP の認める特殊事情のため、資金、キャパシティ・ビルディング、技術の支援の恩恵を求める附属書 I 国であるトルコとも協議した。EITs のグループは、ドーハで検討されるべき決定書草案の文章を提示した。

**閉会プレナリー：** AWG-LCA 閉会プレナリーは、5月24日木曜日の深夜に開催された。締約国は、AWG-LCA が次回会合で作業を再開できるようにこの会合を中断することで合意した。

アルジェリアは G-77/中国の立場で発言し、ドーハでの AWG-LCA の成果はバリ行動計画およびカンクンおよびダーバンでの決定に沿ったものである必要があると強調した。同代表は、特に適応、技術に関する更なる進捗を求め、また AWG-LCA がそのマンドートを全うできるようにバンコクでの追加交渉会合での進展も求めた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、2007年以降、AWG-LCA のマンドート達成のための努力、および全ての締約国、適応枠組、GCF に対する透明性要求の確立など、締約国間の信頼関係構築を行ってきた努力を強調した。また、同代表は、AWG-LCA は選択された活動を COP 17 までに終了する義務があったとし、ドーハ後は常設 SBs において技術的な考察を必要とする問題の審議を行うよう提案した。

EU は、ボンでの課題はダーバンで義務付けられた問題の進展を図ることだと強調し、十分な進展の無かったことを嘆いた。同代表は、バリ行動計画の一部の項目はこれ以上審議する必要がないかもしれないと指摘し、かといってこれらの項目の重要性が低いと暗示しているわけではないと述べた。また、同代表は、問題の再審議を行おうとする動きに懸念を表明し、このようなことは AWG-LCA を成功裏に終了させるという目標の達成を危うくさせる可能性があるとして述べた。更に同代表は、AWG-LCA から ADP への「自動的な」議題の移動に警告し、ダーバンおよびカンクンでの決定を考慮に入れたより効果的な方式での作業を支持した。

スイスは EIG の立場で発言し、AWG-LCA はカンクンおよびダーバンでの決定を受け、バリ行動計画のマンドート達成が近いと強調した。同代表は、ドーハでの AWG-LCA の結論を成功させるよう求め、特定の課題については SBs および関連組織に送るよう提案した。また、同代表は、ドーハではプレッジの明確化や NAMAs の多様性の理解、レビュー、REDD+ などダーバンパッケージに関し議論すべきだと指摘した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、AWG-LCA に対し、適応、資金、対応措置、技術移転、共有ビジョンに関する全面審議を促した。適応に関し、同代表は、資金援助や技術支援の規模を拡大する必要があるとし、LDCs および脆弱な途上国の NAPs を含める必要があると強調した。

ナウルは AOSIS の立場で発言し、バンコクでの共通の算定規則に関するワークショップ開催を提案し、これは全面的な交渉会合で議論されるべきだと指摘した。また、同代表は、途上国の NAMAs の多様性に関するワークショップ開催も提案し、AWG-LCA は 2013 年以降の資金供与に関する議論を開始する必要があると強調した。

ガンビアは LDCs の立場で発言し、途上国のニーズに基づいた資金規模に関するスピノフグループの設置を求めた。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、AWG-LCA が明確な合意に達することができるよう、ドーハの前に交渉会合を追加する必要があると指摘し、特定の結果を出すことが求められると強調した。また、同代表は、途上国での気候変動の脅威に関するワークショップ開催を提案した。

キューバは ALBA の立場で発言し、AWG-LCA の作業を適切な形で終了させるよう促し、バリ・ロードマップへの支持を強調した。

シエラレオネは熱帯雨林諸国連合メンバー数か国の立場で発言し、ドーハまでに実施可能な REDD+メカニズムが必要であると強調し、GCF での専門窓口など REDD+での資金供与に関する議論を求めた。

タジキスタンは内陸山岳部途上国の立場で発言し、長期資金の重要性、全ての途上国に対する支援提供の重要性を強調し、排他的な表現は同グループには受け入れられないと述べた。

フィリピンは途上国 36 か国を代表して発言し、共通するが差異ある責任および衡平性など、条約の原則を強調した。また、同代表は、AWG-LCA の下での未解決の問題に焦点を当て、バリ行動計画のマンダートの全要素での合意成果が得られない中で、ドーハで AWG-LCA の結論を出すような合意は時期尚早であると警告した。

AWG-LCA は会合報告書(FCCC/AWGLCA/2012/L.2)を採択した。議長の手元は、COP 18においてどのような合意成果を得られるか考え始める必要があると強調した。同議長は、午後 11 時 59 分、AWG-LCA 15 の中断を宣言した。

### 科学上及び技術上の助言に関する補助機関

SBSTA 36 は 5 月 14 日月曜日に開会し、Richard Muyungi (タンザニア)が議長を務めた。締約国は、多少の改定を加えた議題書および作業構成書(FCCC/SBSTA/2012/1)を採択した。SBSTA プレナリーは 5 月 25 日金曜日、結論書を採択した。

**影響、適応、脆弱性に関するナイロビ作業計画(NWP)：** SBSTA 開会プレナリーで、SBSTA 議長の手元は、NWP での進捗状況に関し報告した。(FCCC/SBSTA/2012/INF.1) EU は、前回の報告以後の顕著な進展を歓迎した。SBSTA 議長は関心のある締約国と協議し SBSTA 結論書を作成した。

**SBSTA 結論書：** 結論書(FCCC/SBSTA/2012/L.4)において、SBSTA は、NWP 実施に関する進捗状況報告を歓迎し、アウトリーチのさらなる強化に向けた事務局の努力に留意する。SBSTA は、締約国および関連組織に対し、今後の作業分野に関するそれぞれの意見を 2012 年 9 月 17 日までに提出するよう求める。

**REDD+の方法論ガイダンス：** この問題は 5 月 17 日木曜日の SBSTA プレナリーで最初に議論された。その後、Peter Graham (カナダ)と Victoria Tauli-Corpuz (フィリピン)が共同議長を務めるコンタクトグループ会合および非公式折衝でも議論された。議論された主要問題には次のものが含まれる：MRV、森林モニタリングシステム、森林減少および森林劣化の推進要素。

**国家森林モニタリングシステム**に関し、締約国は、このシステムの可能な特徴に関して長時間議論し、多数のものが段階的に構築されるべきと述べた。活動では最新の IPCC ガイダンスを考慮に入れる「ことにすべき (shall)」か、それとも「べき (should)」かについて、締約国の意見は分かれた。締約国は、確固とした国家森林モニタリングシステムについて議論し、一部のものは完全なデータおよび情報を提供すべきと強調し、提供された情報は実施した活動の結果に関する技術分析を可能にするものでなければならないと強調した。

**収集すべき情報のタイプ**に関し、ボリビアは、非市場アプローチおよび森林や適応の多様な機能に関する情報を検討すべきだと強調した。一部の締約国は、どのような情報を監視するかについては、REDD+を実施する各国が選択すべきだと強調した。また、多数の途上国が、キャパシティを向上し、適切な支援および資金を提供する必要があると強調した。更に一部の先進国は、モニタリングシステムにおいては社会的および環境上のセーフガードへの配慮をする必要があるとし、確固とした情報の必要性を強調した。

**MRV**に関し、締約国は、NAMAs の MRV と REDD+の MRV との相互リンクの可能性を議論し、多数の途上国がシナジーを探す必要があると強調した。一部のものは、必要な情報のタイプと質のバランスをとる必要がある一方、簡素化を確保し、途上国の過剰負担を回避すべきだと強調した。また、多数の途上国が、MRV への支援の必要性に言及するよう提案し、多数の締約国が、既存の国別モニタリングシステムの上にシステムを構築すべきだと強調した。また、多数のものが、AWG-LCA における REDD+資金供与の議論など、他のグループでの議論とのリンクを強調した。一部のものは、技術や情報へのアクセスは先進国が推進すべきだと強調したが、他のものは、南-南の協力も役割があると強調した。さらに一部の締約国は、国別報告書および隔年更新報告書にも情報を記載するよう提案した。

**情報システム**に関し、ある締約国は、LULUCF での経験および学習に基づく、参照レベルの技術評価を提案した。また、一つの締約国は、最初の報告書提出で得られた学習事項を検討する必要があると強調し、ノルウェーは、MRV に対する「段階的アプローチ」を提案した。

**森林減少および森林劣化の推進要素**に関し、締約国は、最初の意見交換を行った。一部のものは、推進要素は各国により異なるとし、国レベルで対応すべきだと強調した。また、一部の締約国は、文書草案の中で国際的な推進要素を論じるよう提案したが、ブラジルとアルゼンチンは反対した。締約国は、SBSTA 結論書の中に推進要素の議論を記載しなかったが、これは一部の締約国が初回の議論を記載するのは時期尚早だと指摘したためである。

**SBSTA 結論書**： 結論書 (FCCC/SBSTA/2012/L.9/Rev.1) において、SBSTA は、締約国の提出文書、特に森林減少および森林劣化の推進要素、ならびに確固とした透明性のある国家森林モニタリングシステムに関する文書に留意した。SBSTA は次の点で合意する：

- 決定書草案の要素を記載する附属書に基づき、MRV に関する作業を継続し；SBSTA 37 においてこの作業を終了させ；決定書草案の提案を作成し、COP 18 の審議にかける；
- SBSTA 37 において、決定書 1/CP.16、パラグラフ 72 および付録 II に記載する問題、特に森林減少および森林劣化の推進要素への対応方法に関し、途上国の国レベルでの社会的、経済的側面の検討も含め、作業を継続する；
- 決定書 1/CP.16、付録 I に記載する全てのセーフガードへの対応方法、尊重方法に関する情報サマリー提出のタイミングと頻度、および SBSTA 37 でのさらなるガイダンスの必要性に関し、引き続き審議し、SBSTA 39 での審議完了を目指す；
- 提案されている森林参照排出レベルと森林参照レベルの技術評価の両方あるいはいずれか片方に関する作業を SBSTA 37 から開始し、この問題に関する決定書草案など、進捗状況を COP 18 および 19 に報告する。

SBSTA は下記を認識する：

- AWG-LCA の作業成果によっては、方法論ガイダンスに関し、更なる審議が必要となる可能性がある；
- 決定書 1/CP.16、パラグラフ 70 に記載する活動の実施を目指す締約国は、関連する国の適応面のニーズを検討することができる；
- 決定書草案の要素に関する附属書には、次の 2 つの副題の下、括弧書きの文章が含まれる：国家森林モニタリングシステムの特長および MRV の特長。

**技術移転および TEC 報告書**： 技術に関する議論および結論は、SBI に関する 35 頁に概要を示す。

**研究と組織的観測**： この問題 (FCCC/SBSTA/2012/MISC.2 and Add.1-2, FCCC/SBSTA/2012/MISCs.3-4) は、5 月 14 日の SBSTA プレナリーで初めて議論された。

世界気象機関は、気候サービスのための世界的枠組みに関する実施計画および統治構造案について報告した。全球気候観測システムは、衛星観測による補足の要素について説明した。IPCC は、気候変動の影響、適応、



脆弱性、緩和の研究のための新世代社会経済シナリオの枠組に関するペーパーの項目に焦点を当てた。5月19日土曜日、SBSTA 36は研究ダイアログを開催した。

その後、この問題はStefan Rosner（ドイツ）とDavid Lesolle（ボツワナ）が進行役を務める非公式折衝で議論されたが、締約国は合意に達せなかった。

**SBSTA 結論書：** 結論書(FCCC/SBSTA/2012/L.17)において、SBSTAは、締約国の見解に留意し、結論書附属書に記載する文書草案に基づき、この項目の審議をSBSTA 37でも継続することで合意する。

**対応措置に関するフォーラムおよび作業計画：** この問題は5月14日、SBIプレナリーおよびSBSTAプレナリーで議論された。その後対応措置に関係する全ての問題を話し合うコンタクトグループとして機能するSBI/SBSTA合同フォーラムで議論された。このフォーラムでは、SBSTA議長のMuyungiとSBI議長のTomasz Chruszczow（ポーランド）が共同議長を務めた。5月17日、締約国は、このフォーラムの作業構成方法に関し意見交換を行った。アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、このフォーラムおよび作業計画の運用開始に向けた一連の特性を明確にするよう求めた。なお、これには特に、今年の残りの期間における特定の課題および活動を割り振り、途上国締約国の特定のニーズおよび懸念に対応する2013年のスケジュール概要を作成することが含まれている。南アフリカはアフリカグループの立場で発言し、先進国が採用する貿易措置および貿易関連措置の経済的社会的影響を強調した。

米国は、オーストラリアの支持を受け、対応措置問題の取りまとめ方法に議論の焦点を当てるよう提案した。EUは、市民社会や専門家など締約国以外のもも含めるべく、開放的な形でフォーラムを開催するよう提案した。オーストラリアは、作業計画で対応すべき問題の実質的な集約点に焦点を当てる作業にすべきだと述べた。

中国は、対応措置の悪影響を最小限で抑えるまたは防止するにはこのフォーラムが重要であると強調し、EU排出量取引スキームに航空輸送が含まれることへの懸念を表明した。サウジアラビアは、特にワークショップを通じた情報の交換を提案した。

閉会プレナリーにおいて、SBI議長およびSBSTA議長は、このフォーラムの第1回会合では前向きな成果が得られたと報告し、COP 19への提案をめざし、作業計画のレビューを行うと報告した。また、両議長は、作業計画は決定書8/CP.17（対応措置実施の影響に関するフォーラムおよび作業計画）に規定する8つの分野に沿って構成され、同じ決定書で採用された方式を用い、検討された様式は資金源があることを前提とすると強調した。

**SBI/SBSTA 結論書：** 結論書(FCCC/SBI/2012/L.18 and FCCC/SBSTA/2012/L.25)において、SBIおよびSBSTAは特に次のことを行う：

- ・ 附属書に記載する対応措置実施の影響に関する作業計画実施で合意する；
- ・ 事務局に対し、SBI議長およびSBSTA議長の指導の下、作業計画の実施を支援するよう要請する；
- ・ 関連機関および他の利害関係者に対し、附属書記載の作業計画の活動に参加するよう求める。

**議定書 2.3 条（政策措置の悪影響）：** 本項目は対応措置フォーラムにおいて、他の関連問題と合わせ審議された。

**農業：** 決定書(2/CP.17)は、SBSTAに対し、農業関係問題を審議し、COP 18での決定書採択を目指すよう要請した。この問題(FCCC/SBSTA/2012/MISC.6 and Add.1-2)は、5月14日、SBSTAで初めて議論された。議長のMuyungiはその後非公式折衝の進行役を務めた。



非公式折衝において、多数の締約国はそれぞれの提出文書に言及し、特に次の必要性があると強調した：農業に関する審議は、条約 9 条（技術的、科学的、方法論的作業の範囲）の SBSTA マンデートに沿うものとする；農業および気候変動に関する既存の科学的小および技術的知識を評価すること；知識の共有化を進めること；「知識のギャップ」に関する情報を強化すること；気候変動の状況下で農業生産性および耐性を高めること；途上国のキャパシティ・ビルディングを改善すること。

多数の途上国が、適応の重要性ならびに緩和と比較した相対的な優先度の高さを強調した。また、食糧安全保障を達成する必要があると強調し、技術移転の重要性も強調した。一部の諸国は、特に技術移転やイノベーションを推進する方法について対話の場を設けるよう求めた。また、その他のものは、プロセスを前進させるような作業計画を求めた。ある途上国は、前進させるにはワークショップが有用であると指摘した。また、ある先進国は、IPCC など外部の組織や機関から学ぶ必要があると指摘し、別の先進国は、農業の各土地に固有な特性を認識する必要があると強調した。

結論書草案に関し、締約国は特に次の点で意見が異なった：科学知識の現状を評価する目的に関する表現方法および農業部門での緩和の機会および課題に関するワークショップ (FCCC/AWGLCA/2009/CRP. 2) およびテクニカルペーパー (FCCC/TP/2008/8) に言及するかどうか。ボリビアは G-77/中国の立場で発言し、適応に関する表現がないことに異議を唱え、フィリピンとともに、この言葉はこれまでの議論では「極めて頻繁に使用されて (profusely used)」きたと付け加えた。米国は、適応の懸念を取り上げることと支持すると表明したが、この問題に作業の焦点を絞ることには反対した。合意には至らなかった。

**SBSTA 結論書：** 結論書草案 (FCCC/SBSTA/2012/L. 19) において、SBSTA は、本議題項目の審議を第 37 回会合でも継続することで合意する。

**方法論問題（条約）：先進国隔年報告書作成ガイドラインに関する作業計画：** この項目は 5 月 14 日月曜日の SBSTA プレナリーで最初に議論された。続いて Helen Plume (ニュージーランド) と Qiang Liu (中国) を共同議長とするコンタクトグループ会合および非公式折衝で議論された。このグループでは、共通タビュラー様式の範囲およびドーハ会合までに行う活動について議論した。

**SBSTA 結論書：** 結論書 (FCCC/SBSTA/2012/L. 11) において、SBSTA は特に次のことを行う：

- ・ 共通タビュラー様式に関する作業計画の検討を開始する；
- ・ 決定書 2/CP. 17 に則り、先進締約国は第 1 回隔年報告書作成に関する報告書ガイドラインを用いることとすると認識する；
- ・ 共通タビュラー様式の作業計画に各締約国の意見提出を含めることで合意する；
- ・ 締約国に対し意見提出を求める；
- ・ 事務局に対し、2012 年 10 月に共通タビュラー様式に関するワークショップ開催を計画するよう要請する；
- ・ SBSTA 37 において共通タビュラー様式の検討を継続すると合意する。

**隔年報告書、国別報告書のレビューに関するガイドライン改定についての作業計画、これには国別インベントリレビューも含める：** この問題は、5 月 14 日、SBSTA プレナリーで最初に議論された。続いて、Helen Plume および Qiang Liu を共同議長とするコンタクトグループ会合と非公式折衝でも議論された。会議の中で、締約国は、COP 19 までの作業終了をめどに、特に先進締約国での国別インベントリレビューについて検討した。

**SBSTA 結論書：** 結論書 (FCCC/SBSTA/2012/L. 13) において、SBSTA は特に次のことを行う：

- ・ 先進国の国別インベントリレビューを含める国別報告書および隔年報告書のレビューに関するガイドライン改定の作業計画について、審議を開始する；
- ・ 決定書 2/CP. 17 に則り、隔年報告書は 2014 年 1 月 1 日を期限として提出され、附属書 I 国には、同じ期日での第 6 回国別インベントリの提出も要請されると認識する；

- ・事務局に対し、条約の下での現在のレビュープロセスをまとめたテクニカルペーパーの作成を要請する；
- ・締約国に対し、作業計画の要素に関し、意見提出を求める；
- ・COP 19 までに作業を完了させる必要があることから、SBSTA 37 でレビューガイドライン改定作業計画の更なる審議を行うことで合意する。

**途上国国内の支援を受ける NAMAs の国内 MRV 一般ガイドライン：**この問題は5月14日月曜日、SBSTA プレナリーで最初に議論された。続いて、Helen Plume と Qiang Liu を共同議長とするコンタクトグループ会合および非公式折衝でも議論された。

**SBSTA 結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2012/ L.15)において、SBSTA は、途上国国内の支援を受ける NAMAs の国内計測、報告、検証の一般ガイドライン作成について審議を開始し、ガイドラインに関する相互の意見交換を継続し、SBSTA 37 において次のステップに関する合意を目指すことで合意する。

**バンカー燃料：**この問題(FCCC/SBSTA/2012/MISC.7)は、5月14日、SBSTA で最初に議論された。SBSTA 議長 の Muyungi は関心のある締約国とともに、SBSTA の結論書について協議した。SBSTA 開会プレナリーで、IMO は国際海上輸送のエネルギー効率向上に関する作業について報告した。

ブラジルは、特定の地域システムにおける排出量のユニラテラルな扱いに関する懸念を表明し、市場ベースの措置の経済的な影響についてさらに審議する必要があると指摘した。中国は、IMO の船舶エネルギー効率規制には、共通するが差異ある責任の原則が十分かつ客観的な形で反映されていないと指摘し、ICAO に対し、各国の差異ある責任を検討するよう要請した。

シンガポールは、IMO および ICAO がそれぞれの部門において気候変動への対応を進めているとしてこれを歓迎し、パナマもこれを支持した。日本は、IMO 海洋環境保護委員会が採択した一連のガイドラインは有用であると認識した。EU は、ICAO が世界的な市場ベースメカニズム構築に向け作業を加速しているとして、その努力を歓迎し、締約国に対し、そのようなメカニズムのオプション評価における IMO の努力を支援するよう勧めた。キューバは、数か国を代表して発言し、EU 排出量取引スキームにおける措置など、航空輸送排出量に関するユニラテラルな措置への懸念を表明した。オーストラリアは、ICAO の行動を中心とした「実施モード (implementation mode)」への転換を歓迎し、市場ベースの措置を世界全体に適用する必要があると強調した。

**SBSTA 結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2012/ L.14)において、SBSTA は、ICAO および IMO において進行中の、国際航空輸送および海上輸送に使用される燃料からの排出量へ対応作業に関し、各事務局から受け取った情報および、進捗状況の報告に留意し、この情報に関し各締約国が表明した意見にも留意する。SBSTA は、ICAO および IMO の各事務局に対し、SBSTA の将来会合でも、この問題に関する作業について報告を続けるよう求める。

**共通の測定方式：**この問題(FCCC/SBSTA/2012/INF.2)は、5月14日月曜日、SBSTA プレナリーで初めて議論された。続いて Michael Gytarsky (ロシア)が進行役を務める非公式折衝でも議論された。

**SBSTA 結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2012/ L.5)において、SBSTA は特に次のことを行う：

- ・共通測定方式に関するワークショップの報告書を歓迎する。この報告書は、不確実性、新しい精緻な分野または測定方式、政策目標、政策枠組みと測定方式との関係に焦点を当てた。
- ・IPCC 第5次評価報告書作成作業における IPCC の共通測定方式の評価に留意する；
- ・IPCC に対し、SBSTA 40 に結論を提示するよう求める；
- ・SBSTA 40 におけるこの項目の審議継続で合意する。

**温室効果ガスのデータ・インターフェース**：5月25日閉会プレナリーにおいて、SBSTA 議長の Muyungi はこの問題に関する報告を行った。

**SBSTA 結論書**：結論書(FCCC/SBSTA/2012/L.7)において、SBSTA は特に次のことを行う：温室効果ガスのデータ・インターフェースに関し事務局が行ったさらなる改善を歓迎する；附属書 I 国による近未来の報告作成ガイドライン改訂版利用に関係する変化に合わせて調整すべく、インターフェースの一層の開発に関わる問題について、SBSTA 38 で検討すると合意する。

**方法論問題（議定書）：CDM における炭素回収貯留 (CCS)**：この問題（FCCC/SBSTA/2012/MISC.8 and Add.1-2）は、当初、5月14日の SBSTA で議論された。Peer Stiansen（ノルウェー）が非公式折衝の進行役を務める。

進行役の Stiansen は、締約国は CDM の下での CCS プロジェクト活動における認証排出削減量の世界的保留口座の設置に関し進捗を得たと報告した。議論では特に次の項目に焦点があてられた：一つの国から別な国への二酸化炭素の輸送が関わる、あるいは一つ以上の国に立地する地層処分場所が関係する CCS プロジェクト活動の適格性；CCS プロジェクト活動の CER ユニットの世界的保留口座の設置。

**SBSTA 結論書**：結論書(FCCC/SBSTA/2012/L.8)において、SBSTA は特に次のことを行う：

- ・SBSTA 37 でもこの問題の審議を継続することで合意する；
- ・締約国、政府間組織、承認されたオブザーバー組織に対し、2012年8月13日までに特定の CCS プロジェクト活動の適格性に関するそれぞれの意見を提出するよう求める；
- ・事務局に対し、プロジェクト活動の越境効果の問題に関するテクニカルペーパーを作成し、SBSTA 37 での審議にかけるよう求める。

**CDM の下での森林枯渇**：この問題(FCCC/SBSTA/2012/MISC.10)は、5月14日、SBSTA プレナリーで議論され、非公式折衝では Eduardo Sanhueza（チリ）が進行役を務めた。

ブラジルは、持続可能な開発推進における CDM の重要性を繰り返し、提案されている CDM 理事会第 50 回会合議題書の附属書 3 に森林枯渇の定義を含めるよう提案した。この問題に関する締約国の意見は分かれており、一部のものは更なる議論を支持している。

**SBSTA 結論書**：結論書(FCCC/SBSTA/2012/L.10)において、SBSTA は、文書 FCCC/SBSTA/2012/MISC.10 のサマリー報告書に留意し、SBSTA 38 でのこの議題項目の審議継続で合意する。

**CDM の下での LULUCF**：この問題は、5月17日木曜日、SBSTA プレナリーで初めて議論された。その後、Marcelo Rocha（ブラジル）と Peter Iversen（デンマーク）が共同議長を務めるコンタクトグループで更に審議された。

締約国は、決定書 2/CMP.7 (LULUCF) で要求されていた、特に次の問題に関する初期の意見交換を行った：LULUCF における排出源からの排出量および吸収源での除去量の算定、これには活動ベースの手法および土地ベースの手法によるものも含める；CDM において追加の可能性がある LULUCF 活動の規則および手順；CDM の下での非永続性のリスクに対応する代替手法。

締約国は、作業に優先順位をつけ、文書を提出し、技術面および経験に焦点を当てることで合意した。

ブラジルは、CDM の下での非永続性に注目し、特に可逆性に関する補償責任、バッファーの検討、保険とその影響の問題に注目した。ベラルーシは、「永続性 (permanence)」が達成されたと考えるにはどれだけの

時間が必要か説明した。EU は、非永続性対応問題がどう作用するか、特に異なる約束期間の間でどのように作用するか検討することを提案した。

**SBSTA 結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2012/L.3)で、SBSTA は、決定書 2/CMP.7 (LULUCF)、パラグラフ 5、6、7、10 に記載するとおり LULUCF 関係問題の審議を開始し、進捗状況を COP/MOP8 に報告する。SBSTA は、締約国およびオブザーバーに対し、SBSTA 37 までのとりまとめに向け、意見提出を行うよう求める：

- ・決定書 2/CMP.7 パラグラフ 7 に則った、CDM の下での非永続性のリスク対応代替手法の規則および手順に  
関係する問題；
- ・決定書 2/CMP.7 パラグラフ 6 に則った、CDM の下で可能性ある LULUCF 追加活動の規則および手順；
- ・LULUCF における排出源からの人為的な排出量および吸収源からの除去量の包括的な算定に関する問題、これには、決定書 2/CMP.7 パラグラフ 5 に記載する、参加性の高い活動ベース手法または土地ベース手法によるものも含める。

**決定書 2/CMP.7 から 5/CMP.7 の実施の影響：**この問題は 5 月 14 日、SBSTA プレナリーで初めて議論された。さらに Nagmeldin Elhassan (スーダン) と Anke Herold (ドイツ) が共同議長を務めるコンタクトグループでも議論された。

共同議長の Herold は、締約国がドーハ会合の前の作業を次のように行うことで合意したと報告した：事務局に対しテクニカルペーパー作成を要請する；締約国に対し、テクニカルペーパーについての意見提出を求める；資金源が利用可能であれば技術ワークショップを開催し、これらのインプットについて議論する。

**SBSTA 結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2012/.16)において、SBSTA は、京都議定書第二約束期間実施のための議題小項目における技術的な作業の重要性を認識する。SBSTA は、事務局に対し、関連する方法論決定書に記載するオプションを含め、テクニカルペーパーを作成するよう要請する。SBSTA は、締約国に対し、決定書 2/CMP.7 から 5/CMP.7 の実施が京都議定書に  
関係する方法論問題での CMP の過去の決議にどういう意味合いを持つか、それぞれの意見を 2012 年 9 月 21 日までに提出するよう求める。

さらに SBSTA は、事務局に対し、これらの提出文書を UNFCCC のウェブサイトに掲載し、さらにこれを雑文書にまとめるよう要請し；SBSTA 37 の前にテクニカルワークショップの開催を企画するよう要請する。SBSTA は、SBSTA 37 でのこの問題の審議継続で合意し、IPCC に対し、2013 年 10 月までに方法論ガイダンスに関する作業を終了させ、CMP 9 におけるこの問題の決定書採択を可能にできるかどうか検討するよう求めた。

**緩和の科学、技術、社会経済上の側面：**この問題は 5 月 14 日の SBSTA 開会プレナリーで最初に議論された。

**SBSTA 結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2012/L.2)において、SBSTA は、緩和に関し利用可能な最善の科学情報、特に IPCC からの情報および条約の他の組織において現在行われている作業からの情報などを考慮に入れ、SBSTA 38 でも緩和の科学、技術、社会経済面の審議を行うことで合意する。

**関連国際機関との協力：**この問題(FCCC/SBSTA/2012/INF.3)は、5 月 14 日に初めて議論された。IPCC、国連砂漠化防止条約(UNCCD)、生物多様性条約(CBD)は、UNFCCC との協力について報告し、将来、作業やシナジーが可能な分野を特定した。

**SBSTA 結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2012/L.6)において、SBSTA は特に次のことを行う：

- ・事務局が他の政府間組織と共に参加する関連活動に関し、事務局が作成した情報メモに留意する；
- ・IPCC 代表、ならびに CBD 事務局および UNCCD 事務局のステートメントに留意する；
- ・事務局が他の政府間組織と参画することの重要性を再確認する；
- ・UNFCCC プロセスと関連性のある他の政府間組織および国際機関の資源および専門性を認識する。



**閉会プレナリー**：SBSTA 閉会プレナリーは 5 月 25 日に開催され、会議報告書(FCCC/SBSTA/2012/L. 1)が採択された。

アルジェリアは G-77/中国の立場で発言し、特に次の点に関し懸念を表明した：附属書 I 国の隔年報告書、国別報告書、年次インベントリのレビューガイドラインに関する作業の進展の遅さ；研究および組織的観測の結論の未達。同代表は、途上国の MRV 遂行能力は先進締約国から受ける支援の程度により異なると強調した。同代表は、条約 9 条 (SBSTA による技術、科学、方法論の作業の範囲確立)に記載する SBSTA のマンデートにおける農業に関する作業に留意し、これは条約の条項および原則に基づき行われると指摘した。

EU は、特に森林減少および森林劣化の推進要素、セーフガード、提案されている森林参照レベルの評価に関するガイダンスについて更なる作業が残されていると認識した。同代表は、農業関係の問題に関する最初の意見交換が建設的な雰囲気の中で行われたとしてこれを歓迎し、締約国が研究および組織的観測の議題項目で作業を終了していないとして、失望感を表明した。さらに EU は、国内 MRV の一般ガイドライン作成の困難さに懸念を表明し、対応措置実施の影響に関するフォーラムにおいて作業計画の運用が開始されたことを歓迎した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、CCS および農業での作業進展を歓迎した。同代表は、REDD+での環境十全性を確保する国内森林監視システム、MRV およびセーフガードに関するドーハ会合の成果への期待感を表明した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、特に次の発言をした：アフリカでは適応が依然として最も優先性が高い；農業に関する作業は食糧安全保障および現地地域社会の生活を改善したいとの希望と合致するものでなければならない；アフリカでの REDD+実施には資金障壁が存在する；締約国には対応措置での建設的議論を勧められるべきだ。

ナウルは AOSIS の立場で次の発言を行った：長期的世界目標は SBSTA 研究ダイアログで議論される重要な研究分野であるべきであり、脆弱な途上国に焦点をあてるべきだ。同代表は、研究および組織的観測の議題項目での議論に失望感を表明し、各 SBSTA 会合において、長期目標をこの議題項目の下で議論してほしいとの希望を表明した。

ホンジュラスは、ドミニカ共和国、グアテマラ、エルサルバドルを代表して発言し、NWP の発展および進化の作業を継続すべきであり、NWP の改革では先住民や現地の地域社会と共の作業も含め、性差別問題の主流化に結び付けるべきだと述べた。同代表は、農業における食糧安全保障に関する手法への同国の支持を表明した。

コスタリカは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+活動に関する方法論ガイドラインでの進展を歓迎したが、進展は限定的だとも述べた。同代表は、締約国は既に合意された問題の審議を再開することは許されていないと述べ、研究と組織的観測および海洋生態系に関し進展がないとして懸念を表明した。

韓国は EIG の立場で発言し、特に次の問題での進展を歓迎した：附属書 I および非附属書 I 諸国でのシステムの MRV；適応；技術移転；REDD+。同代表は、このグループは農業での進展を期待していると述べた。

ボリビアは ALBA の立場で発言し、G-77/中国への支持を表明し、なかでも、森林減少の推進要素、研究と組織的観測、適応、農業、水での進展のなさを嘆いた。さらに同代表は、途上国による MRV では衡平性や国情が考慮に入れられていないとして、懸念を表明した。



ガンビアはLDCsの立場で発言し、NWPにおける手順問題での進展を歓迎した。同代表は、農業における気候変動の影響については更なる理解が必要であると述べ、研究と組織的観測での進展のなさを嘆いた。

ビジネスおよび産業NGOsは、TECとCTCNと共に積極的に作業すると約束した。同代表は、民間部門での専門性を活用し続ける必要があると強調し、IPRsの強力な保護を強調した。

気候変動に関する国際先住民フォーラムは、森林減少の推進要素は、先住民の生存に脅威を与えたとし、MRVシステムでは森林や農業の価値を捕捉しなければならないと述べた。

YOUNGOsは、次の問題での進展のなさに失望感を表明した：森林減少の推進要素、生物多様性保護のセーフガード、先住民の権利。

議長のMuyungiは、午後1時43分、SBSTA 36の閉会を宣言した。

### 実施に関する補助機関

SBI 36は5月14日に開会し、Tomasz Chruszczow（ポーランド）が議長を務めた。議題書（FCCC/SBI/2012/1）に関し、マレーシアは、非附属書I国別報告書に記載する情報に関する議題小項目の微妙な問題を強調し、中国、ブラジル、エジプト、インド、その他もこれを支持した。ブラジル、インド、サウジアラビア、スワジランド、スーダン、その他は、項目を保留にすることが最も効率的な時間の使い方となると強調した。ナウルはAOSISの立場で発言し、この項目に関する十分に実質的な議論が必要だと強調し、EUは、非附属書I国別報告書記載の情報の取りまとめと統合を求めた。議長のChruszczowは、この問題で意見の一致をみるのは不可能なようだと言及した。同議長は、非附属書I国別報告書記載の情報に関する小項目を保留として議題書を採択するよう提案し、締約国もこれに同意した。SBI閉会プレナリーは5月25日金曜日、結論書を採択した。

**附属書I 国別報告書: 第5回国別報告書:** この問題（FCCC/SBI/2012/INF. 6, FCCC/SBI/2011/INF. 1 & Add. 1-2, and FCCC/SBI/2011/INF. 2）は、5月14日、SBIプレナリーで最初に審議された。その後Julia Martinez（メキシコ）とKiyoto Tanabe（日本）を共同議長とする非公式折衝で議論された。

締約国は、附属書I第5回国別報告書の提出およびレビュー状況、そのとりまとめと統合について議論した。締約国は、第5回国別報告書に組み入れられた補足情報の取りまとめと統合についても議論した。ボリビアは、附属書I国の国別報告書にはさらに詳しい情報を含めるべきだとし、一部のEIT以外の諸国の排出量がEITsの排出量低下で「隠されている（camouflaged）」とし、懸念を表明した。

**SBI 結論書:** 第5回国別報告書の提出およびレビュー状況およびそのとりまとめと統合（FCCC/SBI/2012/L. 16）に関し、SBIは次のことを行った：

- 附属書I国に対し、今後は関連する期限までに国別報告書を提出するよう求める；
- 附属書I国に対し、完全性、比較可能性、詳細度をさらに強化するよう求める；
- 1990年から2008年の期間において、全附属書I国の合計排出量が6%減少し、LULUCFを含めると10.7%減少したことに留意し、EITsではGHG排出量がLULUCFを除外した場合、含めた場合、それぞれ36.7と49.7%減少したことに留意し、EITs以外では、GHG排出量がLULUCFを除外した場合、含めた場合、それぞれ8%と8.4%増加したことに留意し；
- CMP 8における（FCCC/SBI/2012/L. 16/Add. 1）の採択を提案すると決定する。

附属書 I 第 5 回国別報告書 (FCCC/SBI/2012/L. 15) に記載する補足情報のとりまとめおよび統合に関する結論書において、SBI は次のことを行う：

- ・附属書 I 国に対し、報告された情報に関し、その完全性、比較可能性、詳細度をさらに高めるよう促す；
- ・附属書 I 国全体の集約排出量は LULUCF からの排出量を除くと 16.2%減少し、EITs の排出量は 36.4%減少し、EITs 以外の諸国の排出量は 2008 年までに基本年から 0.1%増加し、数カ国の締約国はさらに高い増加であることに留意する；
- ・CMP 8 での決定書草案 (FCCC/SBI/2012/L. 15/Add. 1) の採択を提案すると決定する。

**条約 12.5 条：**5 月 14 日、SBI プレナリーは、この問題の審議を終了させることで合意した。

**非附属書 I 国別報告書：非附属書 I 国別報告書に関する専門家諮問グループ (CGE)：**この問題 (FCCC/SBI/2012/2, FCCC/SBI/2012/12-14 and FCCC/SBI/2012/MISC. 6) は 5 月 14 日の SBI プレナリーで初めて議論された。

CGE 議長の Ruleta Camacho (アンティグア・バーブーダ) は、CGE 作業計画実施の進捗状況を報告した。AOSIS とアフリカグループは、CGE の任期を少なくとも 2016 年まで延長する必要があると強調し、そのマンデートは多数の役割を包含すべきだと述べた。この問題はその後、Julia Martinez と Kiyoto Tanabe が共同進行役を務める協議で議論された。

**SBI 結論書：**結論書 (FCCC/SBI/2012/L. 22) において、SBI は CGE の進捗報告書を歓迎する。さらに SBI は次のことを行う：

- ・附属書 II 締約国、および他の附属書 I 国で CGE の計画活動の実施を可能にする資金源を提供できる立場にある諸国に対し、資金源の提供を促す；
- ・非附属書 I 国の現在のニーズおよび将来のニーズを考慮に入れ、作業計画を実施するようとの CGE への要請を再度表明する；
- ・CGE の任期およびマンデートの検討を開始するが、結論はでなかった。

SBI 結論書には、ドーハ会合での作業進行のため、附属書および 2 つの付録書を含める。

**条約 12.5 条：**5 月 14 日、SBI 開会プレナリーはこの問題の審議終了で合意した。

**資金援助および技術支援：**この問題 (FCCC/SBI/2012/INF. 7 and FCCC/SBI/2012/MISC. 7) は 5 月 14 日、SBI プレナリーで初めて議論された。地球環境ファシリティー (GEF) は、非附属書 I 国別報告書および隔年更新報告書 (BURs) で利用可能な資金について報告した。フィリピンは、合意された費用全額供与について懸念を提起した。この問題は、その後 Julia Martinez と Kiyoto Tanabe が共同進行役を務める非公式折衝で議論された。

**SBI 結論書：**結論書 (FCCC/SBI/2012/L. 23) において、SBI は、次の点に留意する：資金援助提供に関する GEF 提供の情報および非附属書 I 諸国 BURs への資金援助に対する GEF 政策ガイドライン。さらに SBI は特に次のことを行う：COP 18 に対し、非附属書 I 国による BURs 作成のため、支援を提供できるよう GEF に要請することを勧める；GEF に対し、途上国が報告義務を全うできるようそれにかかる全費用で合意されたものに見合う十分な資金源を提供し続けるよう推奨する。

**NAMAs：プロトタイプレジストリ：**この問題は、最初 5 月 14 日の SBI プレナリーで審議され、Elina Bardram (EU) と Wondwossen Sintayehu (エチオピア) を共同議長とするコンタクトグループに託された。

事務局は、NAMA レジストリの機能について簡単な説明を行い、ダイナミックなインターネット上のプラットフォームであり、資金や技術、キャパシティ・ビルディングへの支援と途上国による緩和行動とのマッチン

グを推進すると説明した。5月15日、NAMAレジストリのプロトタイプの実演が行われた。締約国は、このレジストリはプロジェクトと資金源とのマッチングの上で極めて価値があると指摘し、他のMRVの要求条件を代替すべきでないとも指摘した。

**SBI 結論書:** 結論書(FCCC/SBI/2012/L.10)において、SBIは、レジストリのプロトタイプに関し追加の意見を披露するよう求め、プロトタイプの機能性を試験することに価値があると指摘し、プロトタイプのユーザーマニュアル作成を要求し、プロトタイプ開発が予算に与えると推定される影響に留意する。

**国際的協議と分析(ICA)のための技術専門家:** この問題(FCCC/SBI/2012/MISC.8)は、5月14日、SBIプレナリーにおいて提起された。Elina BardramとWondwossen Sintayehuがコンタクトグループの共同議長を務めた。フィリピンは、この問題を資源の供給と結び付ける必要があると強調した。

共同議長のBardramは、SBI閉会プレナリーにおいて、結論書草案は細部の調整が必要であるが、文章自体は締約国の意見を十分反映していると報告した。同共同議長は、異なる提案の間のギャップを埋める方法の探究を続け、事務局への非公式なインプットを追加することが有用である可能性があるとした。

**SBI 結論書:** 結論書(FCCC/SBI/2012/L.21)において、SBIは、次回会合でも、結論書の附属書である文書草案を基に、この問題の審議を続けると決定する。さらにSBIは、締約国および事務局に過剰な負担をかけない形で、効率的で費用効果の高い実用的な国際的協議と分析(ICA)プロセスが必要であると認識する。

**資金関係問題: 適応基金の初期レビュー:** この問題(FCCC/SBI/2012/INF.2, FCCC/KP/CMP/2011/MISC.1, FCCC/KP/CMP/2011/6 and FCCC/KP/CMP/2011/6/Add.1)は、5月14日のSBIプレナリーで最初に審議された。続いて、Ruleta Camacho(アンティグア・バーブーダ)とDiane Barclay(オーストラリア)を共同議長とするコンタクトグループで議論された。

次の項目を記載する文書草案が議論の中心となった: 適応基金の初期レビューに関する締約国の意見および書面での提出文書; 暫定の制度アレンジおよび資金の利用可能性に関するものなど締約国が提起した問題。締約国が強調した項目には、適応基金理事会、GEF、CDM理事会が要求する資金関連情報のタイプの定義、この情報の提供に関するマンドートが含まれる。

**SBI 結論書:** 結論書(FCCC/SBI/2012/L.13)において、SBIは次を指摘する:

- ・一部の締約国は、適応基金の資金源の持続可能性、予見可能性、適切性に関する問題を提起した;
- ・各国の実施組織の信頼性および直接アクセスを推進する適応基金理事会の努力、追加資源募集オプション探求での理事会のイニシアティブ;
- ・適応基金の初期レビュー実施では更なる情報が要求される。

さらにSBIは:

- ・適応基金理事会に対し、その管理費に関する追加の分散された情報の提供を求める;
- ・締約国および関連組織に対し、適応基金のレビューに関するそれぞれの追加意見を2012年9月17日までに事務局に提出するよう求める;
- ・決定書6/CMP.6(適応基金理事会の報告)附属書に則り、SBI 37でも適応基金初期レビューの審議を継続すると合意する。

**その他の問題:** この問題(FCCC/SBI/2012/7 and FCCC/CP/2011/7)は、5月14日、SBIプレナリーで最初に審議された。Ruleta CamachoおよびDiane Barclayを共同議長とするコンタクトグループでも議論された。

フィリピンは G-77/中国の立場で発言し、適応プロジェクトの実施に対する資金調達では予見可能性および持続可能性が必要であると指摘し、バングラデシュもこれを支持した。

**SBI 結論書**：結論書(FCCC/SBI/2012/L.14)において、SBI は：

- ・ 資金提供国に対し、国家主導の活動に対する資金供与を続けるよう奨励する；
- ・ NAPA の優先策実施における既存の規則は、LDC の作業計画の他の要素にも一部対応するものであると指摘し、LDC 基金に対し、作業計画の技術要素への支援を勧めた；
- ・ LDC 締約国に対し、LDC 作業計画の他の要素に対する更なる対応方法を指摘する LDC 専門家グループ(LEG) の報告書で、特に焦点があてられたオプションを検討するよう勧める。

**条約 4.8 条および 4.9 条；決定書 1/CP.10（ブエノスアイレス作業計画）の実施進展状況**：この問題は 5 月 15 日、SBI プレナリーで最初に審議された。続いて、対応措置関係問題に関するコンタクトグループとして機能する SBI/SBSTA 合同フォーラムで審議された（25 頁参照）。

**LDCs 関係問題**：この問題(FCCC/SBI/2012/7)は、5 月 14 日、SBI プレナリーで初めて審議された。LEG 議長の Pepetua Latasi（ツバル）は LEG の作業について報告した。続いてこの問題は、Colin Beck（ソロモン諸島）を進行役とする非公式折衝で議論された。同進行役は、このグループが 2 回会合し、2011-2012 年の LEG 作業計画について議論したと報告した。バングラデシュは G-77/中国の立場で発言し、LDCs での NAPAs 実施には更なる資金の動員が必要だと強調した。

**SBI 結論書**：結論書(FCCC/SBI/2012/L.2)において、SBI は特に LEG に対し、GEF およびその下部組織と協力し、NAPAs を完成させていない LDCs が完成させ、提出するよう、これら LDCs への支援を続けることを求める。

**NAPs**：この問題(FCCC/SBI/2012/8 and MISC.1, 2, and Add.1 and MISC.3)は、5 月 14 日、SBI が初めての審議を行った。Richard Merzian（オーストラリア）と Amjad Abdulla（モルディブ）がコンタクトグループの共同議長を務めた。SBI は 5 月 25 日、結論書を採択した。

次の項目が議論の中心となった：国家主導の NAPs 推進；LDC 基金による NAP プロセス支援の合理化；各国および各地域のセンターおよびネットワークの活用；適応におけるベストプラクティスの共有。さらに締約国は、実施、支援プログラム、資金に関するガイダンスについても議論した。LDCs 数カ国は、各国の開発に適応が統合されるには各国の能力を強化する必要があると強調した。

**SBI 結論書**：結論書(FCCC/SBI/2012/L.7)において、SBI は：

- ・ 先進締約国に対し、NAP プロセスへの資金援助を集めるよう求める；
- ・ LDC 締約国に資金、技術、キャパシティ・ビルディングへの資金供与継続に関する先進締約国への要請を繰り返す；
- ・ NAP プロセスに必要な支援の分析およびとりまとめに期待する；
- ・ 上記を可能にする政策およびプログラムについてのガイダンスに関し、SBI 37 での審議継続に期待する。

**損失損害**：この問題(FCCC/SBI/2012/INF.3 and FCCC/TP/2012/1)は、5 月 14 日、SBI プレナリーで最初に議論された。続いて、Don Lemmen（カナダ）および Lucas Di Pietro（アルゼンチン）が共同進行役を務める非公式折衝で議論された。締約国は、損失損害に関する作業計画において実行されるべき活動について検討した。特に次の点に議論の焦点があてられた：今後の進め方；損失損害に関する作業計画の下での題目分野 1（気候変動の悪影響に伴う損失損害のリスク評価、およびこれに関する現在の知識の評価）；損失損害と NAPs のリンク；クロスカッティング問題。



AOSIS は、COP 18 において、損失損害に対応する国際メカニズムを設置するよう求めた。LDCs は、適応能力の強化に向けた資金援助の予見可能性および適切性についてさらなる入念な検討を求めた。

**SBI 結論書：**結論書(FCCC/SBI/2012/L.12)において、SBI は特に：

- ・ 作業計画で作業、ならびに損失損害のリスク評価に関連する多数の問題を指摘する、これにはリスク評価の一連の手法；リスク評価のギャップ；データへのアクセス、共有化および活用；および技術能力および制度能力の強化が途上国の損失損害リスク評価に有用であることが含まれる；
- ・ 総合アプローチ採用の重要性を指摘する；
- ・ COP 17 が 4 回の専門家会議開催を計画するよう事務局に要請したことを想起する；
- ・ SBI 議長に対し、作業の完了を推進するため、会合前の非公式会議を開催するよう要請する。

**議定書 3.14 条(悪影響)：**この問題は対応措置フォーラムにおいて他の関連問題と合わせ検討された。(25 頁参照) 5 月 25 日、SBI 議長は、この問題に関し協議が開かれたが、終了できなかったと報告した。SBI は、SBI 37 においてもこの問題の審議を継続することで合意した。

**対応措置に関するフォーラムおよび作業計画：**SBI/SBSTA 合同の議論および結論を SBSTA においてまとめる。(25 頁参照)

**技術移転：TEC 報告書：**この問題(FCCC/SB/2012/1)は、5 月 14 日、SBI で初めて議論された。続いて、Carlos Fuller (ベリーズ)と Zitouni Ould-Dada (英国)を共同議長とする SBI/SBSTA 合同コンタクトグループで議論された。

締約国は、条約の下のおよび条約外の関連する他の制度アレンジとのリンクに関する規則は「一般的すぎる」と指摘し、相互リンクを特定する表現を求めた。

**SBI/SBSTA 結論書：**結論書(FCCC/SBSTA/2012/L.12)および(FCCC/SBI/2012/L.20)において、SBI および SBSTA は：

- ・ 2012 年から 2013 年での TEC の継続作業計画を歓迎する；
- ・ ダーバン会合に委任された TEC の活動に関する作業計画の構成、2012 年に開始する短期活動、2013 年に開始する中期の活動に留意する；
- ・ TEC と条約内外の他の関連する制度アレンジとのリンクの規則に関する当初の考えに留意する；
- ・ TEC に対し、リンクの規則に関する当初の考えをさらに練り直すよう求める；
- ・ TEC 他に関連する制度アレンジが運用開始された場合には、その制度アレンジと協議し、次の会合においてその協議結果を報告すると指摘する。

**CTCN 関係の問題：**この問題(FCCC/SBI/2012/INF.4)は、5 月 14 日、SBI プレナリーで初めて議論された。続いて、Carlos Fuller と Zitouni Ould-Dada を共同議長とする SBI/SBSTA 合同コンタクトグループで議論された。

議論では CTCN のホスト国に焦点があてられた。締約国は、少数に絞ったホスト推進組織のリストおよびホスト合意の要素など交渉プロセスの詳細について議論し、プロセスの透明性が重要だと強調した。

**SBI/SBSTA 結論書：**結論書(FCCC/SBI/2012/L.18)において、SBI と SBSTA は：

- ・ CTCN のホスト組織として、ホスト推進組織のランク付けリストで合意する、第 1 位は国連環境計画中心のコンソーシアム、第 2 位は GEF、第 3 位は Det Norske Veritas AS である。



- ・事務局に対し、ランク付け 1 位の推進組織とで可能なホスト合意の主要要素に関する議論を速やかに開始し、必要な場合には、ランク 2 位および 3 位の推進組織との合意要素についても平行して議論を開始するよう要請する；
- ・SB 37 において、COP 18 に CTC のホスト組織を提案することで合意し、GEF に対し、CTCN の運用開始および活動を支援するよう要請する。

**技術移転に関するポズナニ戦略計画：**この問題 (FCCC/SBI/2012/9) は、5 月 14 日、SBI プレナリーで初めて議論された。続いて Carlos Fuller と Zitouni Ould-Dada を共同議長とするコンタクトグループで議論された。

議論の中で、締約国は、ポズナニ戦略計画の長期実施においては適応プロジェクトと緩和プロジェクトの間のバランスを確保する必要があると繰り返し述べ、より多くの適応プロジェクトを推進する方法について議論した。

**SBI 結論書：**結論書 (FCCC/SBI/2012/L. 19) において、締約国は、GEF に対し、適応プロジェクトと緩和プロジェクトとのバランスを高めるよう求め、GEF および実施組織に対し、残っているパイロットプロジェクトの終了を早めるよう求め、GEF に対し、気候技術センター・ネットワークの実施を CTCN の運用開始活動と合わせるよう求めることで合意する。

**条約 6 条 (教育、訓練、啓発)：**この問題 (FCCC/SBI/2012/3-5, FCCC/SBI/2012/Misc. 4 and FCCC/CP/2011/7/Add. 2) は、5 月 14 日、SBI プレナリーで議論され、Tony Carritt (EU) が進行役を務める非公式折衝で議論された。締約国は、ドーハ作業計画で議論されるべき提案、事務局および政府間組織の役割に関する提案について、G-77/中国が提出した文書草案を議論した。さらにジェンダー、地域社会、特定の報告要求など、文書中で強調すべき問題に関して、YOUNGOS、気候行動ネットワーク、地方政府および当局の提案についても聞いた。

**SBI 結論書：**結論書 (FCCC/SBI/2012/L. 26) において、SBI は、附属書に記載する文書草案に基づき、SBI 37 でこの問題の審議を継続することで合意する。この中で締約国は：

- ・本決定書の付録に記載する、条約 6 条の 8 年ドール作業計画を採択すると決定する；
- ・2020 年作業計画のレビューを決定し、2016 年に進捗状況の中間レビューを行うと決定する；
- ・SBI に対し、会合期間中の年次ダイアログを開催し、条約 6 条に関する作業の推進を図るよう要請する。

**キャパシティ・ビルディング (条約)：**この問題 (FCCC/SBI/2012/10 and FCCC/SBI/2012/MISC. 5) は、5 月 14 日、SBI プレナリーで初めて議論した。Kunihiko Shimada (日本) が非公式折衝の進行役を務めた。

締約国は、EITs のキャパシティ・ビルディングに関する問題を議論した。EITs が直面する問題の大半は統合報告書 (FCCC/SBI/2012/MISC. 5) に反映されており、能力を構築するには更なる作業が必要であると指摘した。

ダーバンフォーラムの第 1 回会合は 5 月 22 日に開催された。詳細については下記を参照：  
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12543e.html>

**SBI 結論書：**結論書 (FCCC/SBI/2012/L. 4) において、SBI は、EITs が条約の下での約束を果たせるようにし、SBI 46 で EITs のキャパシティ・ビルディング枠組の実施に関する第 3 回レビューを終了させるとの決定を可能にするにはキャパシティ・ビルディングが不可欠であると指摘する。結論書は、締約国および関連組織に対し、キャパシティ・ビルディング活動の実施方法に関する情報を、2016 年 2 月までに事務局に提出するよう求める。SBI は、事務局に対し、これら提出文書に基づく統合報告書を作成するよう要請する。

**キャパシティ・ビルディング(議定書)**: この問題 (FCCC/SBI/2012/10, FCCC/SBI/2012/MISC. 5) は、5月14日、SBI プレナリーで初めて議論された。Kunihiko Shimada が非公式折衝の進行役を務めた。

**SBI 結論**: 結論書 (FCCC/SBI/2012/L. 5) において、SBI は、EITs が条約の下での約束を果たし、SBI 46 において EITs のキャパシティ・ビルディング枠組みの実施に関する第3回レビューを終了させるとの決定を守るには EITs でのキャパシティ・ビルディングが不可欠であると指摘する。同結論書は、締約国および関連組織に対し、キャパシティ・ビルディング活動の実施方法に関する情報を、2016年2月までに事務局に提出するよう求める。SBI は、事務局に対し、これら提出文書に基づき統合報告書を作成するよう要請する。

**遵守**: この問題 (FCCC/KP/CMP/2005/2) は、5月14日 月曜日、SBI プレナリーで議論された。議長の Chruszczow は、関心のある締約国と協議した。この項目の審議は SBI 37 まで延期された。

**CDM 理事会に対する上訴: 決定書**: この問題 (FCCC/SBI/2011/17, Annex 1, FCCC/SBI/2011/MISC. 2, FCCC/TP/2011/3 and FCCC/KP/CMP/2011/3) は、5月14日、SBI プレナリーで初めて議論された。続いて、Kunihiko Shimada と Yaw Osafo (ガーナ) が共同議長を務めるコンタクトグループで議論された。

締約国は、CDM 理事会の決定に対する上訴の手順、メカニズム、制度アレンジについて検討した。共同議長の Shimada は、規則および任命者の地理上の配分については一定の進展があったと報告した。上訴機関の定足数の問題、範囲、上訴機関での立場の問題では意見対立が残っている。

**SBI 結論書**: 結論書 (FCCC/SBI/2012/L. 8) において、SBI は、可能な上訴機関の一部の特性設定では進展があったと指摘し、特に範囲の問題では意見の異なりが残っていると指摘する。SBI は、SBI 37 においても、特に附属書に記載する文書草案に基づき、この問題の審議を継続し、CMP 8 での審議に向け決定書草案を送ることで合意する。

**約束期間リザーブのレビュー**: この問題は、5月14日、SBI プレナリーで初めて議論された。続いて、議長の Chruszczow が議長を務めるコンタクトグループで議論された。

AOSIS は、設計のし直しが必要かどうか疑念を表明し、この問題の議論で AWG-KP の成果に予断を与えるべきでないと強調した。

**SBI 結論書**: 結論書 (FCCC/SBI/2012/L. 11) において、SBI は、次を記載する: 次期以降の約束期間の約束期間リザーブの設計に関し、レビューおよび改定の検討を開始した; この項目の審議を SBI 37 においても継続することで合意する。

**政府間会合のアレンジ**: 本項目は、5月14日、SBI プレナリーで初めて議論された。議長の Chruszczow がコンタクトグループの議長を務めた。SBI は5月25日結論書を採択した。

締約国は、COP 18 および CMP 8 の構成、将来の会合期間、オブザーバーの参加 (FCCC/SBI/2012/11) について議論した。議長の Chruszczow は、東欧諸国に対し、可能な限り早期に COP 19 および CMP 9 主催を申し出るよう勧めた。

G-77/中国とロシアは、ボンとドーハの間で追加の交渉期間を持つ必要があると強調したが、財政的な制約も認めた。米国は、交渉会合ではなくワークショップを計画するよう提案し、カナダとオーストラリアもこれを支持した。インドと南アフリカは、ワークショップは交渉プロセスに組み入れられると発言した。

5月25日、SBI 閉会プレナリー で、議長の Chruszczow は、追加の会合期間外会合を開催するに足る資金がまだ約束されていないと報告した。バングラデシュは G-77/中国の立場で発言し、この状況は遺憾であるとし、資源を提供できる立場の締約国に対し、資源の提供を求めた。サウジアラビアは、結論書の文章を修正し、バンコックでの会議の重要性を反映させることを提案した。締約国は、まだ資源が約束されておらず、約束申し出の期限は5月29日火曜日である旨を反映させるよう修正することで合意した。

**SBI 結論書：**結論書(FCCC/SBI/2012/L.24)はプレナリーで改定され、SBI は、COP 17 および CMP 7 の議長団に対し、COP 18 と CMP 8 の次期議長および事務局と協議し、COP 18 および CMP 8 のアレンジの詳細について、ハイレベルセグメントのアレンジを含め最終決定するよう求める。さらに SBI は、COP 18 および CMP 8 会合中、ならびにそれまでの会合では透明性および参加性の原則が重要であると強調する。

SBI は、ドーハ会議の前に、特別作業部会の再開会合を会合期間外で追加することの重要性で締約国の意見が一致したと指摘する。SBI は、特別作業部会の再開会合を会合期間外で追加するための仮の準備作業に関し事務局長が提供した情報に留意し、事務局が必要なアレンジを行うには資金供与が重要であり、緊急に必要であると指摘した。SBI は、UNFCCC 事務局長に対し、2012年8月30日木曜日から9月5日水曜日まで、タイのバンコックでの会合期間外特別作業部会再開会合の追加開催を推進するため費用節減策を探るよう求める。SBI は、全ての議長職員に対し、議長団と協議し、特別作業部会の作業合理化を真剣に検討する一方、全ての組織が委任されている課題を終了できるよう確保することを求める。

さらに SBI は、十分な額の自主的な資金提供の申し出は確認されていないとし、2012年5月29日までにそのような寄付または申し出が行われない場合には事務局として必要なアレンジを行うことができないと指摘する。

SBI は、地域グループ間の持ち回り原則を守ると、COP 19 と CMP 9 の議長職は東欧諸国、COP 20 および CMP 10 の議長職は GRULAC になると指摘する。また SBI は、COP 19 および CMP 9 の主催に関し協議が行われていると指摘し、締約国に対し、この問題の結論を出し、COP 18 で決定できるようにするよう促す。SBI は、締約国に対し、COP 20 および CMP 10 を含め、将来の COP および CMP 会合主催を申し出るよう求める。

**事務管理上、資金上、制度上の問題：2012-2013年の2カ年予算実績：**この問題(FCCC/SBI/2012/INF.5)は、5月14日の SBI プレナリーで初めて議論された。UNFCCC 事務局長の Christiana Figueres は、時機を得た寄付が重要であると強調した。SBI は、寄付の状況に留意し、締約国に対し、未払い分の寄付を提供するよう要請した。

**事務局の機能の継続レビュー：**SBI は、利用できる情報に留意した。

**本部合意の実施：**事務局のオフィス施設に関し、ドイツは、2012年10月24日の国連デーに、新しい施設が引き渡されると報告した。同代表は、第2のオフィス施設は2017年から利用できるとし、世界会議センター(World Conference Center)は2013年に完成の予定であると指摘した。

**SBI 結論書：**結論書(FCCC/SBI/2012/L.17)において、SBI は、ボンでの新しい会議施設の建設作業が再開され、SBI 38 の構成の一部はそこで開催できるとの事務局ホスト国政府代表の情報に留意する。SBI は、ホスト国政府に対し、会議施設が2013年の可能な限り早い時期に完工するよう奨励する。SBI は、事務局の新しいオフィス施設の完成に向けた進展状況に関するホスト国政府および事務局長の報告にも留意する。

**取引ログ料金：**この問題(FCCC/TP/2010/1, FCCC/SBI/2009/MISC.3 and Add.1, FCCC/SBI/2010/MISC.4, FCCC/KP/CMP/2011/7 and Corr.1, FCCC/KP/CMP/2010/8 and FCCC/KP/CMP/2009/19)は、5月14日で初めて議

論された。続いて、Toshiyuki Nagata (日本)が進行役を務める非公式折衝で議論された。締約国は、2014-2015年の2カ年における国際取引ログ料金徴収の方法論を議論した。

**SBI 結論書:** 結論書(FCCC/SBI/2012/L.6)において、SBIは、CMP 8での採択にかける決定書草案を提案する。

**特権と免責:** この問題は、5月14日、SBI プレナリーで初めて提起された。Kunihiko Shimada が非公式折衝の進行役を務めた。SBI 閉会プレナリーで、進行役の Shimada は締約国が条約合意案の更なる推敲を進め、一部を削除したと報告した。

**SBI 結論書:** 結論書(FCCC/SBI/2012/L.9)において、SBIは、この問題の審議を終了し、CMP 8の審議にかける附属書を付した文書草案を送ることで合意する。SBIは、CMP 8において今後の進め方を審議するよう提案し、特に議論の場の形式やその範囲について審議するよう提案する。

**閉会プレナリー:** SBI 閉会プレナリーは、5月25日開催され、締約国はSBI 36報告書(FCCC/SBI/2012/L.1)を採択した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、適応および条約を横断するキャパシティ・ビルディングの優先策の統合に関する進展に焦点を当てた。同代表は、NAPs および損失損害作業計画は途上国に実質的な利益を生むことができると述べた。同代表は、キャパシティ・ビルディングに関するダーバンフォーラムの開始を歓迎し、自国はドーハにおける適応基金のレビュー終了に熱心であると述べた。同代表は、MRVに関し、ICA 専門家技術チームの規則および手順の採用など、更なる作業をする必要があると述べた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、途上国への技術移転、キャパシティ・ビルディング、資金援助の重要性を強調した。同代表は、アフリカ地域では適応が重要な優先度を有すると強調し、損失損害問題での進展を歓迎し、多様なアプローチおよび条約の役割については更なる作業を行う必要があると述べた。同代表は、資金での進展を歓迎し、国別適応計画に対する予見可能、持続可能、かつ適切な資金援助、さらには適応基金への適切かつ予見可能な資金供与が重要であると説明した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、同グループは適応基金のレビューを待望しているとし、適応プロジェクト実施での重要な役割を認識すると述べる。同代表は、キャパシティ・ビルディングをクロスカッティングイシューとして強調し、対応措置に関する作業計画を歓迎し、対応措置が他の組織で議論されていることへの懸念を表明した。同代表は、MRVは締約国間の信頼形成で極めて重要であるとし、教育、訓練、啓発に関する情報交換を行う常設の場が必要であると指摘した。同代表は、非附属書 I 国別報告書に記載する情報に関する議題項目が保留されたことへの失望感を表明した。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、適応基金関係の結論書を歓迎した。同代表は、途上国への技術支援および資金援助の予見可能性と適切性が損失損害に関する結論書に十分反映されていないと述べた。同代表は、先進国、GEFとその実施組織に対し、NAPsへの資金援助継続を求めた。同代表は、同グループは隔年更新報告書に関するICAを行う強力な組織を持ちたいと述べた。同代表は、レジストリのプロトタイプを最終決定するには資金資源が不足しているとし、懸念を表明した。

アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、特に：ICAについては、主権を尊重し、非干渉的、非懲罰的な形で運用を開始する必要があると想起し；対応措置に関するフォーラムでの建設的な作業を歓迎し；損失損害に関する作業計画での進展を支持すると表明し；認証排出削減量の市場価格低下により適応基金への資金供与が減少しており、適応と緩和のバランスにも影響しているとして懸念を表明した。



EU は特に次の点を歓迎した：損失損害に関する作業計画実施に向けた進展；キャパシティ・ビルディングに関するダーバンフォーラム第 1 回会合；対応措置の実施に関するフォーラムの作業計画運用開始；2014-2015 年 2 カ年度での国際取引ログ料金計算方法に関する結論書および CMP 決定書草案。

メキシコは EIG の立場で発言し、「技術フェーズあるいは実施フェーズ」に向け進むには、AWG-LCA および AWG-KP での作業を終了させる必要があると想起し、バリ行動計画の運用開始に向けた SBI の関連性を強調した。特に次の点での進展に焦点があてられた：国別適応計画プロセス；損失損害に関する作業計画；NAMA レジストリのプロトタイプ。

エクアドルは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、特に次の点に焦点をあてた：条約の全ての要素、特に REDD+ に関し、途上国への支援の適切性、予見可能性および規模拡大の必要性；NAMAs と REDD+ との間で MRV 措置の一貫性を図る必要性。

ホンジュラスは SICA の立場で発言し、損失損害での進展を歓迎し、次の必要性を強調した：NAPs での更なる進展；適応措置に関する先進国からの全面的かつ時機を得た支援；損失損害を補償する資金源、そして COP 18 では優先策として損害の防止および削減に向けた作業を行うべきだと指摘した。

気候行動ネットワークは、キャパシティ・ビルディングに関する第 1 回ダーバンフォーラムでの進展と損失損害に関する SBI 結論書を歓迎した。地方政府当局は、適応と損失損害関係では、政府の全てのレベルでの作業を統合し続けようとする努力があるとしてこれを歓迎した。YOUNGOs は、6 条の内容では若者への教育が重要であると強調し、ドーハ会合において、この問題の議論に十分な時間をとるよう要請した。

SBI 36 は午後 9 時 26 分、閉会した。

### ボン気候変動会議の簡単な分析

6 カ月前、ダーバンでの国連気候変動会議後、多数の参加者は、「Ubuntu」という広まりやすい精神、あるいは団結や相互連携の精神を吹き込まれ、成功の余韻に浸りながら、ダーバンを後にした。この会議では、いくつかの歴史的な決定で合意がなされており、この中には次のものが含まれた：強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する新しい特別作業部会 (ADP の設置)、および 2020 年からそれ以降にかけ効力を有する「議定書、別の法的制度、または全ての締約国に適用される法的効力を持つ合意された成果を作成するプロセス」の設置；京都議定書の第二約束期間；ドーハ会合において、条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会 (AWG-LCA)、および京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) を終了するとの合意。多数のものが、これらの決定は多国間主義の新しい時代の到来を告げるものであり、熱望と活力、目的を持って 2012 年を迎えた。

6 カ月がたち、ボンでの参加者にはダーバンでの約束に恥じない会議にしなければとの重圧がかかった。参加者は、カンクンやダーバンで設置された制度およびメカニズムの運用開始に必要な課題を含め、相当な作業負担を抱えた。さらに締約国は、熱のこもった COP 17 の最後の幕が降りようとする時間に合意したものが、実際にはどういったものであったか、その解明を図る必要があった。しかし 2012 年の交渉は不運なスタートをきり、ボンでの気候変動会議は、不信感や臆面のない態度で損なわれてしまった。多数のものが「前例がない (unprecedented)」というほど長時間の手続き上の論争でほぼマヒ状態となった。この分析では、ボン会議での論争の基となった理由を論じ、次の 6 カ月後に開催されるカタール、ドーハでの COP 18 への影響を検討する。

## ダーバンの構造的なあいまいさの解明

ダーバンの決定の実施を開始するのがどれほど難しいか、多数のものには想像だにできなかった。ダーバンで設置された新しいプラットフォームは、「2013年以降また2020年まで」の展望、そしてADPで作成される新しい「法的効力のある議定書、別な法的制度、または全ての締約国に適用される条約の下での合意された成果」の対象となる「2021年以降」の期間に関する考えを導入した。

ダーバンパッケージは、各締約国の無数の関心事に応える微妙な交渉の結果であり、ボン会議でこのパッケージのあいまいな表現の解釈が始められたときには、大きな課題と複雑さがつきつけられた。たとえば、多数の締約国は緩和こそADPの根幹であると考えたが、一部の途上国は、資金、適応、キャパシティ・ビルディング、技術移転など全ての要素をADPのマנדートの中心にすえるべきだと主張した。

多数のものは、「緩和ギャップ」を埋めるため、野心を引き上げることが決定書1/CP.17の重要部分であると考えた。この決定書は、2021年以降体制に関するADPプロセスは野心度を引き上げなければならないとし、全ての締約国に対する緩和野心引き上げの2013年以降作業計画を立ち上げる。しかし、決定書は、この作業計画をいつどの組織が実施するかは規定していない。一部の途上国締約国は、2020年までの緩和野心をAWG-LCAの下で議論することを支持したが、他の多数のものは、ADPの下で議論するよう主張した。

一部のものがAWG-LCAでの緩和野心引き上げの議論を希望した理由は、バリ行動計画が共通するが差異ある責任の原則など、条約の基本原則を再確認しているためである。このことは、先進国が約束をする一方、途上国は先進国による支援を条件とする国別適切緩和行動のみを行うことを意味する。ADPの下では、途上国はこのような気安さがないのである。事実、ADPを採択した決定書には、条約の原則への言及もなければ、先進国と途上国の区別もない。あるインサイダーが強調したとおり、「一部の締約国は、ADPについてパニックに陥り始めており、暗い部屋に足を踏み入れたようで、そこに何があるのか、どこにあるのかもわからないように感じている」のである。このような不確実性は、AWG-LCAの議題書とADPの議題書の両方でおきた不一致にも明確に表れている。ADP議題書に関しては、結局、2021年以降の体制に関するものと、2013年以降の野心度引き上げ作業計画に関するものとの2つの作業の流れで議論すると合意した。

ドーハでのAWG-LCA終了の検討でも不確実性が登場した。決定書1/CP.17は、AWG-LCAの「作業継続と決定書1/CP.13(バリ行動計画)に則った合意成果達成のため、マנדートを1年」延長してCOP18までとし、そこで「終了するものとする」としている。しかし、ダーバンではドーハ以降、未決作業をどう進めるかについては異なる解釈の余地が残された。AWG-LCAの終了が明確でないことから、AWG-LCAはバリ行動計画が達成された後に終了すべきか、それともAWG-LCAの終了をもってバリ行動計画の達成とすべきか、議論の余地が出てきた。一部の締約国、特にある途上国グループは、ダーバンでは合意されていないが、「CRP.39」と呼ばれる取りまとめ文書に反映された一部の要素、たとえば技術に関する知的財産権の問題、母なる大地の権利、貿易、対応措置などを含め、バリ行動計画達成に向けた進展状況の評価を希望した。他方、多数の先進国は、COP17で委ねられた特定の問題に焦点を当てることを希望した。これら先進国は、バリ行動計画で委任された多数の問題は、既に適正に議論され、常設補助機関、または技術執行委員会、緑の気候基金、適応委員会、キャパシティ・ビルディングに関するダーバンフォーラムなど、それぞれの目的で創設された他の関連制度に送られていると強調した。

いずれにしても、これらの問題について、常設補助機関や新しい組織が議論できる範囲は、それぞれの技術的な特性や特定のマנדートで限定されている。さらに、多数のものが強調したとおり、設立された組織の多くは、まだ運用開始を必要としている。ボンにおいてこれらの組織の運用開始に向けた進展がなかったことは、協力しやすい環境づくりを進めるものではなかった。資金に関し、フィリピンは、この現象の例を示し、GCFは「依然として中身の無い殻にすぎず、常任委員会も常設されていない」と強調した。

ダーバンでは、AWG-KP 交渉トラックにおいて、「京都議定書第二約束期間は 2013 年 1 月 1 日に開始するものと決定する」ことで合意した。しかし、第二約束期間を「実際に採択」するには、その長さについて合意し、QELROs を提示し、ドーハにおいて京都議定書に必要な改定を加える採択をしなければならないことは、だれにも明らかであった。また、たとえば第二約束期間への円滑な移行方法、第一約束期間での過剰達成ユニットの扱い方、規則をいかに継続できるか、特に、一部の国が第二約束期間には参加しないと表明していることから、どの国が柔軟性メカニズムに参加できるかを含め、柔軟性メカニズムの継続方法など、重要な問題では疑問点が残っている。ボンでは、途上国が、第二約束期間に参加する意図を持つ締約国は気温上昇を 2°C 以下に抑えるとの目標に合わせた野心度の QELROs を提出すべきだと繰り返した。ベネズエラは、附属書 I 国はプレッジではなく「QELROs」を示せと大声を挙げた。EU は、EU による QELROs の提出に焦点を当て、他の附属書 B 諸国に対し、これにならうよう求めた。

さらに、第二約束期間の形成作業を完了し、ドーハで適正に採択されるようにするには、その長さや京都議定書改定の文章でも合意する必要があるが、ボンでの交渉はこの点での更なる進展に結び付くことがなかった。ドーハ会合までに多数の関連事項を定義づける必要があることから、途上国は、締約国が ADP に焦点を移すことで「京都議定書という船から飛び降りる」のではないかと恐れを表明した。EU、その他の先進国は、逆に、京都議定書第二約束期間での合意は ADP で交渉されるべき 2021 年以降の世界的かつ包括的な気候条約への移行を基にしたものだと言った。

### 変化する世界の中で、進化しつつあるダイナミックス

ボン会合が何を前面に押し出したかということ、それは 1992 年に起草された UNFCCC が 2012 年の世界の状況とは何光年も離れたような現実を反映しているとの事実を世界に認識させたことである。条約の交渉以来、多数の G-77/中国諸国の眺めは劇的な変化を遂げ、そのような多様化により生じた緊張関係が交渉の場でも発揮される場合が増えてきた。G-77/中国のメンバーの多くが座り心地悪く同席するようになってきたここ数年の間、G-77/中国の紛争の可能性をはらむ外交がいつまで続くか、賭けをするものが多数でできた。ボンでは明白な断絶の存在が明らかとなった。ある参加者は、「このグループのメンバーの中には、身内の恥をおおっぴらにするものまででできた」と述べた。このグループは、ADP や他の多くの問題では交渉上共通の立場をとることがなかった。さらに、ADP 議長職の非附属書 I の候補者一名を立てる合意でも争いがあった。ある実務担当者が説明したとおり、UNFCCC の統治構造は、一定の想定条件を持っており、この中には、締約国が附属書 I と非附属書 I の二つのグループにきちんと分かれているとの想定があった。この「二元性(binary)」の動力学が変化したのだ。ある参加者は、「GRULAC とアジアグループが優勢な勢力となっているが、どちらもそのグループ全体の利益を代表しているわけではない」と指摘した。このことは、先進国と途上国という従来からの区別に加えて、「新興途上国 (emerging developing countries)」または「先進途上国 (advanced developing countries)」という第 3 の分類を、全体のミックスの中の要素として取り入れる必要があるかもしれないことを意味する。

つまるところ、ADP の役員を投票で決める不安と、そのプロセスの結果おきる損害は、締約国が飲み込むにはあまり大きすぎたことがあきらかとなり、結局、2012 年から 2013 年の 1 年間の任期ではアジア太平洋グループの候補者が、ある附属書 I 国の相手と共に務めることとし、その後の共同議長は GRULAC のものが 18 か月の任期で務めるという、「微妙なアレンジ (delicate arrangement)」で合意した。多数のものが、UNFCCC での投票という前例を作るのは難しく、ほとんど理解不能だが、今回の会合中のある時点では、このタブーが破られるかのように見えたと言った。

G-77/中国の内部では、別な力学も作用し、多数の実務担当者を驚かせた。ボン会合では、主にアラブグループ、そしてアルゼンチン、ベネズエラ、ボリビア、エクアドルを含む中南米諸国、さらにはインドと中国などで構成される約 40 か国のグループが登場し、表面的には、共通するが差異ある責任および公平性という条約の原則の堅持、さらには気候変動に対する先進国の歴史責任を打ち出す同盟が立ち上げられたように見え



た。このグループは、ADP の下での成果は全て公平なものでなければならず、それにより「適用の普遍性 (universality of application)」が「適用の均等性 (uniformity of application)」にならないようにすべきだと主張する。

これと対照的に、AOSIS や LDCs のメンバー、そしてチリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ペルー、パナマなど一部の中南米諸国を含む別な途上国グループは、先進国および途上国による緩和行動を待望し、「全ての国に動機を与える (incentivized for all countries)」行動を求め、これは「気候変動への対応の新しいパラダイムの始まり (beginning of a new paradigm for responding to climate change)」だと説明する。

あるインサイダーは、G-77/中国内部の展開を見据えて、「歴史が作られようとしている、このグループ内に入り込んだ楔は、エキサイティングな地政学の転換をもたらそうとしており、それは各国が政治的、経済的に互いをどう扱うのかということであり、各国が現在どこに位置し、これからどこへ行くのかを反映するものでもある」と述べた。

### 今後の展望

ボン会合は、ダーバン会議が、多くのもののおり、成果の全ての要素が縦一列に並んで前進することを条件に、慎重に交渉されたパッケージである。しかし、明確であるのは、各締約国が将来の見通しについて、特に ADP のマンデート、AWGs の終了方法、気候変動への効果的な対応には何に焦点を当てるかについて、極めて異なる展望を持っているということである。ボン会合で明らかになったとおり、構造的なあいまいさは、不確実性を生む結果となり、これは時により不信感を生み出す。このような不信感は、手順面での論争で明らかとなる場合が多く、結果として進展がはばまれることになる。今後、締約国は、ダーバンで合意した課題の達成に向けた作業を中断された形である。2013 年以降において意味のある緩和行動をとるという究極の目的を実現するには、締約国相互の善意、誠実、共感を発揮する必要がある。

### 今後の会議予定

**技術執行委員会第 3 回会合**：技術執行委員会(TEC)第 3 回会合は 2012 年 5 月に開催される。日付：2012 年 5 月 28-29 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
<http://unfccc.int/ttclear/jsp/TECMeeting.jsp>

**第 29 回共同実施監督委員会会合**：共同実施監督委員会(JISC)は、共同実施(JI)の運用関係問題を議論するため定期会合を開催する。日付：2012 年 5 月 28-30 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**気候への適応の未来：2012 年、第 2 回国際気候変動 適応会議**：アリゾナ大学 (米国) および国連環境計画の気候変動脆弱性、影響、適応に関する研究プログラム(PROVIA)が共催する会議は、気候の変動性や変化への適応に焦点を当てる。日付：2012 年 5 月 29-31 日 場所：米国アリゾナ州ツーソン 連絡先：アリゾナ大学環境研究所 電話：+1-520-626-9987 電子メール：adaptationfutures2012@gmail.com  
www：<http://www.adaptation.arizona.edu/adaptation2012>





Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

**ICTs、環境、気候変動に関する第7回 ITU シンポジウム:**国際電信連合 (ITU) とカナダ政府が企画するこのシンポジウムは、気候変動の緩和および適応における情報通信技術 (ICTs) の役割への意識を向上させ、それにより「グリーン ICT」の議題の進展を図る。日付:2012年5月29-31日 場所: カナダ、モントリオール 連絡先: Louise Roderick 電話: +1-613-998-9489 ファクシミリ: +1-613-998-4530 電子メール: Louise.Roderick@ic.gc.ca www: <http://www.itu.int/ITU-T/worksem/climatechange/201205/index.html>

**CDM 政策ダイアログ第2回会合:** CDM 政策ダイアログの第2回会合は2012年5月に開催される。日付: 2012年5月30-31日 場所: ドイツ、フランクフルト 連絡先: UNFCCC 事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**カーボン博覧会 2012年:** 国際貿易フェアと排出量取引、炭素緩和策、クリーン技術の会議は世界銀行の主催で開催される。日付: 2012年5月30日-6月1日 場所: ドイツ、ケルン 連絡先: Guido Hentschke 電話: +49-221-821-3097 ファクシミリ: +49-221-821-99-1060 電子メール: [g.hentschke@koelnmesse.de](mailto:g.hentschke@koelnmesse.de) www: [http://www.carbonexpo.com/en/carbon\\_expo/home/index.php](http://www.carbonexpo.com/en/carbon_expo/home/index.php)

**アフリカ政策ダイアログ、利害関係者との協議:** アフリカ政策ダイアログ、利害関係者との協議は2012年6月に開催される。日付: 2012年6月4日 場所: 南アフリカ、ヨハネスブルグ 連絡先: UNFCCC 事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**GEF 第42回理事会:** 地球環境ファシリテーター (GEF) 理事会は、毎年2回、それぞれ3日間会合する。日付: 2012年6月4-7日 場所: 米国、ワシントン DC 連絡先: GEF 事務局 電話: +1-202 473-0508 ファクシミリ: +1-202 522-3240 電子メール: [secretariat@thegef.org](mailto:secretariat@thegef.org) www: <http://www.thegef.org/gef/meetingdocs/97/452>

**CDM 小規模作業部会第37回会合:** クリーン開発メカニズム (CDM) の小規模作業部会は、第37回会合を開催、小規模 CDM プロジェクト活動に関する問題を議論する、これには小規模プロジェクト活動に関する新しいベースラインやモニタリング方法論の提案が含まれる。日付: 2012年6月5-8日 場所: ドイツ、ボン 連絡先: UNFCCC 事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**IPCC 第35回総会:** 気候変動に関する政府間パネル第35回総会の議題項目には、国別温室効果ガスインベントリプログラムに関するタスクフォース (TFI) の将来の作業計画、第5次評価報告書 (AR5) 作成の進展、コミュニケーション戦略とアウトリーチが含まれる。日付: 2012年6月6-9日 場所: スイス、ジュネーブ 連絡先: IPCC 事務局 電話: +41-22-730-8208/54/84 ファクシミリ: +41-22-730-8025/13 電子メール: [ipcc-sec@wmo.int](mailto:ipcc-sec@wmo.int) www: <http://ipcc.ch/>

**第4回 CDM ラウンドテーブル:** 第4回 CDM ラウンドテーブルは2012年6月に開催される。日付: 2012年6月8日 場所: ドイツ、ボン 連絡先: UNFCCC 事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**第56回 CDM 方法論パネル会合:** CDM 方法論パネルは CDM ベースライン、モニタリング計画および方法論に関する問題を議論するため第56回会合を開催する。日付: 2012年6月11-15日 場所: ドイツ、ボン 連絡先: UNFCCC 事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

**損失損害に関する UNFCCC 地域専門家会合:** 気候変動の悪影響に伴う損失損害への対応方法に関する UNFCCC 地域専門家会合は、2012年6月に開催される。日付: 2012年6月13-15日 場所: エチオピア、アジアアベバ 連絡先: UNFCCC 事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/adaptation/cancun\\_adaptation\\_framework/loss\\_and\\_damage/items/6872.php](http://unfccc.int/adaptation/cancun_adaptation_framework/loss_and_damage/items/6872.php)

**Rio+20 リオ条約パビリオン:** Rio+20 のリオ条約パビリオンは、リオ条約 (UNFCCC、UNCCD、CBD) の事務局、地球環境ファシリテーター (GEF)、その他 25 の国際、国家、地方パートナーが協力して開催するアウトリーチ活動である。生物多様性、気候変動、砂漠化防止/土壌劣化防止における科学、政策、実施方法のリンクに関する情報を交換し、意識を向上させる協力プラットフォームを提供して、リオ条約実施レベルでのシナジーの促進、強化を目指す。日付: 13-22 6月 2012年6月13-22日 場所: ブラジル、リオデジャネイロ 連絡先: リオ条約パビリオン 電話: +1-514-288-6588 ファクシミリ: +1-514-288-6588 電子メール: [info@riopavilion.org](mailto:info@riopavilion.org) www: <http://www.riopavilion.org/>

**中南米政策ダイアログ利害関係者協議会:** 中南米政策ダイアログ利害関係者協議会は 2012年6月に開催される。日付: 2012年6月15日 場所: ブラジル、リオデジャネイロ 連絡先: UNFCCC 事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**ダカール: 気候の極端現象および災害の地域リスク管理—IPCC 特別報告書から学べること:** このイベントは、政策立案者、実務者、民間部門の聴衆に対する「気候変動への適応推進に向けた極端現象および災害のリスク管理」と称し、IPCC 特別報告書の結論の広報に向けた一連の説明会の一つである。このイベントは招請者のみ出席可能。日付: 2012年6月18-19日 場所: セネガル、ダカール 連絡先: 気候と開発の知識ネットワーク 電話: +44-207-212-4111 電子メール: [cdknetwork.enquiries@uk.pwc.com](mailto:cdknetwork.enquiries@uk.pwc.com) www: <http://cdkn.org/>

**CDM 信任パネル第 60 回会合:** クリーン開発メカニズム (CDM) 信任パネルは、運用機関の信任関係問題を話あうため第 60 回会合を開催する。日付: 2012年6月18-21日 場所: ドイツ、ボン 連絡先: UNFCCC 事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**欧州連合持続可能なエネルギーウィーク:** 欧州連合持続可能なエネルギーウィークのイベントは欧州全体で開催される。ブリュッセルで開催されるイベントは持続可能なエネルギー部門のハイレベル会議が中心であり、50 カ国以上から 4000 名が参加すると期待される。この 1 週間では、エネルギー効率および持続可能なエネルギーに注目する他のイベントも併行して開催される。日付: 2012年6月18-22日 場所: ベルギー、ブリュッセル 電子メール: [brussels@eusew.eu](mailto:brussels@eusew.eu) www: <http://www.eusew.eu/>

**IDB 気候変動と持続可能性デー:** 米州開発銀行は、国連持続可能な開発会議 (UNCSD、または Rio+20) のサイドイベントとして気候変動および持続可能性に関するイベントを計画している。議論では気候変動の緩和と適応、強靱な低炭素開発、生物多様性、持続可能なエネルギー、地方レベルの持続可能性の議題のチャレンジなどが議論される。日付: 2012年6月20日 場所: ブラジル、リオデジャネイロ www: <http://events.iadb.org/calendar/eventDetail.aspx?lang=en&id=3475>

**国連持続可能な開発会議 (UNCSD または Rio+20):** 国連総会は、2009年12月、ブラジルにおいて 2012年に UNCSD を開催するよう求める決議を採択した。この会議は、1992年、ブラジル、リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議 (UNCED) の 20 周年を記念するものである。日付: 2012年6月20-22日 場所: ブラジル、リオデジャネイロ 連絡先: UNCSD 事務局 電子メール: [uncsd2012@un.org](mailto:uncsd2012@un.org) www: <http://www.uncsd2012.org/>



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

**CDM 新規植林および再植林作業部会第 36 回会合**：クリーン開発メカニズム(CDM)新規植林および再植林(A/R)作業部会は、新しいベースラインやモニタリング方法論に関する提案の作成および提出など、CDM A/R プロジェクト活動に関係する問題を議論するため定期的に会合を開催する。日付：2012年6月20-22日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：http://unfccc.int/meetings/unfccc\_calendar/items/2655.php

**共同実施信任パネル第 28 回会合**：共同実施信任パネルの第 28 回会議は 2012 年 6 月に開催される。日付：2012 年 6 月 21-22 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**地中海性気候の都市：気候変動適応会議**：この会議は、世界の地中海性気候の 5 つの地域に同様の影響を与える現在および将来の気候変動に適応するためのアイデア、ニーズ、戦略を共有する目的で、各都市での現行の協力関係を開始するものである。日付：2012 年 6 月 25-27 日 場所：米国カリフォルニア、ロスアンジェルス www：  
<http://www.cvent.com/events/the-mediterranean-city-conference/event-summary-608171ff129f41ca824e89f112c41848.aspx>

**第 1 回 IUFRO-FORNESSA 地域会議**：この会議は、アフリカ地域のそして世界各地の森林科学者、森林管理者、政策立案者に対し、アフリカの森林および野生生物資源に影響を与える重要問題での情報や経験を交換し、共有する場を与える。この会議では、関連情報を、森林地域の地域社会、森林管理者、政策立案者、民間部門、市民団体に提供するような研究に焦点を当てる。対象となる特定のテーマには次のものが含まれる：森林と気候変動；森林と水；森林政策、統治、貿易；森林の生物多様性と保全；農林業、エネルギー、食糧安全保障。IUFRO は国際森林研究組織連合。日付：2012 年 6 月 25-29 日 場所：ケニア、ナイロビ 連絡先：Joe Cobbinah 電話：+233-244-405-601 ファクシミリ：+233-03220-60121 電子メール：  
[iufrofor\\_2012@yahoo.com](mailto:iufrofor_2012@yahoo.com) www：<http://www.fornis.net/congress/en/homepage>

**適応基金理事会第 18 回会合**：適応基金理事会は京都議定書締約国の権限と指針の下で適応基金を監督し、管理する。日付：2012 年 6 月 28-29 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：Marcia Levaggi 電話：+1-202-473-6390 電子メール：[mlevaggi@thegef.org](mailto:mlevaggi@thegef.org) www：<http://www.adaptationfund.org/page/calendar>

**第 2 回 100% 再生可能エネルギー国際会議および展示**：IRENEC 2012 は、EUROSOLAR トルコ、再生可能エネルギー欧州協会のトルコ部門が組織し、100%再生可能エネルギーへの転換の技術、経済、政治的な側面を議論する国際プラットフォームの役割を果たす。日付：2012 年 6 月 28-30 日 場所：トルコ、イスタンブール 連絡先：EUROSOLAR Turkey 電話：+90-533-395-5839 ファクシミリ：+90-216-589-1616 電子メール：  
[info@ireneec2012.com](mailto:info@ireneec2012.com) www：<http://www.ireneec2012.com/>

**政策ダイアログ・アジア利害関係者協議**：政策ダイアログ・アジア利害関係者協議は 2012 年 7 月に開催される。日付：2012 年 7 月 7-8 日 場所：タイ、バンコック 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**環境協力委員会(CEC)評議会第 19 回会合**：米国環境保護庁(EPA)は、環境協力委員会(CEC)評議会の第 19 回定例会を開催する。この評議会は、保健コミュニティと生態系、気候変動と低炭素経済、北米におけるグリーンな経済推進という 3 つの題目分野でのプロジェクトや問題を検討する。日付：2012 年 7 月 10-11 日 場所：米国ルイジアナ州ニューオーリンズ 連絡先：Nathalie Daoust、評議会書記 電話：+514-350-4310 ファクシミリ：+514-350-4314 電子メール：[ndaoust@cec.org](mailto:ndaoust@cec.org) www：<http://www.cec.org/council2012>



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

**CDM 理事会第 68 回会合**：CDM 理事会は、CDM の運用に関する問題を話し合うため、定期的に会合を開催する。  
日付：2012 年 7 月 16-20 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：49-228-815-1000 ファクシ  
ミリ：49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**アジア太平洋地域での CDM プロジェクトの地域配分強化に関する第 3 回ワークショップ**：このワークショップは、アジア開発銀行 (ADB)、地球環境戦略研究機関 (IGES)、UNFCCC 事務局が UNEP Risoe Centre と協力して開催する。このワークショップの目的は、ベストプラクティスや重要な学習事項を共有し、CDM に関する知識を強化し、それぞれのプロジェクトに固有の技術、資金、政策問題を議論する場を提供することである。  
日付：2012 年 7 月 18-20 日 場所：フィリピン、マニラ 連絡先：Alma Cañarejo 電子メール：  
acanarejo@cmp-adb.org www：[http://mailman.ngocentre.org.vn/webfm\\_send/3358](http://mailman.ngocentre.org.vn/webfm_send/3358)

**CDM 政策ダイアログのハイレベルパネル第 3 回会合**：CDM 政策ダイアログのハイレベルパネル第 3 回会合は、7 月末に開催される。日付：2012 年 7 月 25-26 日 場所：南アフリカ、ヨハネスブルグ 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**CDM 小規模作業部会第 38 回会合**：CDM 小規模作業部会第 38 回会合は 8 月に開催される。日付：2012 年 8 月 7-10 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：  
+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**CDM 方法論パネル第 57 回会合**：CDM 方法論パネルの第 57 回会合は 8 月に開催される。日付：2012 年 8 月 13-17 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：  
+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**CDM 信任パネル第 61 回会合**：CDM 信任パネルの第 61 回会合は、8 月後半に開催される。日付：2012 年 8 月 21-24 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：  
+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**UNFCCC 特別作業部会追加会合**：この暫定的に予定される会合には、AWG-LCA、AWG-KP、ADP の会合が含まれる。スペースが限られていることから、サイドイベントや展示などを行うことはできない。日付：2012 年 8 月 30 日-9 月 5 日 (仮の日程) 場所：タイ、バンコク 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：  
+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：<http://www.unfccc.int/>

**農業、食糧安全保障、気候変動に関する第 2 回世界会議**：農業、食糧安全保障、気候変動に関する第 2 回世界会議は、ベトナム政府とオランダ政府が世界銀行および FAO など他のパートナーとも協力し、共催する。この会議では、オランダ、ハーグでの 2010 年会議で設置された行動ロードマップ実施の進捗状況を話し合い、行動に新たなかつ具体的な優先度をつける一方、グリーンな成長の推進要素として気候にスマートな農業の早期行動を実証する。日付：2012 年 9 月 3-7 日 場所：ベトナム、ハノイ 連絡先：Tran Kim Long、農業および農村発展省 電話：+84-4-38434682 ファクシミリ：+84-4-37330752 電子メール：  
longtk.htqt@mard.gov.vn www：<http://www.afconference.com/>

**アフリカ環境大臣会議第 14 回例会**：アフリカ環境大臣会議第 14 回例会 (AMCEN-14) は、アフリカ諸国の閣僚が UNCSD (Rio+20) の主要成果を議論し、他の新たに登場した問題を話し合う場を提供する。さらにこの例会





Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

は、各国閣僚が UNFCCC の COP 18 に向け戦略を練る機会も提供する。 日付：2012年9月10-14日 場所：タンザニア、アルーシャ 連絡先：Angele Luh Sy 電話：+254-20-762-4292 電子メール：Angele.Luh@unep.org  
www：http://www.unep.org/roa/InformationMaterial/PressReleases/tabid/51641/Default.aspx

**海洋のポテンシャル会議**：「海洋のポテンシャル」会議は、プリマスの海洋科学組織のイニシアティブであり、プリマス海洋研究所が組織する。この会議では、広範な分野の利害関係者を集め、再生可能エネルギー、炭素隔離、人間の健康、バイオエンジニアリング、新しい食糧生産方法など、海洋が提供できる機会について話あう。 日付：2012年9月11-12日 場所：英国、プリマス 連絡先：会議事務局 電子メール：pde@plymouth.ac.uk www：http://www.oceansofpotential.org/

**CTI-CFF 地域交流**：サンゴ・トライアングルでの気候変動への適応の経験：サンゴ礁、漁業、食糧安全保障に関するサンゴ・トライアングル・イニシアティブ (CTI-CFF) は、6つの国が多国間パートナーシップを結び、食糧安全保障や気候変動、海洋の生物多様性など、重要問題に取り組み膨大な海洋資源、沿岸資源を保持するため協力しあうものである。この地域交流は、耐性に向けた早期行動や脆弱性の評価、そして気候変動適応学習ネットワークに関する、最近のサンゴ・トライアングル諸国の活動をレビューし、意見交換を行うのを目的とする。 日付：2012年9月12日 場所：TBA 連絡先：CTI-CFF 事務局 電話：+62-21-386-0623 ファクシミリ：+62-21-386-0623 電子メール：secretariat@cti-secretariat.net www：  
<http://www.coraltriangleinitiative.org/events/cti-cff-regional-exchange-cca-experiences-coral-triangle>

**ナイジェリア代替エネルギー博覧会**：ナイジェリア代替エネルギー博覧会は、再生可能エネルギーの専門家や電力の専門家、政府関係者や市民社会の代表、さらには世界中の200社以上の展示企業を集めて開催される。目的は次のとおり：全ての利害関係者が参加する場を作り、知識や技能のネットワークを築き、その移転を図る；気候変動に関する意識を向上させ、一般を教育する；再生可能エネルギーと気候変動への耐性の最前線にある地方および国際的なイニシアティブおよび技術の展示を行う。 日付：2012年9月17-19日 場所：ナイジェリア、アブジャ 連絡先：会議企画者 電話：+234-9-480-6271 電子メール：info@nigeriaalternativeenergyexpo.org www：<http://www.nigeriaalternativeenergyexpo.org/>

**CDM 理事会第 69 回会合**：クリーン開発メカニズム (CDM) 理事会は CDM の運用に関する問題を話し合うため、第 69 回会合を開催する。 日付：2012年9月17-21日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**生態系の持続可能性および社会的衡平性のための反成長に関する第 3 回国際会議**：この会議では3つの題目、公共のもの (commons)、仕事 (work)、民主主義 (democracy) について議論し、反成長の源、変化の対象、シナリオを論じる。 日付：2012年9月19-23日 場所：イタリア、ベニス 連絡先：会議事務局 電子メール：venezia2012decrescita.it www：<http://www.venezia2012.it/chi-siamo/promotori/?lang=en>

**高 CO<sub>2</sub> 濃度世界での海洋に関する第 3 回シンポジウム**：このシンポジウムは、海洋学研究に関する科学委員会 (SCOR)、ユネスコの政府間海洋学委員会 (IOC)、地球圏・生物圏国際プログラムの主催で開催される。このシンポジウムは、300名以上の優れた世界的科学者が集まり、海水の酸性化が海洋生物や生態系、生物地学化学的循環に与える影響を議論することを目指す。まだ海水の酸性化による社会経済的な影響結果も議論の対象とする、これには政策や管理の影響も含める。 日付：2012年9月24-27日 場所：米国カリフォルニア州、モントレイ 電子メール：secretariat@scor-int.org www：<http://www.highco2-iii.org/>



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

**共同実施監督委員会第30回会合**: 共同実施監督委員会は9月に会合する。日付: 2012年9月26-28日 場所: ドイツ、ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**第22回LEG会議**: 後発発展途上国専門家グループは、2012年9月後半に会合する。日付: 2012年9月26-29日 場所: ツバル、フナフティ 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**気候変動と開発政策に関するUNU-WIDER会議**: 国連大学(UNU)-世界開発経済研究所(WIDER)の「気候変動と開発政策」会議は、気候と開発の目的のバランスをとる方法に関し、多様な展望を反映させることを目指す。この会議では、研究から開発政策への情報提供がどれだけ可能であるかを評価し、既存の知識のギャップを明らかにし、低炭素開発(緩和)と気候に耐性のある戦略(適応)の両方に焦点を当てる。日付: 2012年9月28-29日 場所: フィンランド、ヘルシンキ 連絡先: Anne Ruohonen 電子メール: [climate2012@wider.unu.edu](mailto:climate2012@wider.unu.edu) www: [http://www.wider.unu.edu/home/news/en\\_GB/call-28-09-2012/](http://www.wider.unu.edu/home/news/en_GB/call-28-09-2012/)

**太平洋地域LDCsのためのLEGワークショップ**: 太平洋地域LDCsのためのLEGワークショップはツバルで開催される。日付: 2012年9月28日-10月3日 場所: ツバル、フナフティ 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**10月CDM会議**: CDM評価チーム第8回ワークショップは、2012年10月1-2日、CDM小規模作業部会第39回会議は10月9-12日、第5回CDMラウンドテーブルは10月12日、CDM方法論パネル第58回会議は10月15-19日、CDM信任パネル第62回会合は10月22-25日にそれぞれ開催される。場所: ドイツ、ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**アフリカ持続可能なエネルギーの資金サマーアカデミー**: 持続可能なエネルギーの資金アカデミーは、UNEP気候と持続可能なエネルギー資金の調整センター、フランクフルトスクールの新しい枠組の下で開催され、ケニアのナイロビにおいて、再生可能エネルギーとエネルギー効率化の資金に関する包括的な枠組みを提供し、特にアフリカでの再生可能エネルギーに重点を置く。日付: 2012年10月21-26日 場所: ケニア、ナイロビ 連絡先: Summer Academy Team 電話: +49-069-154008-692 ファクシミリ: +49-069-154008-4692 電子メール: [summeracademy@fs.de](mailto:summeracademy@fs.de) www: [http://www.frankfurt-school.de/content/en/consulting/ias/regional\\_summer\\_academies/sustainable\\_energy\\_finance\\_nairobi.html](http://www.frankfurt-school.de/content/en/consulting/ias/regional_summer_academies/sustainable_energy_finance_nairobi.html)

**第8回アフリカ開発フォーラム**: 第8回アフリカ開発フォーラム(ADF)は、「アフリカの開発のため自然資源の統治と活用」をテーマに開催される。ADFは、次の6つの分野に焦点を当てる: 知識ベース; 人的能力および制度の能力; 政策、法律問題、規制問題; 経済問題; ガバナンス、人権、社会問題; 参加と自然資源の所有権; 環境上、物質上の管理と気候変動。日付: 2012年10月23-25日 場所: エチオピア、アジスアベバ(仮) 連絡先: Isatou Gaye 電話: +251-11-544-5098 ファクシミリ: +251-11-551-0365 電子メール: [igaye@uneca.org](mailto:igaye@uneca.org) www: [http://www.uneca.org/eca\\_resources/news/2012/120309adf.html](http://www.uneca.org/eca_resources/news/2012/120309adf.html)

**共同実施信任パネル第29回会合**: 共同実施信任パネルは2012年10月に会合する。日付: 2012年10月24-25日 場所: ドイツ、ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - May 2012  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

**適応基金理事会第 19 回会合**：適応基金理事会は 10 月に会合する。日付：2012 年 10 月 25-26 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：Marcia Levaggi 電話：+1-202-473-6390 電子メール：mlevaggi@thegef.org www：  
<http://www.adaptationfund.org/page/calendar>

**CDM 新規植林、再植林作業部会第 37 回会合**：CDM 新規植林、再植林作業部会の第 37 回会合は 10 月末に開催される。日付：2012 年 10 月 29-31 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**CIF パートナリシップ・フォーラム 2012 およびこれに伴い開催されるイベント**：気候投資ファンドパートナーシップ・フォーラムは、CIF の開発に関心のある全ての利害関係者を集め、これまでに終えた作業をレビューし、更なる行動分野について議論する。日付：2012 年 10 月 31 日-11 月 8 日 場所：トルコ、イスタンブール 連絡先：気候投資ファンド 電話：+1-202-458-1801 電子メール：CIFAdminUnit@worldbank.org www：  
<http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/>

**「世界エネルギー展望 2012 年」作成開始**：国際エネルギー機関(IEA)はその主要刊行物、世界エネルギー展望(WEO) 2012 年の作成作業を開始する。WEO-2012 には、世界のエネルギー市場の動向に関する分析と洞察、これらの動向がエネルギー安全保障、環境保護、経済発展に与える意味合いが記載される。さらに、エネルギー生産および需要、投資、貿易と排出量の国ごと、燃料ごと、部門ごとの 2035 年までの最新予想も記載する。WEO-2012 は、特定のエネルギー戦略問題も調査する、この中には次のものが含まれる：今後到来する「ガスの黄金時代」に関する「黄金則」；エネルギー効率向上の価値に関する詳細な調査；水資源とエネルギーの連関の重要性増大；エネルギーの動向に対する気候のフィードバック；全てのものに持続可能なエネルギーをとという国際年。日付：2012 年 11 月 1 2 日 場所：フランス、パリ 連絡先：Paweł Olejarnik, IEA 電話：+33-1-40-57-67-57 電子メール：pawel.olejarnik@iea.org www：  
<http://www.worldenergyoutlook.org/publications/weo-2012/>

**CDM 第 6 回ラウンドテーブル、CDM 理事会第 70 回会合**：CDM 第 6 回ラウンドテーブルは 11 月 18 日に開催され、続いて CDM 理事会第 70 回会合が開催される。この会議は UNFCCC COP 18/CMP 8 に先立つもの。日付：2012 年 11 月 18-23 日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**CDM DNA フォーラム第 14 回会合**：CDM 指定国家当局(DNA)フォーラムは、11 月後半に開催される。日付：2012 年 11 月 24 -25 日 場所：カタール、ドーハ 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**UNFCCC COP 18**：国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第 18 回締約国会議(COP 18)と第 8 回京都議定書締約国会議(CMP 8)は、カタールのドーハで開催され、他の関連する会議も開催される。日付：2012 年 11 月 26 日-12 月 7 日 場所：カタール、ドーハ 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：  
[http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

## 用語集

ADP	強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会
AAU	割当量単位
ALBA	米州ボリバル代替統合構想
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会
AWG-LCA	条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会
BASIC	ブラジル、南アフリカ、インド、中国
CDM	クリーン開発メカニズム
COP	気候変動枠組条約締約国会議
CMP	京都議定書締約国会議
CTCN	気候技術センター・ネットワーク
GEF	地球環境ファシリティ
GCF	緑の気候基金
GRULAC	中南米およびカリブ海諸国グループ
EIG	環境十全性グループ
EITs	市場経済移行国
ICA	国際的な協議と分析
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
IPRs	知的財産権
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDCs	後発発展途上国
LEG	後発発展途上国専門家グループ
LULUCF	土地利用・土地利用変化及び林業
MRV	計測、報告、検証
NWP	影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画
NAMA	国別適切緩和行動
NAPs	国別適応計画
NAPA	国別適応行動計画
QELROS	数量化された排出抑制および削減目標
REDD+	途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等
SBs	補助機関
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学上及び技術上の助言に関する補助機関
SICA	中米統合システム
TEC	技術執行委員会
UNFCCC	国連気候変動枠組条約
YOUNGOs	若者の NGOs





*Earth Negotiations Bulletin*  
*Bonn Climate Change Conference - May 2012*  
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Cherrille Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.